

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理）

（担当部課：総務部税務課、地域振興部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新について
担当課	税務課、戸籍住民課
目 的	住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び情報セキュリティの安全性の向上に寄与することを目的とする。
対象者	区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人
事業内容	1 概要 令和7年1月に、住民記録システムを標準仕様書準拠システムへ移行し、税務システムをパッケージシステムへ移行することから、証明書様式やデータ連携仕様が変更となるため、現行の証明書自動交付システム（コンビニ交付）を改修して対応する計画としていた。 しかし、住民記録及び税務システムの標準仕様書に準拠し、セキュリティ面での安全性が高い新たなコンビニ交付システムが、急遽 LGWAN-ASP によるクラウドシステムとして開発されることが明らかとなったため、当初の計画を変更し当該クラウドシステムに更新する。 現行の証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新に伴い、クラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、電算処理等を行うこととした。また、クラウドシステムへの更新に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済み）。 その後、地方税に関する事務と住民基本台帳に関する事務の全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。 （1）「地方税に関する事務 全項目評価書（素案）」に対するパブリック・コメントの実施結果 ア 実施期間 令和6年10月10日から令和6年11月8日まで イ 実施内容 税務課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和6年10月15日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。 ウ 意見提出者 2名 73件 ※パブリック・コメント実施結果（概要）については、参考43-1のとおり （2）「地方税に関する事務 全項目評価書（素案）」第三者点検実施結果 ア 実施期間 令和6年10月21日から令和6年11月11日まで

	イ 受託事業者 株式会社RSコネクト ウ 点検結果 評価書は、「個人情報保護委員会への提出及び公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。点検において、詳細箇所について修正すべき点の指摘があり、指摘事項を踏まえて評価書を修正した。 ※上記実施結果を踏まえた、特定個人情報保護評価書の変更点については、資料43-1及び資料43-2のとおり ※特定個人情報保護評価書の新旧対照表（素案からの変更内容）については、資料43-3のとおり (3)「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（素案）」に対するパブリック・コメントの実施結果 ア 実施期間 令和6年10月10日から令和6年11月8日まで イ 実施内容 戸籍住民課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和6年10月15日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。 ウ 意見提出者 2名 73件 ※パブリック・コメント実施結果（概要）については、参考43-1のとおり (4)「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（素案）」に対する第三者点検実施結果 ア 実施期間 令和6年10月16日から令和6年11月11日まで イ 受託事業者 株式会社RSコネクト ウ 点検結果 評価書は、「個人情報保護委員会への提出及び公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。点検において、詳細箇所について修正すべき点の指摘があり、指摘事項を踏まえて評価書を修正した。 ※上記実施結果を踏まえた、特定個人情報保護評価書の変更点については、資料43-5及び資料43-6のとおり ※特定個人情報保護評価書の新旧対照表（素案からの変更内容）については、資料43-7のとおり
--	---

件名 証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）

保有課（担当課）	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税・森林環境税
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか）	1 個人の範囲 区が保有している特別区民税・都民税・森林環境税の情報に係る個人 2 記録項目 住民情報等（資料4 3－4のとおり） 3 記録するコンピュータ 証明書自動交付システム（LGWAN-ASP によるクラウドシステム）
新規開発・追加・変更の理由	証明書自動交付システム（コンビニ交付）をクラウドシステムへ更新することにより、情報セキュリティの安全性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現行の証明書自動交付システム（コンビニ交付）をクラウドシステムへ更新する。区基幹業務システムから区 LGWAN 接続ルータを通じて、事業者の証明書自動交付システムへ連携する仕組みとなる。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。
新規開発・追加・変更の時期	令和6年9月から令和6年12月まで 移行期間 令和7年1月から 本稼働 ※特定個人情報保護評価（全項目評価）の今後のスケジュールは以下のとおり 令和6年12月28日 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表 ※税務課、区政情報課、特別出張所等での窓口での閲覧は令和7年1月6日からを予定

件名 証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）

保有課（担当課）	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか）	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者 2 記録項目 資料4 3－8のとおり 3 記録するコンピュータ 証明書自動交付システム（LGWAN-ASP によるクラウドシステム）
新規開発・追加・変更の理由	証明書自動交付システム（コンビニ交付）をクラウドシステムへ更新することにより、情報セキュリティの安全性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現行の証明書自動交付システム（コンビニ交付）をクラウドシステムへ更新する。区基幹業務システムから区 LGWAN 接続ルータを通じて、事業者の証明書自動交付システムへ連携する仕組みとなる。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	令和6年度第6回個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。
新規開発・追加・変更の時期	令和6年9月から令和6年12月まで 移行期間 令和7年1月から 本稼働 ※特定個人情報保護評価（全項目評価）の今後のスケジュールは以下のとおり 令和6年12月28日 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表 ※戸籍住民課、区政情報課、特別出張所等での窓口での閲覧は令和7年1月6日からを予定

地方税に関する事務の全項目評価書の概要

I 基本情報

地方税に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

この度、証明書自動交付システム（コンビニ交付）の更新及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準仕様書に準拠した税務システムへの移行（以下「システム更新等」）に伴い、既に公表している「地方税に関する事務 全項目評価書（以下「評価書」）」の記載内容に変更が生じたため、文言の追加・修正を行っている。

【今回の主な変更点】

(1) システム更新等に伴うシステム運用環境について追記

II 特定個人情報ファイルの概要

地方税に関する事務で取り扱う「(1) 住民税賦課徴収情報ファイル※¹」及び「(2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル※²」の2つのファイルの内容を記載しているほか、その取扱い方法等について、以下の1～4の過程ごとに記載している。

上記システム更新等及び滞納整理に一元的に取り組む（仮称）滞納対策課の設置に伴い、評価書の記載内容に変更が生じたため、文言の追加・修正を行っている。

1 入手・使用

特定個人情報の入手方法・使用目的など

2 委託

特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容、委託先、再委託の有無など

3 提供・移転

特定個人情報の提供・移転先、提供・移転先での用途など

4 保管・消去

特定個人情報の保管場所・期間、消去方法など

※1 住民税賦課徴収情報ファイル…住民税の賦課及び収納管理・還付充当処理並びに滞納整理を正確に行うためのファイル

※2 軽自動車税賦課徴収情報ファイル…軽自動車税の賦課及び収納管理・還付充当処理並びに滞納整理を正確に行うためのファイル

【今回の主な変更点】

(1) 特定個人情報ファイルの使用の主体の使用部署に（仮称）滞納対策課を追加

(2) 特定個人情報ファイルの保管・消去について、コンビニ交付クラウド及びガバメントクラウドにおける措置を追記

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

地方税に関する事務における特定個人情報ファイル（II(1)～(2)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、以下の1～6の取扱い過程ごとに記載している。

上記システム更新等に伴い、評価書の記載内容に変更が生じたため、文言の追加・修正を行っている。

- 1 「入手」において想定されるリスクへの対策
- 2 「使用」において想定されるリスクへの対策
- 3 「委託」において想定されるリスクへの対策
- 4 「提供・移転」において想定されるリスクへの対策
- 5 「情報提供ネットワークシステムとの接続」において想定されるリスクへの対策
- 6 「保管・消去」において想定されるリスクへの対策

【今回の主な変更点】

- (1) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策について、コンビニ交付クラウド及びガバメントクラウドにおける措置について追記

IV その他のリスク対策

地方税に関する事務における特定個人情報ファイル（Ⅱ(1)～(2)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、「自己点検」、「監査」、「従業者に対する教育・啓発」等の観点から記載している。

上記システム更新等に伴い、評価書の記載内容に変更が生じたため、文言の追加・修正を行っている。

【今回の主な変更点】

- (1) その他のリスク対策について、ガバメントクラウドにおける措置について追記

V 開示請求、問合せ

地方税に関する事務における特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、同事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載している。

VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

【今回の主な変更点】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日
令和6年10月10日から令和6年11月8日までの30日間で実施
- (2) 意見聴取の結果
2名（73件）
- (3) 第三者点検の実施日
令和6年10月21日から令和6年11月11日まで
- (4) 第三者点検の結果
誤字・脱字・文言の統一及び補記 等

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新宿区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の内容 ※	1 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区税に関する事務全体の概要は以下のとおり。 (1)納税義務者等からの申告・届出等や調査による課税事務 (2)納税義務者等からの納税の管理、還付等を行う収納事務 (3)納期限内に納付(納入)がない者への督促状等発送や滞納処分を行う滞納整理事務 (4)納税義務者等の宛名管理事務 2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。 (1)納税義務者等からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、国税庁、年金支払者、給与支払者、他自治体等から申告情報を取得する。 (2)必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。 (3)(1)及び(2)により課税した内容について、納税義務者等に通知する。 (4)納税義務者等からの納付(納入)を金融機関等からの納付情報により確認する。 (5)過誤納金が生じた場合は、還付または充当の通知を納税義務者等へ行う。 (6)納期限までに完納しない場合は、納税義務者等に対して督促状を送付する。 (7)督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 (8)滞納整理にあたっては、必要な情報を他機関等に調査を行う等滞納者の財産調査を行う。 (9)税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 (10)番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務システム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による特別区民税・都民税(令和6年度より森林環境税を含む。以下、「住民税」という。)及び軽自動車税(種別割)の賦課徴収等を管理するシステム 1 住民税賦課徴収・滞納整理機能 賦課、税額通知書の発行、課税状況照会、収納管理、納付書の発行、証明書の発行、充当・還付、督促、催告、差押の管理、延滞金等の税額計算、課税資料管理 2 軽自動車税(種別割)賦課徴収・滞納整理機能 賦課、納税通知書の発行、課税状況照会、収納管理、納付書の発行、証明書の発行、充当・還付、督促、催告、差押の管理、延滞金等の税額計算
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (証明書自動交付システム) [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム2～5

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名等システム
②システムの機能	1 番号の管理 団体内統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・団体内統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2 団体内統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 3 中間サーバー用データの転送機能 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 4 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取る。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、庁内各業務システム)
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)

システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月に運用を開始した。 地方税ポータルセンタで受付した地方税における電子申告、電子申請・届出、納付に係るデータは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、各地方公共団体の審査システムで受領する。受信サーバーの機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行っている。 1 給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 2 税額通知(特別徴収)データの送信機能 3 申告データ審査・照会機能 4 申請・届出データ審査・照会機能 5 地方税共通納税システムの納付情報ファイル等の受信機能 6 寄附金申告特例通知データの送受信機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方税ポータルセンタと接続)
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用を開始した。 国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データ(国税連携データ)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、各地方公共団体へ送信される。受信サーバーの機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行っている。 1 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4 団体間回送機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方税ポータルセンタと接続)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 機構への情報照会 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2 本人確認情報検索 4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム7	
①システムの名称	軽自動車検査情報市区町村提供システム
②システムの機能	軽自動車検査情報市区町村提供システムは、軽自動車税(種別割)の経年車重課及びグリーン化特例(軽課)に対応するために必要な、初度検査年月、燃費性能や燃料の種類等の軽自動車検査情報を、区市町村が入手するためのシステムである。 地方公共団体情報システム機構は、軽自動車検査情報を一般社団法人全国軽自動車協会連合会から取得後、軽自動車税(種別割)の経年車重課及びグリーン化特例(軽課)判定情報を付加し、区市町村に提供を行い、区市町村はLGWANに接続したパソコンから地方公共団体情報システム機構のポータルサイト(J-LISポータル)にアクセスして検査情報をダウンロードする。 1 更新情報の取得 2 特定条件の検査情報の取得 3 検査情報のWeb画面照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (総合行政ネットワークシステム(LGWAN)を通じて地方公共団体情報システム機構と接続)
システム8	
①システムの名称	軽OSS連携システム
②システムの機能	軽OSS連携システムは、新車購入時の軽自動車保有関係手続の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、令和5年1月から運用を開始した。 区市町村はLGWANに接続したパソコンから軽OSS連携システムに接続し、軽OSS-IFシステムから連携された軽自動車税種別割申告情報・軽自動車税環境性能割申告情報・自動車検査証情報をダウンロードする。 1 軽自動車税種別割申告情報の取得 2 軽自動車税環境性能割申告情報の取得 3 自動車検査証情報の取得 4 上記3情報のWeb画面照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	1 証明書データ作成等機能 コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した納税証明書等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能。 2 利用者管理機能 住民記録システムから送信された利用者証明用電子証明書シリアル番号を、庁内連携システムを経由して受信し、コンビニ交付サービスの利用者を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (証明書交付センター)

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民税賦課徴収情報ファイル (2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
① 事務実施上の必要性	個人番号に基づき同一人の各種賦課情報を名寄せするため。また情報提供ネットワークシステムや住民基本台帳ネットワークシステムを用い、必要な情報を取得することにより、地方税賦課徴収事務を適正に行うため。
② 実現が期待されるメリット	1. 各種賦課情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 2. 納税義務者の正確な情報を把握することにより、実態に即した賦課徴収事務が実現できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法等
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
① 実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び同条第9号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠): 第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (第2条の表における情報照会の根拠): 第48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
① 部署	総務部税務課
② 所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

別添1のとおり

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民税賦課徴収情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月一日)に本区の住民基本台帳に記録されている者及び住民基本台帳に記録されていないが本区に住所を有しているとみなした者並びにそれらに扶養されている者
その必要性	適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・国税関係情報 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報 住民税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報 保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために保有 ・年金関係情報 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特別徴収税額の算出を行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和7年1月1日
⑥事務担当部署	総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、生活福祉課等 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ デジタル庁、国税庁、日本年金機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、公的年金等支払者等、金融機関等 ） ☐ その他 （ 地方公共団体情報システム機構 ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 地方税ポータルシステム、住民基本台帳ネットワークシステム ）	
③入手の時期・頻度		1 識別情報：随時 2 連絡先等情報：随時 3 業務関係情報 (1) 国税関係情報：随時 (2) 地方税関係情報：随時 (3) 医療保険関係情報：年1回、1月 (4) 生活保護・社会福祉関係情報：年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。 (5) 年金関係情報：年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。	
④入手に係る妥当性		賦課徴収事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示		地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項に明示している。	
⑥使用目的 ※		適正かつ公平な賦課徴収のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効果的にできるよう個人番号を利用し、各種申告書の受付、税額の算出・通知を行う。	
	変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務課、(仮称)滞納対策課、特別出張所	
	使用者数	100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・住民、国税庁、年金保険者、企業、他自治体等から申告情報を取得する。 ・賦課に必要な情報(生活保護受給等)を照会し取得する。 ・各種申告情報から賦課情報を作成する。 ・納税義務者、特別徴収義務者へ税額を通知する。 ・収納情報を管理する。 ・申請に基づき、口座振替の登録処理を行う。 ・過誤納金が生じたものについて、還付・充当処理を行い、通知書を作成する。 ・賦課・収納情報に基づき、申請に応じて課税・非課税・納税証明書を発行する。 ・滞納情報から、財産調査・滞納処分等の滞納整理事務を行う。	
	情報の突合 ※	・申告情報・住民票関係情報を突合して、課税・非課税及び税額を決定する。 ・申告情報・生活保護関係情報を突合して、非課税者を決定する。	
	情報の統計分析 ※	納税義務者数、調定額等の集計処理を行っているが、特定の個人を判別し得る情報の統計や分析は行わない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	住民税の賦課決定、減免の決定及び却下。	
⑨使用開始日		令和7年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (5) 件	
委託事項1		税務システムの構築・運用・保守	
①委託内容		税務システムの構築・運用・保守に関すること	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システム等の運用・保守を委託するため全対象が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システム間のデータ抽出・取込)	
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名		株式会社 日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。	
	⑨再委託事項	税務システム中、滞納整理機能部分についての運用・保守	
委託事項2～5			
委託事項2		当初課税等業務委託	
①委託内容		課税資料の整理、スキニング、データ入力等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月一日)に本区の住民基本台帳に記録されている者及び住民基本台帳に記録されていないが本区に住所を有しているとみなした者並びにそれらに扶養されている者のうち課税資料が提出された者	
	その妥当性	各種課税資料を整理し、電子データに変換する必要があるため、専門業者への委託が必要である。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

委託事項4		証明書自動交付システムの保守業務	
①委託内容		証明書自動交付システムの保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月一日)に本区の住民基本台帳に記録されている者のうち課税・非課税の決定がされた者	
	その妥当性	証明書自動交付システムの機器の定期的なメンテナンス及び障害発生に備えた復旧作業人員等の迅速な手配等を安定的に行う必要があるため、委託している。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。	
	⑨再委託事項	証明書自動交付システムの保守業務の一部	
委託事項5		新宿区納付案内センターの運営業務	
①委託内容		税務システムを利用した次の業務 ・電話及びSMSによる納付案内 ・調査結果等の入力 ・郵送物の開封	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	住民税に滞納がある納税義務者及び特別徴収義務者	
	その妥当性	正規職員を徴収(滞納整理)事務に専念させ、住民税の未納者に対する納付案内等の事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属要員が必要となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの直接操作)	

⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名		株式会社 バックスグループ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☒ 提供を行っている (78) 件 ☒ 移転を行っている (40) 件 ☐ 行っていない	
提供先1		番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者等	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号及び同条第9号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	
②提供先における用途		番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表で規定された事務等	
③提供する情報		地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者	
⑥提供方法		☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
提供先2～5			
提供先2		国税庁長官	
①法令上の根拠		番号法第19条第10号、地方税法第317条、国税徴収法第146条の2	
②提供先における用途		所得税の更正決定、滞納整理	
③提供する情報		地方税関係情報、滞納者の滞納状況等	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者	

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第294条第3項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
提供先4	特別徴収義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与支払者が、給与所得等に係る住民税を給与支払する際に特別徴収し、自治体に納入するため。
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収の対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時
提供先5	特別徴収義務者(公的年金等支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項
②提供先における用途	年金保険者が、年金所得に係る住民税を年金給付の際に特別徴収し、自治体に納入するため。
③提供する情報	地方税関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時
提供先6～10	
提供先6	新宿区教育委員会事務局学校運営課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の第127の項、第19条第11号 ・新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「新宿区番号条例」という。)第4条
②提供先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	新宿区教育委員会事務局学校運営課
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項、番号法第19条第11号 ・新宿区番号条例第3条、第4条
②提供先における用途	就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(新宿区教育委員会規則)で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙1のとおり)
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表 ・新宿区番号条例第3条
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表で規定された事務(別紙1のとおり)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先2～5	
移転先2	新宿区番号条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例(以下「東京都番号条例」という。)において、個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙2のとおり)
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・新宿区番号条例第3条 ・東京都番号条例第4条
②移転先における用途	新宿区番号条例及び東京都番号条例で規定された事務(別紙2のとおり)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び区外在住の課税対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		<当区における措置> ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている場所に保管する。 ・サーバー室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバー室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバー室には耐震対策・防火措置等を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。											
	②保管期間	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> [6年以上10年未満] その妥当性 ・地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため。 ・地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の更正及び決定の期間が7年間は可能であると定められているため。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		<当区における措置> ・電子データについては、システムの機能にて消去する。機器を廃棄する際は、完全消去もしくは物理破壊によりデータ復旧できないことを確認する。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、裁断処理や溶解処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・クラウド事業者がNSA方式等によりデータを完全消去し、地方公共団体に対してデータ消去の証明書を発行する。											
7. 備考													

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本区内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する者
その必要性	適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 軽自動車税(種別割)額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和7年1月1日
⑥事務担当部署	総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、生活福祉課等 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ デジタル庁、運輸支局 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 金融機関等 ） ☐ その他 （ 地方公共団体情報システム機構、軽自動車検査協会等 ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、軽自動車検査情報市区町村提供システム、軽OSSシステム ）	
③入手の時期・頻度		1 識別情報：随時 2 連絡先等情報：随時 3 業務関係情報 (1)地方税関係情報：随時	
④入手に係る妥当性		賦課徴収事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示		地方税法第463条の19、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項に規定されている。	
⑥使用目的 ※		適正かつ公平な賦課徴収のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効果的にできるよう個人番号を利用し、各種申告書の受付、税額の算出・通知を行う。	
変更の妥当性			
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務課、（仮称）滞納対策課、特別出張所	
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・本区内に主たる定置場を有する軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の車両情報及び所有者等を登録し管理を行う。 ・登録車両及び納税義務者を特定し、課税額を決定する。 ・課税処理結果をもとに納税義務者の最新住所地に納税通知書を送付する。 ・収納情報を管理する。 ・過誤納金が生じたものについて、還付・充当処理を行い、通知書を作成する。 ・賦課・収納情報に基づき、申請に応じて納税証明書を発行する。 ・軽自動車税（種別割）の滞納情報から、財産調査・滞納処分等の滞納整理事務を行う。	
情報の突合 ※		・申告情報・住民票関係情報を突合して、課税・非課税及び税額を決定する。 ・申告情報・住民票関係情報を突合して、車両情報の登録、管理を行う。	
情報の統計分析 ※		納税義務者数、調定額等の集計処理を行っているが、特定の個人を判別し得る情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		軽自動車税（種別割）の賦課決定、減免の決定及び却下。	
⑨使用開始日		令和7年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (2) 件	
委託事項1	税務システムの構築・運用・保守	
①委託内容	税務システムの構築・運用・保守に関すること	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システム等の運用・保守を委託するため全対象が範囲となる。
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システム間のデータ抽出・取込)	
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。
	⑨再委託事項	税務システム中、滞納整理機能部分についての運用・保守
委託事項2～5		
委託事項2	新宿区納付案内センターの運営業務	
①委託内容	税務システムを利用した次の業務 ・電話及びSMSによる納付案内 ・調査結果等の入力 ・郵送物の開封	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税(種別割)に滞納がある納税義務者
	その妥当性	正規職員を徴収(滞納整理)事務に専念させ、軽自動車税(種別割)の未納者に対する納付案内等の事務を効率的、効果的かつ集中的に行うには、専属要員が必要となる。

③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求等にて公開	
⑥委託先名		株式会社 バックスグループ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1		市町村長	
①法令上の根拠		番号法第19条第10号、地方税法第463条の19第1項	
②提供先における用途		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	
③提供する情報		地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		本区以外の他自治体に課税権がある対象者	
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		他自治体に課税権があることが判明した都度	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜当区における措置＞ ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている場所に保管する。 ・サーバー室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバー室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバー室には耐震対策・防火措置等を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	②保管期間 その妥当性	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table> [6年以上10年未満] ・地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため。 ・地方税法第17条の5により、偽りその他不正の行為により税額を免れ、もしくは還付を受けた場合の更正及び決定の期間が7年間は可能であると定められているため。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		＜当区における措置＞ ・電子データについては、システムの機能にて消去する。機器を廃棄する際は、完全消去もしくは物理破壊によりデータ復旧できないことを確認する。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、裁断処理や溶解処理を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添2のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民税賦課徴収情報ファイル、(2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において、地方税法、新宿区特別区税条例、同施行規則等に従い申告内容等や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・申告書等の内容をシステムへ入力後、申告書等とシステムの入力内容を照合し、複数人で確認を行う。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本情報に基づいて新宿区の課税対象者と合致するかを確認している。 ・地方公共団体情報システム機構からの入手は、番号法第14条第2項において、「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは…機構に対して機構保存本人確認情報の提供を求めることができる」と規定されており、事務処理に必要な者以外の情報は入手できない。 ・国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第325条及び番号法第19条第10号等に基づき、政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、国税連携システムを介して入手する場合を含め、法令で定める場合以外の入手を行わない。 ・地方税ポータルセンタでは、申告書の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者の暗証番号を取得しなければならない。利用届出の提出や申告データ等を送信する際に、電子証明書によって電子署名を行う。電子証明書を使用して電子署名を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)を防ぐことができる。 - また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、eLTAXから提出先自治体の審査システムの審査サーバーへ配信されるようにシステムで制御をしている。 ・他自治体に課税権があることが判明した場合は、速やかに他自治体に回送する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示す。 ・必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。 ・申告書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。 ・システムの入力画面においては税務事務と関連しない項目を登録することができない。 ・他団体からの申告情報等の入手については、あらかじめ定められた情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報しか提供を受けられないようにシステムで制御している。 ・eLTAXでは、地方税の賦課徴収に必要な情報以外入手することはできない。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 	

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの情報入手の際は、本人確認書類の提示により本人確認を行う。 ・窓口で本人の代理人が申告書等を提出する場合は、委任状の確認を行うとともに、代理人の本人確認書類の提示により、代理人の本人確認を行う。 ・住民以外から提出される申告等情報は、提出元が本人に個人番号及び4情報の確認を行う。内容に不備がある場合には、提出元に確認する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等の提示を受け、個人番号の確認を行う。 ・税務システムで保有している4情報により、個人番号の確認を行う。 ・住基ネットにより、4情報との突合により、個人番号の確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ・事務処理を行った際は、別の職員が処理内容を確認することで誤処理等を防止する。 ・正確性に疑義が生じた場合は証明書等の添付や各機関への照会、あるいは税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・申告等の受付の窓口において、他者の目に触れないよう仕切り板で遮断している。 ・申告等の処理結果を誤った相手方に手渡すことを防止するため、窓口で対面にて収受している。 ・住民からの申告書等については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・eLTAXによる申告等情報は、専用回線を介して入手している。システム用端末は、ログイン用のユーザIDとパスワードを設定している。 ・電子記録媒体等の外部媒体は、保管庫で施錠管理し、利用時には利用簿へ記載して管理者の許可を得てから利用している。また、媒体にパスワードを設定して容易に内容を開封できないようにしている。 ・業務端末は、外部との接続をしていない。また、外部記録媒体の接続を制限しているため、データの持ち出しはできない。さらに、業務端末における操作については職員ごとに付与されたユーザIDに紐付くアクセスログが記録されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・団体内統合宛名等システムにおいては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署以外から特定個人情報へのアクセスができない。 ・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムでは賦課徴収事務に必要な情報のみを保有しており、事務に必要な情報とは紐付けすることができない。 ・許可された特定の業務端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、サーバ及びネットワーク機器でアクセス制御の設定をしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・税務システムの利用者を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用ができない対策を実施している。 ・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード及び顔認証の複数の手段による認証を実施している。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけに、アクセスすることができるよう制御している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・税務課長が業務ごとにアクセスできる権限を決め、必要な職員にのみアクセス権限の発効を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限の変更を行う際は、税務課長がアクセス権限の失効・追加等を実施する。 ・税務課以外の職員にアクセス権限が必要な場合は各所属長からの申請を受け、税務課長が認める場合のみ必要な権限を付与する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴(操作ログ)を7年間保管する。 ・情報の漏えいや重大な情報セキュリティ障害が発生したとき、又は当該事実が発生したことが疑われる場合、若しくは発生するおそれがある場合等必要に応じ、操作履歴の調査を行う。操作履歴から、誰(職員等)が、誰(住民等)を、どの端末を使用し、どのような内容(画面の検索や処理等)で操作したかを確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、7年間保存することで、業務外での使用の抑止をしている。 ・職員に対しては、年一回、個人情報保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報収集の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、契約書に個人情報に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員に対しては、年一回、個人情報保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写または複製の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては、契約書に個人情報保護に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。 ・端末では外部記録媒体を使用できないようにする。 ・情報の漏えいが疑われるときなどは、操作履歴の点検を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバ等を利用して、長期間にわたり情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	・外部委託業者を選定する際、委託内容に応じて、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 - また、個人情報の保護に関する法律、情報セキュリティ規則等を順守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には、個人情報保護における特記事項を契約内容に含め、業務従事者名簿を提出することとしている。 ・委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。
--------------------	---

具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧／更新を行わせない。
----------	--

具体的な方法	・操作履歴を7年間記録する。
--------	----------------

委託先から他者への提供に関するルール の内容及びルール遵守の確認方法	・業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 ・ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。
---	--

委託元と委託先間の提供に関するルール の内容及びルール遵守の確認方法	・業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ・ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。
---	---

・ルールの内容及びルール遵守の確認方法

規定の内容	当区の情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・情報セキュリティポリシーの主旨の遵守に関すること ・受託した情報業務上知り得た情報の守秘義務に関すること ・受託した情報業務上提供された情報の目的外利用又は第三者への提供の禁止に関すること ・受託した情報業務上提供された情報の適切な管理に関すること ・受託した情報業務上提供された情報の複写等の禁止に関すること ・受託した情報業務の再委託の禁止に関すること ・受託した情報業務上提供された情報の返還義務に関すること ・区の求めにより受託した情報業務に関する報告を定期的に行うこと ・区の監査に应じること ・当該事業者の従業員に対する情報セキュリティに関する教育の実施に関すること ・情報セキュリティインシデント発生時等における報告に関すること ・上記に掲げる事項に違反した場合の措置に関すること
--------------	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先についても、委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を遵守させることとしている。	
その他の措置の内容	契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、7年間保存している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データ移転先からのデータ利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを内部規程で定める。 ・区で管理する情報を他の実施機関へ提供するには、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に規定された手続きをおこなう。 ・区で管理する情報を区外の機関へ提供するには、区長が行う個人情報保護事務に関する規則に規定された手続きをおこなう。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。	
その他の措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。操作ログの記録は7年間保存する。 ・提供／移転前に、提供／移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、予め定められた提供・移転先のみにはしか情報の提供・移転ができないような仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び番号法第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることができない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回路を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法で情報提供を行えないように管理している。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理画面(※)により、「情報提供データベースのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<当区における措置> ・サーバー及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバー等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【コンビニ証明書発行についての対策】 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・無停電電源装置や自家発電装置等を設置している。 ・災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免震構造を備えている。 <地方公共団体情報システム機構における措置> ・証明書交付センター内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 <コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策 具体的な対策の内容	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	<当区における措置> ・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルスの対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・ネットワークを通じて悪意をもった第三者が侵入しないよう、UTM(ファイアウォールを含めた複数のセキュリティ機能が統合された機器)設置している。 ・税務システムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。アクセスログの記録は7年間保存する。 (eLTAX) ・eLTAXシステム等、外部接続のシステムには、ファイアウォールを設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【コンビニ証明書発行についての対策】 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・LGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・コンビニ交付サーバーには直接アクセスできないようになっており、不正アクセス防止サーバーを経由してアクセスをしている。不正ログイン防止のため、システムログイン時のパスワード管理、アクセスログによる監視を行っている。 <地方公共団体情報システム機構における措置> ・証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとコンビニ事業者等のECセンターとの間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。 ・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施している。 <コンビニ事業者等における措置> ・ECセンターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している。 ・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。 ・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑦バックアップ	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	コンピュータ室内のサーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<当区における措置> ・税務システムに存在する税情報は、各種申告情報・収納情報に基づき、賦課・更新を行った上で、住民に対して通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。 【コンビニ証明書発行についての対策】 <証明書自動交付システムにおける措置> ・証明書自動交付システムにおいては、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、自動交付システムで発行可能な年分の税情報のみを保有するようにしているため、古い情報のまま保有され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<当区における措置> ・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。 ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 ・保存年限の過ぎた電子媒体の特定個人情報については、そのデータを消去し、電子媒体が壊れた場合は、データが復元できないようにその媒体自体を毀損して、廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【コンビニ証明書発行についての対策】 <コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。 ・キオスク端末で証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。 ・キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。 ・各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書により従業員の不正行為を禁止する。 ・店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	＜当区における措置＞ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号）第14条（評価書の修正）に基づき、少なくとも年1回評価書の記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。 ・「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。 （以下、eLTAX） ・国税連携システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成31年総務省告示第151号）」の達成状況について、自己評価を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規制等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	＜当区における措置＞ ・内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。 ・外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。 （以下、eLTAX） ・審査システム及び国税連携システムについては、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ・地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタについては、機構において、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<当区における措置> ・「新宿区情報セキュリティ規則」に基づき、課内の職員に対し、情報セキュリティに関する研修を毎年度1回行い、個人情報保護に係る意識向上を図っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務の受託業者との契約にあたり、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する「特記事項」を付し、秘密保持、目的外利用の禁止、第三者への提供禁止などを定めており、これらの事項に違反した場合はその事実を公表することができる。その他、故意又は過失により当区に損害を与えた場合は受託業者はその損害を賠償することが定められている。 (以下、eLTAX) ・地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に担当職員を参加させている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区総務部税務課
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	代理人による請求があった場合は、代理関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口に提示してもらう。
③手数料等	[無料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	課税対象者ファイル、課税マスター、普徴データベースファイル、口座データベースファイル、住民税滞納整理情報、課税資料ファイル、軽自データベースファイル、軽自動車税滞納整理情報
公表場所	新宿区役所本庁舎6階 総務部税務課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	問い合わせがあった場合は、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

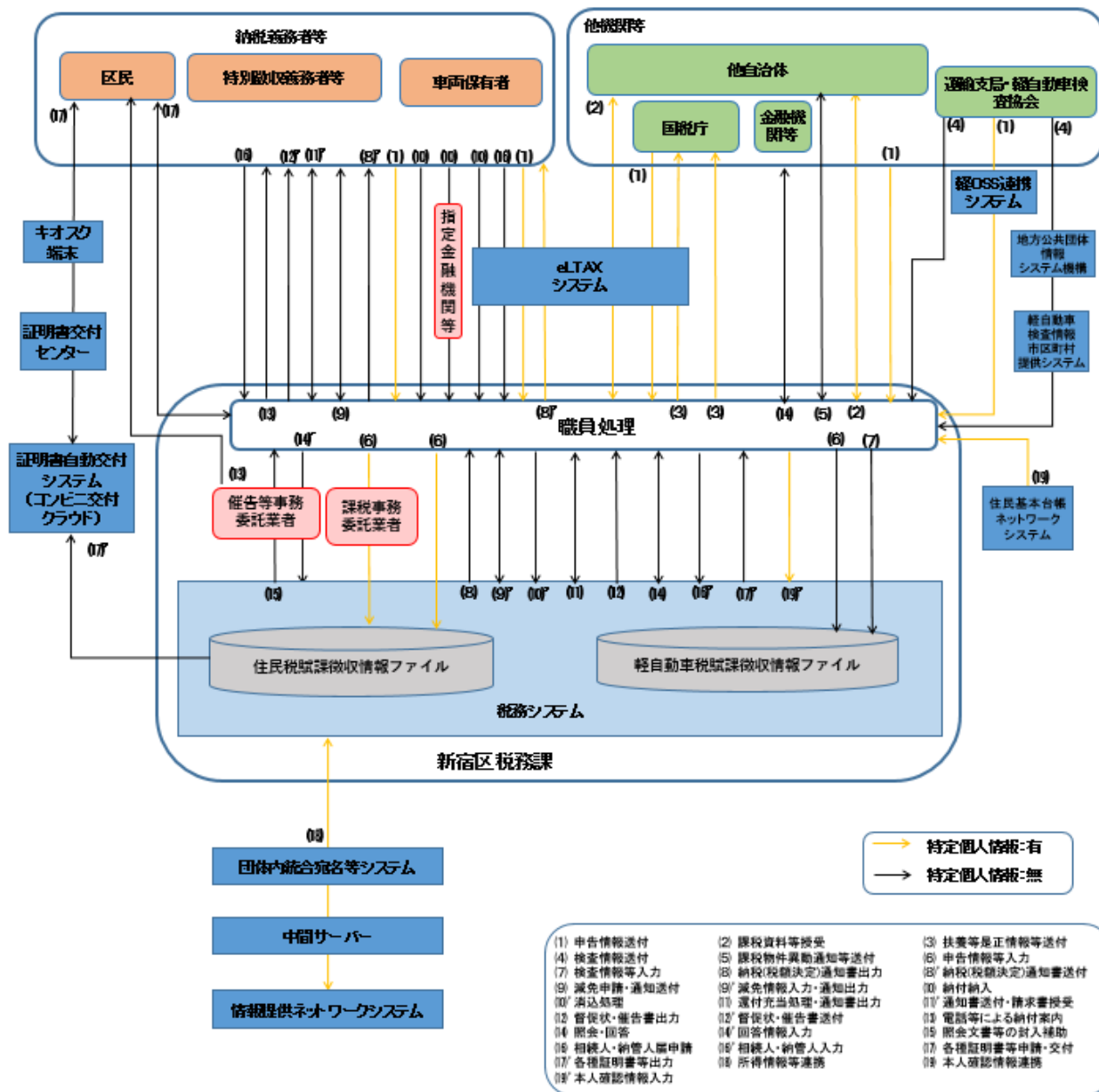
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年10月16日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	新宿区パブリック・コメント制度に関する規則に定めるところにより、郵送、ファックス、窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行った。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報紙「広報新宿」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、税務課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所及び区立図書館に備え付け、閲覧可能な状態においた。
②実施日・期間	令和6年10月10日から令和6年11月8日まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	個人情報の保護について マイナンバー制度について
⑤評価書への反映	ユーザ認証の具体的な管理方法について記載を修正。 寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年10月21日から令和6年11月11日まで
②方法	個人情報保護、情報システム等に知見を有する外部の第三者に委託して第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項に基づき点検が行われ、名称変更、文言や内容の整理等について指摘があった。 なお、指摘事項を修正し適切かつ妥当な内容と認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		別添3のとおり			

(別添1) 事務の内容

地方税に関する事務



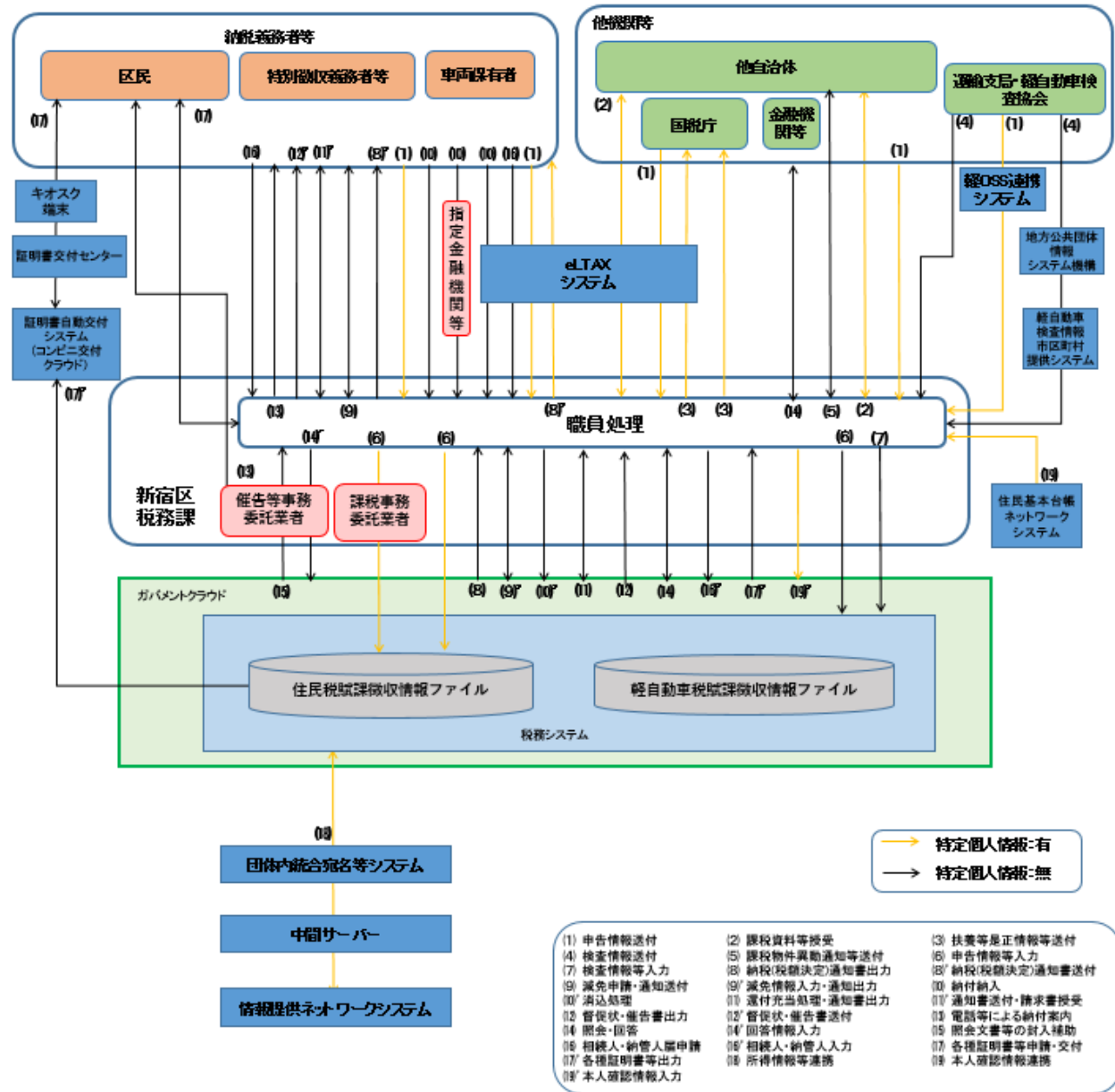
(備考)

- (1) 納税義務者等からの申告情報を取得する。
- (2) 他自治体との間で課税資料等の授受を行う。
- (3) 国税庁に扶養等正情報等を送付する。
- (4) 軽自動車検査協会及び運輸支局から検査情報を取得する。
- (5) 他自治体との間で課税物件異動通知等の授受を行う。
- (6) 上記(1)～(2)に基づき申告情報等を税務システムに入力する。
- (7) 上記(4)～(5)に基づき検査情報等を税務システムに入力する。
- (8) 納税義務者等に納税(税額決定)通知書を送付する。
- (9) 納税義務者等より減免申請書を受理する。申請内容に基づき減免の可否決定を行い、可否の内容をシステムに入力し、結果通知を納税義務者等に送付する。
- (10) 納税義務者等は窓口等にて納付納入をする。各収納情報に基づき、税務システムに消込処理を行う。
- (11) 過誤納金がある場合、還付充当処理を行い、還付充当通知書を税務システムより出力し納税義務者等に送付する。その後、納税義務者等から請求書を受受する。
- (12) 納期限までに完納しない納税義務者等には督促状を送付する。また、督促状送付後も納付納入がない場合、催告書を送付する。
- (13) 電話等により滞納のある納税義務者に対して納付案内を行う。
- (14) 賦課徴収のために必要な照会を他機関等に行う。また、回答情報を税務システムに入力する。
- (15) 照会文書等の封入補助を行う。
- (16) 区民等から相続人代表者指定届・納税管理人選任申告書を受理する。各届出書の内容を税務システムに入力する。
- (17) 区民等から各種証明書(課税(非課税)、納税証明書等)の申請を受け付ける。申請内容に基づき税務システムから各種証明書を出力し、交付する。
- (18) 住民税関係情報等を情報提供ネットワークシステムを用いて照会、提供する。
- (19) 各種通知書の送付先調査等のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、取得した本人確認情報を税務システムに入力する。

(別添 1) 事務の内容

(令和 8 年 2 月から)

地方税に関する事務



(備考)

- (1) 納税義務者等からの申告情報を取得する。
- (2) 他自治体との間で課税資料等の授受を行う。
- (3) 国税庁に扶養等正情報等を送付する。
- (4) 軽自動車検査協会及び運輸支局から検査情報を取得する。
- (5) 他自治体との間で課税物件異動通知等の授受を行う。
- (6) 上記(1)～(2)に基づき申告情報等を税務システムに入力する。
- (7) 上記(4)～(5)に基づき検査情報等を税務システムに入力する。
- (8) 納税義務者等に納税(税額決定)通知書を送付する。
- (9) 納税義務者等より減免申請書を受理する。申請内容に基づき減免の可否決定を行い、可否の内容をシステムに入力し、結果通知を納税義務者等に送付する。
- (10) 納税義務者等は窓口等にて納付納入をする。各収納情報に基づき、税務システムに消込処理を行う。
- (11) 過誤納金がある場合、還付充当処理を行い、還付充当通知書を税務システムより出力し納税義務者等に送付する。その後、納税義務者等から請求書を受受する。
- (12) 納期限までに完納しない納税義務者等には督促状を送付する。また、督促状送付後も納付納入がない場合、催告書を送付する。
- (13) 電話等により滞納のある納税義務者に対して納付案内を行う。
- (14) 賦課徴収のために必要な照会を他機関等に行う。また、回答情報を税務システムに入力する。
- (15) 照会文書等の封入補助を行う。
- (16) 区民等から相続人代表者指定届・納税管理人選任申告書を受理する。各届出書の内容を税務システムに入力する。
- (17) 区民等から各種証明書(課税(非課税)、納税証明書等)の申請を受け付ける。申請内容に基づき税務システムから各種証明書を出力し、交付する。
- (18) 住民税関係情報等を情報提供ネットワークシステムを用いて照会、提供する。
- (19) 各種通知書の送付先調査等のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、取得した本人確認情報を税務システムに入力する。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税賦課徴収情報ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.裁決状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消滅区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.宛名番号、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コード、62.支店コード、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カナ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終了年月日、70.送付先氏名カナ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コード、74.送付先住所、75.送付先住所地番、76.送付先方書カナ、77.送付先方書漢字、78.履歴判定、79.徴収区分、80.決議年月日、81.住民税異動区分コード、82.異動年月日、83.住民税整理番号、84.賦課資料区分コード、85.書式区分、86.無職無収入コード、87.均等割区分、88.均等割パターン番号、89.入力区分、90.営業所得額、91.農業所得額、92.その他事業所得額、93.不動産所得額、94.利子所得額、95.配当所得額、96.配当所得額、97.株式配当所得額、98.公募外貨配当所得額、99.公募他配当所得額、100.その他配当所得額、101.所得税配当所得額、102.所得税株式配当所得額、103.所得税公募外貨配当所得額、104.所得税公募他配当所得額、105.所得税その他配当所得額、106.給与所得額、107.主たる給与支払額、108.従たる給与支払額、109.給与支払額内数専従者給与額、110.特定支出控除額、111.雑所得額、112.公的年金支払額、113.年金雑所得額、114.その他雑所得額、115.総合譲渡短期所得額、116.総合譲渡短期差引額、117.総合譲渡長期所得額、118.総合譲渡長期差引額、119.総合譲渡分特別控除額、120.総合譲渡特別設定フラグ、121.総合譲渡逆算フラグ、122.一時所得額、123.一時差引額、124.総合一時所得額、125.短期一般所得額、126.短期一般差引額、127.短期一般特別控除額、128.短期軽減所得額、129.短期軽減差引額、130.短期軽減特別控除額、131.長期一般所得額、132.長期一般差引額、133.長期一般特別控除額、134.長期特定所得額、135.長期特定差引額、136.長期特定特別控除額、137.長期軽減所得額、138.長期軽減差引額、139.長期軽減特別控除額、140.長期特別所得額、141.長期特別差引額、142.長期特別特別控除額、143.土地等雑所得額、144.超短期所得額、145.株式譲渡所得額、146.株式譲渡一般分所得額、147.株式譲渡新規公開分所得額、148.株式譲渡特別控除額、149.商品先物取引所得額、150.山林所得額、151.山林特別控除額、152.退職所得額、153.退職所得控除額、154.退職支払額、155.市町村源泉退職所得割額、156.都道府県源泉退職所得割額、157.勤続年数、158.就職年月日、159.退職年月日、160.総合退職所得額、161.総合退職所得控除額、162.特例適用条文1、163.特例適用条文2、164.特例適用条文3、165.変動所得額、166.前年変動所得額、167.前々年変動所得額、168.臨時所得額、169.平均課税対象金額、170.免税所得額、171.肉用牛売却価格、172.肉用牛免税対象所得額、173.肉用牛免税対象外所得額、174.非課税所得額、175.申告0円所得区分01、176.申告0円所得区分02、177.申告0円所得区分03、178.申告0円所得区分04、179.申告0円所得区分05、180.申告0円所得区分06、181.申告0円所得区分07、182.申告0円所得区分08、183.申告0円所得区分09、184.申告0円所得区分10、185.最高所得区分、186.総所得金額、187.合計所得金額、188.総所得金額等、189.所得税総所得金額、190.所得税合計所得金額、191.所得税総所得金額等、192.総所得損通所得額、193.総合短期損通所得額、194.総合長期損通所得額、195.短期一般損通所得額、196.短期軽減損通所得額、197.長期一般損通所得額、198.長期特定損通所得額、199.長期軽減損通所得額、200.長期特別損通所得額、201.土地等雑損通所得額、202.超短期損通所得額、203.山林損通所得額、204.株式譲渡損通所得額、205.商品先物取引損通所得額、206.退職損通所得額、207.所得税総所得損通所得額、208.所得税総合短期損通所得額、209.所得税総合長期損通所得額、210.所得税短期一般損通所得額、211.所得税短期軽減損通所得額、212.所得税長期一般損通所得額、213.所得税長期特定損通所得額、214.所得税長期軽減損通所得額、215.所得税長期特別損通所得額、216.所得税土地等雑損通所得額、217.所得税超短期損通所得額、218.所得税株式譲渡損通所得額、219.所得税商品先物取引損通所得額、220.所得税山林損通所得額、221.所得税退職損通所得額、222.雑損控除額、223.医療費控除額、224.社会保険料控除額、225.小規模共済控除額、226.生命保険料控除額、227.所得税生命保険料控除額、228.生命保険料支払額、229.個人年金保険料支払額、230.損害保険料控除額、231.所得税損害保険料控除額、232.損害保険料支払額、233.長期損害保険料支払額、234.寄付控除額、235.寄付控除額、236.所得税寄付金控除額、237.合計控除額、238.所得税合計控除額、239.控除配該当コード、240.配偶者区分、241.配特有無区分フラグ、242.配偶者特別控除額、243.所得税配偶者特別控除額、244.配偶者合計所得金額、245.扶養一般該当人数、246.扶養年少該当人数、247.扶養特定該当人数、248.扶養老人該当人数、249.扶養同居老人該当人数、250.扶養特障該当人数、251.扶養同居特障該当人数、252.扶養普障該当人数、253.未成年該当コード、254.老年者該当コード、255.寡婦該当コード、256.障害者該当コード、257.勤労学生該当コード、258.住民税申告区分、259.本専区分、260.配専区分、261.青色専従該当人数、262.白色専従該当人数、263.専従者控除額、264.繰越損失額、265.純損失額、266.譲渡繰越損失額、267.雑損失額、268.特定株式損失額、269.当年純損失額、270.当年譲渡繰越損失額、271.当年雑損失額、272.当年特定株式損失額、273.前純損失額、274.前譲渡繰越損失額、275.前雑損失額、276.前特定株式損失額、277.前々純損失額、278.前々譲渡繰越損失額、279.前々雑損失額、280.前々特定株式損失額、281.所得税総所得課税額、282.所得税短期一般課税額、283.所得税短期軽減課税額、284.所得税長期一般課税額、285.所得税長期特定課税額、286.所得税長期軽減課税額、287.所得税長期特別課税額、288.所得税土地等雑課税額、289.所得税超短期課税額、290.所得税株式課税額、291.所得税商品先物取引課税額、292.所得税山林課税額、293.所得税退職課税額、294.総所得所得税額、295.短期一般所得税額、296.短期軽減所得税額、297.長期一般所得税額、298.長期特定所得税額、299.長期軽減所得税額、300.長期特別所得税額、301.土地等雑所得税額、302.超短期所得税額、303.株式所得税額、304.商品先物取引所得税額、305.山林所得税額、306.退職所得税額、307.所得税配当控除額、308.住宅借入金特別控除額、309.その他特別控除額、310.定率控除前所得税額、311.所得税災害減免額、312.所得税外国税額控除額、313.所得税特別減税額、314.所得税定率控除額、315.定率控除後所得税額、316.所得税額、317.所得税額チェックフラグ、318.総所得課税額、319.短期一般課税額、320.短期軽減課税額、321.長期一般課税額、322.長期特定課税額、323.長期軽減課税額、324.長期特別課税額、325.土地等雑課税額、326.超短期課税額、327.株式課税額、328.商品先物取引課税額、329.山林課税額、330.退職課税額、331.市町村総所得課税額、332.市町村短期一般所得割額、333.市町村短期軽減所得割額、334.市町村長期一般所得割額、335.市町村長期特定所得割額、336.市町村長期軽減所得割額、337.市町村長期特別所得割額、338.市町村土地等雑所得割額、339.市町村超短期所得割額、340.市町村株式所得割額、341.市町村商品先物取引所得割額、342.市町村山林所得割額、343.市町村退職所得割額、344.市町村算出所得割額、345.市町村配当控除額、346.市町村外国税額控除額、347.市町村調整額、348.市町村特別減税額、349.市町村定率控除額、350.市町村免税額、351.市町村所得割額、352.市町村端数切捨所得割額、353.市町村特別減税前所得割額、354.市町村定率控除前所得割額、355.市町村均等割額、356.市町村民税額、357.都道府県総所得所得割額、358.都道府県短期一般所得割額、359.都道府県短期軽減所得割額、360.都道府県長期一般所得割額、361.都道府県長期特定所得割額、362.都道府県長期軽減所得割額、363.都道府県長期特別所得割額、364.都道府県土地等雑所得割額、365.都道府県超短期所得割額、366.都道府県株式所得割額、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

367.都道府県商品先物取引所得割額、368.都道府県山林所得割額、369.都道府県退職所得割額、370.都道府県算出所得割額、371.都道府県配当控除額、372.都道府県外国税額控除額、373.都道府県調整額、374.都道府県特別減税額、375.都道府県定率控除額、376.都道府県免税額、377.都道府県所得割額、378.都道府県端数切捨所得割額、379.都道府県特別減税前所得割額、380.都道府県定率控除前所得割額、381.都道府県均等割額、382.都道府県民税額、383.課税非課税区分コード、384.所得割非課税フラグ、385.均等割非課税フラグ、386.年税額、387.市町村所得割減免額、388.市町村均等割減免額、389.都道府県所得割減免額、390.都道府県均等割減免額、391.予備金額1、392.予備金額2、393.予備金額3、394.予備金額4、395.予備金額5、396.予備項目1、397.予備項目2、398.予備項目3、399.予備項目4、400.予備項目5、401.退避用履歴判定、402.株式譲渡上場所得額、403.所得税株式譲渡上場所得額、404.所得税株式譲渡所得額、405.株式譲渡フラグ、406.株式譲渡上場損通所得額、407.所得税株式譲渡上場損通所得額、408.株式上場課税額、409.所得税株式上場課税額、410.肉牛軽減課税額、411.市町村株式上場所得割額、412.都道府県株式上場所得割額、413.市町村肉牛軽減所得割額、414.都道府県肉牛軽減所得割額、415.株式上場所得税額、416.肉牛軽減所得税額、417.株式含む合計所得金額、418.先物取引損失額、419.当年先物取引損失額、420.前年先物取引損失額、421.前々先物取引損失額、422.配当割控除額、423.株式譲渡割控除額、424.市町村定率控除後所得割額、425.都道府県定率控除後所得割額、426.控除超過額、427.居住用特定譲渡所得額、428.居住用特定損失額、429.市町村株式譲渡配当割控除額、430.都道府県株式譲渡配当割控除額、431.市町村65歳以上の特例控除額、432.都道府県65歳以上の特例控除額、433.市町村調整控除額、434.都道府県調整控除額、435.市町村控除不足額、436.都道府県控除不足額、437.市町村内充当額、438.都道府県内充当額、439.市町村外充当額、440.都道府県外充当額、441.標準税率市町村総所得、442.標準税率市町村山林、443.標準税率市町村退職、444.標準税率市町村算出所得割、445.標準税率市町村調整額、446.標準税率定率控除前市町村所得割、447.標準税率定率控除後市町村所得割額、448.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、449.標準税率市町村所得割、450.標準税率市町村所得割端数切捨、451.標準税率市町村均等割、452.標準税率都道府県総所得、453.標準税率都道府県山林、454.標準税率都道府県退職、455.標準税率都道府県算出所得割、456.標準税率都道府県調整額、457.標準税率定率控除前都道府県所得割、458.標準税率定率控除後都道府県所得割額、459.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、460.標準税率都道府県所得割、461.標準税率都道府県所得割端数切捨、462.標準税率都道府県均等割、463.政党等寄付金特別控除額、464.耐震改修特別控除額、465.住宅借入金特別控除可能額、466.市町村住宅借入金特別控除可能額、467.都道府県住宅借入金特別控除可能額、468.市町村税源移譲減額、469.都道府県税源移譲減額、470.標準税率市町村税源移譲減額、471.標準税率都道府県税源移譲減額、472.国税更正日、473.登録区分、474.寄附金控除自治体分、475.寄附金控除都道府県指定分、476.寄附金控除市町村指定分、477.内私的年金支払額、478.住民税年金種別、479.基礎控除対象フラグ、480.市町村寄附金控除額、481.都道府県寄附金控除額、482.内年金フラグ、483.内特徴フラグ、484.三徴収フラグ、485.居住開始年月日、486.住宅控除区分、487.住宅借入金残高、488.居住開始年月日2、489.住宅控除区分2、490.住宅借入金残高2、491.山林純損失額、492.当年山林純損失額、493.前山林純損失額、494.前々山林純損失額、495.株式配当損失額、496.分離配当所得額、497.分離配当損通所得額、498.所得税分離配当損通所得額、499.投資等税額控除額、500.所得税肉牛軽減課税額、501.所得税分離配当課税額、502.分離配当課税額、503.所得税分離配当所得額、504.市町村分離配当所得割額、505.都道府県分離配当所得割額、506.年金本徴収フラグ、507.年金仮徴収月数、508.年金仮徴収期別税額、509.控除不足反映済額、510.徴収税額特徴分、511.市町村所得割額特徴分、512.市町村均等割額特徴分、513.都道府県所得割額特徴分、514.都道府県均等割額特徴分、515.徴収税額普徴分、516.市町村所得割額普徴分、517.市町村均等割額普徴分、518.都道府県所得割額普徴分、519.都道府県均等割額普徴分、520.徴収税額半額年金分、521.市町村所得割額半額年金分、522.市町村均等割額半額年金分、523.都道府県所得割額半額年金分、524.都道府県均等割額半額年金分、525.徴収税額年金分、526.市町村所得割額年金分、527.市町村均等割額年金分、528.都道府県所得割額年金分、529.都道府県均等割額年金分、530.標準税率徴収税額特徴分、531.標準税率市町村所得割額特徴分、532.標準税率市町村均等割額特徴分、533.標準税率都道府県所得割額特徴分、534.標準税率都道府県均等割額特徴分、535.標準税率徴収税額普徴分、536.標準税率市町村所得割額普徴分、537.標準税率市町村均等割額普徴分、538.標準税率都道府県所得割額普徴分、539.標準税率都道府県均等割額普徴分、540.標準税率徴収税額半額年金分、541.標準税率市町村所得割額半額年金分、542.標準税率市町村均等割額半額年金分、543.標準税率都道府県所得割額半額年金分、544.標準税率都道府県均等割額半額年金分、545.標準税率徴収税額年金分、546.標準税率市町村所得割額年金分、547.標準税率市町村均等割額年金分、548.標準税率都道府県所得割額年金分、549.標準税率都道府県均等割額年金分、550.年金内訳切替フラグ、551.徴収税額変更フラグ、552.特徴内訳保有フラグ、553.編集用予備項目、554.新生命保険料支払額、555.新個人年金保険料支払額、556.介護保険料支払額、557.予備金額6、558.予備金額7、559.予備金額8、560.予備金額9、561.予備金額10、562.予備項目6、563.予備項目7、564.予備項目8、565.予備項目9、566.予備項目10、567.寄附金控除特例分、568.市町村申告特例控除額、569.都道府県申告特例控除額、570.予備金額11、571.予備金額12、572.予備金額13、573.予備金額14、574.予備金額15、575.予備金額16、576.予備金額17、577.予備金額18、578.予備金額19、579.予備金額20、580.予備項目11、581.予備項目12、582.予備項目13、583.予備項目14、584.予備項目15、585.予備項目16、586.予備項目17、587.予備項目18、588.予備項目19、589.予備項目20、590.条約適用利子等所得額、591.条約適用配当等所得額、592.特例適用利子等所得額、593.特例適用配当等所得額、594.条約適用利子等損通所得額、595.条約適用配当等損通所得額、596.特例適用利子等損通所得額、597.特例適用配当等損通所得額、598.条約適用利子等課税額、599.条約適用配当等課税額、600.特例適用利子等課税額、601.特例適用配当等課税額、602.条約適用利子等限度税率、603.条約適用配当等限度税率、604.市町村条約適用利子等所得割額、605.都道府県条約適用利子等所得割額、606.市町村条約適用配当等所得割額、607.都道府県条約適用配当等所得割額、608.市町村特例適用利子等所得割額、609.都道府県特例適用利子等所得割額、610.市町村特例適用配当等所得割額、611.都道府県特例適用配当等所得割額、612.所得税条約適用利子等限度税率、613.所得税条約適用配当等限度税率、614.所得税条約適用利子等損通所得額、615.所得税条約適用配当等損通所得額、616.所得税特例適用利子等損通所得額、617.所得税特例適用配当等損通所得額、618.所得税条約適用利子等課税額、619.所得税条約適用配当等課税額、620.所得税特例適用利子等課税額、621.所得税特例適用配当等課税額、622.条約適用利子等所得税額、623.条約適用配当等所得税額、624.特例適用利子等所得税額、625.特例適用配当等所得税額、626.予備金額21、627.予備金額22、628.予備金額23、629.予備金額24、630.予備金額25、631.予備金額26、632.予備金額27、633.予備金額28、634.予備金額29、635.予備金額30、636.処理状況コード、637.決議フラグ、638.最新判定、639.仮最新判定、640.退避最新判定、641.通番、642.決議用処理年月日、643.世帯外区分該当コード、644.扶養者個人番号、645.配偶者個人番号、646.扶養専従区分該当コード、647.扶養区分該当コード、648.障害者区分該当コード、649.同居特障区分該当コード、650.同居老人区分該当コード、651.専従区分該当コード、652.専従申告区分該当コード、653.専従者給与入力フラグ、654.専従者給与所得額、655.合計所得入力フラグ、656.決議起因決議用処理年月日、657.通知書番号、658.徴収データ内連番、659.徴収データ内サブ連番、660.事業所個人番号、661.住民税受給者番号、662.普徴事業所番号、663.住民税異動事由コード1、664.住民税異動事由コード2、665.還付加算用住民税更正事由、666.法定期限等、667.変更開始月期、668.徴収済月期、669.併徴普徴変更期、670.併徴普徴徴収済期、671.随時処理フラグ、672.差引課税額、673.既課税額、674.期別06月01期税額、675.賦課年度01、676.納期限01、677.期別07月02期税額、678.賦課年度02、679.納期限02、680.期別08月03期税額、681.賦課年度03、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

682.納期限03、683.期別09月04期税額、684.賦課年度04、685.納期限04、686.期別10月05期税額、687.賦課年度05、688.納期限05、689.期別11月06期税額、690.賦課年度06、691.納期限06、692.期別12月07期税額、693.賦課年度07、694.納期限07、695.期別01月08期税額、696.賦課年度08、697.納期限08、698.期別02月09期税額、699.賦課年度09、700.納期限09、701.期別03月10期税額、702.賦課年度10、703.納期限10、704.期別04月11期税額、705.賦課年度11、706.納期限11、707.期別05月12期税額、708.賦課年度12、709.納期限12、710.期別13期税額、711.賦課年度13、712.納期限13、713.期別14期税額、714.賦課年度14、715.納期限14、716.期別15期税額、717.賦課年度15、718.納期限15、719.期別16期税額、720.賦課年度16、721.納期限16、722.期別17期税額、723.賦課年度17、724.納期限17、725.期別18期税額、726.賦課年度18、727.納期限18、728.収納過年度更正フラグ、729.充当額、730.還付額、731.期別06月01期充当、732.期別07月02期充当、733.期別08月03期充当、734.期別09月04期充当、735.期別10月05期充当、736.期別11月06期充当、737.期別12月07期充当、738.期別01月08期充当、739.期別02月09期充当、740.期別03月10期充当、741.期別04月11期充当、742.期別05月12期充当、743.期別13期充当、744.期別14期充当、745.期別15期充当、746.期別16期充当、747.期別17期充当、748.期別18期充当、749.返戻01期、750.返戻課税年度01、751.返戻納期限01、752.返戻02期、753.返戻課税年度02、754.返戻納期限02、755.返戻03期、756.返戻課税年度03、757.返戻納期限03、758.返戻04期、759.返戻課税年度04、760.返戻納期限04、761.返戻05期、762.返戻課税年度05、763.返戻納期限05、764.差引課税額年金分、765.期別06月01期税額年金分、766.期別07月02期税額年金分、767.期別08月03期税額年金分、768.期別09月04期税額年金分、769.期別10月05期税額年金分、770.徴収税額特徴内訳分、771.市町村所得割額特徴内訳分、772.市町村均等割額特徴内訳分、773.都道府県所得割額特徴内訳分、774.都道府県均等割額特徴内訳分、775.地域台帳番号、776.世帯台帳番号、777.個人台帳番号、778.世帯番号、779.混合世帯番号、780.氏名カナ、781.編集済氏名カナ、782.氏名漢字、783.編集済氏名漢字、784.宛名郵便番号、785.宛名住所コード、786.宛名住所、787.宛名地番、788.宛名地番数値1、789.宛名地番数値2、790.宛名地番数値3、791.宛名方書カナ、792.宛名方書漢字、793.世帯主氏名カナ、794.世帯主氏名漢字、795.性別区分、796.生年月日、797.元号フラグ、798.続柄コード、799.続柄名漢字、800.電話番号、801.宛名行政区コード、802.住民区分、803.宛名消除区分、804.宛名増減事由コード、805.増減異動日、806.記載順位、807.旧氏名カナ、808.旧氏名漢字、809.外国人本名、810.検索用旧氏名カナ、811.検索用旧氏名カナ、812.遡り異動対象区分フラグ、813.遡り対象判定年月日、814.使用区分、815.住民税№01、816.住民税№02、817.住民税№03、818.住民税№04、819.住民税№05、820.住民税№06、821.住民税№07、822.住民税№08、823.住民税№09、824.住民税№10、825.住民税№11、826.住民税№12、827.住民税№13、828.住民税№14、829.住民税№15、830.№注意フラグ、831.海外出張開始年月日、832.海外出張終了年月日、833.市内家族個人番号、834.市内家族№氏名カナ、835.市内家族№氏名漢字、836.申告書送付有無コード、837.申告書適用年月日、838.申告書送付理由コード、839.申告書送付№、840.指定徴収区分、841.徴収事業所番号、842.住登外仮登録フラグ、843.原票番号、844.課税294条該当コード、845.生保該当フラグ、846.証明書発行停止フラグ、847.294条通知発送有無フラグ、848.294条通知自治体コード、849.294条通知自治体名称、850.課税事由連番、851.課税事由№コード、852.課税事由別住所区分、853.課税事由別郵便番号、854.課税事由別住所コード、855.課税事由別住所、856.課税事由別地番、857.課税事由別方書カナ、858.課税事由別方書、859.電申税目区分、860.納税者ID、861.処理番号、862.処理番号連番、863.出力処理番号、864.出力区分、865.削除区分、866.eLTAX手続ID、867.作成区分、868.法人個人区分、869.法人格名称、870.前後区分、871.法人名称カナ、872.法人名称漢字、873.本支店区分、874.事業所名称カナ、875.事業所名称、876.本店所在地住所、877.本店所在地方書、878.氏名、879.住所、880.代理人属性コード、881.区税事務所コード、882.申告先税目有効区分、883.審査結果区分、884.eLTAX受付番号、885.申告受付日時、886.取込処理日、887.性別、888.代表者氏名漢字、889.代表者住所、890.地方公共団体コード、891.確定処理日、892.電申警告フラグ、893.番号法法人番号、894.申告書ステータス、895.明細書ステータス、896.eLTAX申告区分、897.eLTAX申告受付番号、898.XML連番、899.XML情報、900.自治体コード、901.個人番号、902.宛名番号、903.編集済氏名カナ、904.編集済氏名漢字、905.宛名郵便番号、906.宛名住所コード、907.宛名住所、908.宛名地番、909.宛名方書カナ、910.宛名方書漢字、911.生年月日、912.性別区分、913.編集電話番号、914.申込年月日、915.振替区分、916.開始年月日、917.廃止年月日、918.口座停止日、919.停止解除日、920.銀行コード、921.支店コード、922.口座番号、923.通帳番号末番、924.預金種別区分、925.名義人カナ、926.名義人漢字、927.送付開始年月日、928.送付終了年月日、929.送付先氏名カナ、930.送付先氏名漢字、931.送付先郵便番号、932.送付先住所コード、933.送付先住所、934.送付先住所地番、935.送付先方書カナ、936.送付先方書漢字、937.収納キー1、938.収納キー2、939.履歴番号、940.初期登録業務日時、941.更新業務日時、942.更新システム日時、943.更新コンピュータ名、944.更新ユーザID、945.有効フラグ、946.決裁状態、947.旧自治体コード、948.賦課年度、949.税目コード、950.対象年度、951.通知書番号、952.期別コード、953.事業年度開始年月日、954.事業年度終了年月日、955.申告区分コード、956.連番、957.期割区分、958.調定年度、959.会計年度、960.前納報奨金、961.車両登録キー、962.車検区分コード、963.減免コード、964.期別調定額、965.期別収納額、966.延滞金調定額、967.延滞金収納額、968.督促料調定額、969.督促料収納額、970.納期限、971.繰上前納期限、972.納期変更フラグ、973.収納年月日、974.領収年月日、975.繰越時調定額、976.繰越時収納額、977.繰越調定額、978.繰越年月日、979.不納欠損額、980.表示用税目コード、981.表示用期月、982.随期フラグ、983.更正回数、984.収納回数、985.還付回数、986.充当回数、987.口振不能回数、988.納通返戻設定カウンタ、989.納通返戻設定年月日、990.督促返戻設定カウンタ、991.督促返戻設定年月日、992.納通発送年月日、993.督促発行年月日、994.更正年月日、995.国税更正年月日、996.更正届出年月日、997.更正請求年月日、998.更正通知年月日、999.過誤納金発生事由コード、1000.法定納期限等、1001.法定納期限、1002.業務固有キー、1003.漢字業務固有キー、1004.申告年月日、1005.調定年月日、1006.延長月数、1007.重加算対象税額、1008.納税計画対象額、1009.納税計画状態コード、1010.納税計画カウンタ、1011.執行停止カウンタ、1012.不納欠損カウンタ、1013.差押カウンタ、1014.参加差押カウンタ、1015.交付要求カウンタ、1016.繰上徴収カウンタ、1017.その他処分カウンタ、1018.徴収猶予カウンタ、1019.換価猶予カウンタ、1020.滞納整理組合カウンタ、1021.納税承継カウンタ、1022.督促停止カウンタ、1023.催告停止カウンタ、1024.納通公示カウンタ、1025.督促公示カウンタ、1026.電話催告停止カウンタ、1027.時効中断年月日、1028.管理コード、1029.文書番号管理連番、1030.文書番号パターンID、1031.年、1032.番号、1033.文書番号、1034.入力区分、1035.登録日、1036.登録時間、1037.予備1、1038.予備2、1039.予備3、1040.予備4、1041.機能種類コード、1042.機能処理番号、1043.補足パラメーター1、1044.補足パラメーター2、1045.補足パラメーター3、1046.指示ID、1047.リンク番号、1048.宛名、1049.住所、1050.方書、1051.担当者コード、1052.担当者名称、1053.管理コード、1054.機能種類コード、1055.機能処理番号、1056.収納連番、1057.リンク番号、1058.指示順序、1059.調定額、1060.修正調定額、1061.督促手数料、1062.修正督促手数料、1063.延滞金、1064.修正延滞金、1065.納期限、1066.累計収納額、1067.累計督促手数料、1068.累計延滞金、1069.管理コード、1070.機能種類コード、1071.機能処理番号、1072.収納連番、1073.リンク番号、1074.調定額、1075.督促手数料、1076.延滞金、1077.納期限、1078.累計収納額、1079.累計督促手数料、1080.累計延滞金、1081.管理コード、1082.拠点コード、1083.リンク番号、1084.名寄リンク番号、1085.世帯番号、1086.住民区分、1087.氏名カナ、1088.氏名、1089.氏名外字フラグ、1090.氏名超過フラグ、1091.担当割地区コード、1092.行政区コード、1093.自治省コード、1094.町コード、1095.宛名拠点コード、1096.郵便番号、1097.住所、1098.方書、1099.住所外字フラグ、1100.住所超過フラグ、1101.国籍コード、1102.続柄コード、1103.生年月日、1104.担当者コード、1105.担当者、1106.副担当者コード、1107.副担当者、1108.出張担当者コード、1109.出張担当者、1110.主担当者変更事由コード、1111.副担当者変更事由コード、1112.生活保護開始日、1113.生活保護廃止日、1114.死亡日、1115.出張担当フラグ、1116.滞納区分、1117.滞納段階、1118.類型、1119.滞納金額、1120.確定延滞金、1121.滞納事由、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1122.最終接触日、1123.最終領収日、1124.最終収納日、1125.最終収納額、1126.付箋有無、1127.付箋色コード1、1128.付箋色コード2、1129.付箋色コード3、1130.付箋色コード4、1131.付箋色コード5、1132.付箋色コード6、1133.付箋色コード7、1134.付箋色コード8、1135.付箋色コード9、1136.付箋色コード10、1137.分納状態コード、1138.補足区分1、1139.補足区分2、1140.管理コード、1141.検索種別、1142.検索番号、1143.リンク番号、1144.付帯情報1、1145.付帯情報2、1146.最新フラグ、1147.管理コード、1148.リンク番号、1149.世帯番号、1150.ホスト住民区分、1151.住民区分、1152.氏名カナ、1153.氏名清音カナ、1154.氏名、1155.氏名外字フラグ、1156.氏名超過フラグ、1157.性別コード、1158.続柄コード、1159.生年月日、1160.死亡日、1161.担当割地コード、1162.行政区コード、1163.自治省コード、1164.町コード、1165.拠点コード、1166.番地番、1167.号枝番、1168.子番、1169.子々番、1170.住所コード、1171.郵便番号、1172.住所、1173.方書、1174.住所外字フラグ、1175.住所超過フラグ、1176.住基登録日、1177.住基登録事由コード、1178.住基消除日、1179.住基消除事由コード、1180.住基異動日、1181.住基異動事由コード、1182.国籍コード、1183.本名カナ、1184.本名、1185.通称名カナ、1186.通称名、1187.交付制限区分、1188.入力区分、1189.管理コード、1190.変換元識別コード、1191.変換元リンク番号、1192.リンク番号、1193.管理コード、1194.リンク番号、1195.法人番号、1196.管理コード、1197.拠点コード、1198.滞納者異動連番、1199.処理日、1200.更新時刻、1201.担当者コード、1202.リンク番号、1203.増減区分、1204.主担当者変更事由コード、1205.死亡日、1206.新担当者、1207.新町コード、1208.新住所、1209.新方書、1210.旧担当者、1211.旧町コード、1212.旧住所、1213.旧方書、1214.新生活保護開始日、1215.新生活保護廃止日、1216.旧生活保護開始日、1217.旧生活保護廃止日、1218.新交付制限区分、1219.旧交付制限区分、1220.入力区分、1221.管理コード、1222.住所履歴連番、1223.リンク番号、1224.行政区コード、1225.自治省コード、1226.町コード、1227.番地番、1228.号枝番、1229.子番、1230.子々番、1231.住所コード、1232.郵便番号、1233.住所、1234.方書、1235.住所外字フラグ、1236.住所超過フラグ、1237.照会印刷除外フラグ、1238.管理コード、1239.リンク番号、1240.個人番号、1241.管理コード、1242.名寄リンク番号、1243.リンク番号、1244.管理コード、1245.氏名履歴連番、1246.リンク番号、1247.氏名カナ、1248.氏名清音カナ、1249.氏名、1250.氏名外字フラグ、1251.氏名超過フラグ、1252.照会印刷除外フラグ、1253.管理コード、1254.拠点コード、1255.リンク番号、1256.郵便番号、1257.住所、1258.方書、1259.住所超過フラグ、1260.氏名カナ、1261.氏名、1262.氏名超過フラグ、1263.入力区分、1264.管理コード、1265.拠点コード、1266.リンク番号、1267.色コード、1268.付箋内容コード、1269.登録日、1270.終了日、1271.設定ユーザーID、1272.管理コード、1273.拠点コード、1274.リンク番号、1275.関連者リンク番号、1276.関連種類コード、1277.主従区分、1278.一元区分、1279.入力区分、1280.管理コード、1281.拠点コード、1282.担当者コード、1283.リンク番号、1284.検索日、1285.検索時刻、1286.管理コード、1287.拠点コード、1288.勤務先連番、1289.リンク番号、1290.勤務先区分、1291.勤務先リンク番号、1292.就職日、1293.退職日、1294.対象課税開始年度、1295.対象課税終了年度、1296.管理コード、1297.拠点コード、1298.戸籍連番、1299.リンク番号、1300.自治省コード、1301.郵便番号、1302.住所コード、1303.本籍地、1304.筆頭者名称、1305.調査日、1306.入力区分、1307.管理コード、1308.拠点コード、1309.口座連番、1310.リンク番号、1311.科目、1312.納付種類コード、1313.ホスト通知書番号、1314.開始日、1315.終了日、1316.納税組合コード、1317.金融機関コード、1318.支店コード、1319.預金種別コード、1320.口座番号、1321.口座名義人カナ、1322.管理コード、1323.拠点コード、1324.連絡先連番、1325.リンク番号、1326.優先順位、1327.使用区分、1328.連絡先名称、1329.連絡先コード、1330.連絡先内容、1331.連絡先種類コード、1332.備考、1333.入力区分、1334.管理コード、1335.リンク番号、1336.発行機能コード、1337.発行制限区分、1338.管理コード、1339.拠点コード、1340.送付先連番、1341.リンク番号、1342.送付先区分、1343.科目、1344.ホスト通知書番号、1345.有効フラグ、1346.名称カナ、1347.名称、1348.名称外字フラグ、1349.名称超過フラグ、1350.住所コード、1351.郵便番号、1352.住所、1353.方書、1354.住所外字フラグ、1355.住所超過フラグ、1356.送付先リンク番号、1357.設定日、1358.自治省コード、1359.入力区分、1360.管理コード、1361.リンク番号、1362.生活保護開始日、1363.生活保護廃止日、1364.ケース番号、1365.人数、1366.代理納付開始年月、1367.代理納付終了年月、1368.管理コード、1369.拠点コード、1370.リンク番号、1371.職業コード、1372.返戻フラグ、1373.特記事項、1374.滞納事由、1375.主担当者コード、1376.主担当者変更事由コード、1377.副担当者コード、1378.副担当者変更事由コード、1379.出張担当者コード、1380.出張担当者変更事由コード、1381.出張担当フラグ、1382.注意事項コード、1383.地図年度、1384.地図巻コード、1385.地図頁、1386.地図区分、1387.地図番号、1388.特記メモ、1389.入力区分、1390.特記事項内容日付、1391.特記事項メモ日付、1392.次回非表示フラグ、1393.管理コード、1394.拠点コード、1395.リンク番号、1396.滞納区分、1397.設定日、1398.滞納段階、1399.類型、1400.分納状態コード、1401.滞納金額、1402.滞納確定延滞金、1403.課税有無、1404.類型手動変更日、1405.管理コード、1406.約束連番、1407.リンク番号、1408.機能種類コード、1409.機能処理番号、1410.約束開始日、1411.約束開始時刻、1412.約束終了日、1413.約束終了時刻、1414.約束内容コード、1415.予定金額、1416.約束履行有無、1417.管理コード、1418.経過記録連番、1419.リンク番号、1420.記録日、1421.記録時刻、1422.担当者コード、1423.担当者、1424.経過種別コード、1425.接触フラグ、1426.重要表示フラグ、1427.場所コード、1428.相手コード、1429.交渉結果コード、1430.経過内容コード、1431.帳票種類コード、1432.経過内容、1433.記録詳細、1434.帳票発送日、1435.帳票調査日、1436.帳票延滞金計算日、1437.帳票返戻日、1438.帳票返戻解除日、1439.帳票公示送達状況コード、1440.帳票公示送達日、1441.帳票回答有無、1442.帳票再転送日、1443.処理拠点コード、1444.管理コード、1445.リンク番号、1446.賦課年度、1447.相当年度、1448.ホスト通知書番号、1449.特普区分、1450.通知書番号、1451.特徴義務者リンク番号、1452.申告区分、1453.青色申告区分、1454.所得額合計、1455.控除額合計、1456.収入額合計、1457.総所得課税標準額、1458.分離所得課税標準額、1459.市区町村民税所得割額、1460.市区町村民税均等割額、1461.都道府県民税所得割額、1462.都道府県民税均等割額、1463.普徴期別税額1、1464.普徴期別税額2、1465.普徴期別税額3、1466.普徴期別税額4、1467.普徴期別税額5、1468.普徴期別税額6、1469.普徴期別税額7、1470.普徴期別税額8、1471.普徴期別税額9、1472.普徴期別税額10、1473.普徴期別税額11、1474.普徴期別税額12、1475.普徴期別税額13、1476.給与特徴期別税額1、1477.給与特徴期別税額2、1478.給与特徴期別税額3、1479.給与特徴期別税額4、1480.給与特徴期別税額5、1481.給与特徴期別税額6、1482.給与特徴期別税額7、1483.給与特徴期別税額8、1484.給与特徴期別税額9、1485.給与特徴期別税額10、1486.給与特徴期別税額11、1487.給与特徴期別税額12、1488.年金特徴期別税額1、1489.年金特徴期別税額2、1490.年金特徴期別税額3、1491.年金特徴期別税額4、1492.年金特徴期別税額5、1493.年金特徴期別税額6、1494.更正日、1495.更正事由、1496.所得控除超過フラグ、1497.管理コード、1498.リンク番号、1499.賦課年度、1500.相当年度、1501.ホスト通知書番号、1502.特普区分、1503.詳細連番、1504.通知書番号、1505.所得控除区分、1506.所得控除コード、1507.所得控除金額、1508.管理コード、1509.収納連番、1510.リンク番号、1511.科目、1512.賦課年度、1513.相当年度、1514.ホスト通知書番号、1515.期、1516.通知書番号、1517.処理拠点コード、1518.管理コード、1519.電話催告連番、1520.リンク番号、1521.除外フラグ、1522.ステータス、1523.状態更新ユーザーID、1524.元状態、1525.架電結果、1526.管理コード、1527.催告連番、1528.対象連番、1529.催告書等連番、1530.催告タイトル、1531.発送日、1532.指定期限、1533.印刷日、1534.延滞金計算日、1535.調査日、1536.担当者コード、1537.担当者、1538.リンク番号、1539.宛名氏名、1540.宛名住所、1541.宛名方書、1542.文書番号、1543.送付先郵便番号、1544.送付先住所、1545.送付先方書、1546.送付先名称、1547.未納額、1548.督促手数料、1549.延滞金、1550.枚数、1551.納付書枚数、1552.経過記録連番、1553.納付書経過記録連番、1554.約束連番、1555.処理拠点コード、1556.管理コード、1557.収納連番、1558.発送種類コード、1559.発送内容コード、1560.発送予定日、1561.経過記録連番、1562.作成日、1563.消込日、1564.返戻経過記録連番、1565.処理拠点コード、1566.管理コード、1567.督促停止連番、1568.リンク番号、1569.設定日、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1570.開始日、1571.終了日、1572.停止種類コード、1573.停止単位コード、1574.メモ、1575.処理拠点コード、1576.機能種類コード、1577.処分連番、1578.管理コード、1579.抽出処理連番、1580.対象者連番、1581.収納連番、1582.明細区分、1583.リンク番号、1584.賦課年度、1585.相当年度、1586.科目、1587.ホスト通知書番号、1588.通知書番号、1589.期、1590.表示月期、1591.納期限、1592.表示納期限、1593.変更後納期限、1594.法定納期限等、1595.表示滞納額、1596.表示未納額、1597.表示督促料、1598.表示延滞金1、1599.表示延滞金2、1600.表示延滞金3、1601.確定延滞金有無、1602.表示確定延滞金、1603.備考、1604.順序、1605.管理コード、1606.分納連番、1607.リンク番号、1608.計画日、1609.誓約日、1610.取消日、1611.現誓約フラグ、1612.担当者コード、1613.担当者、1614.分納開始年月、1615.月間隔、1616.日付区分、1617.納付日、1618.納付時刻、1619.納付方法コード、1620.約束管理フラグ、1621.メモコード、1622.メモ、1623.分納対象区分、1624.分納方法区分、1625.分納入金額、1626.分納回数、1627.計画時入金額、1628.端数処理区分、1629.加算月A、1630.加算額A、1631.加算開始年A、1632.加算月B、1633.加算額B、1634.加算開始年B、1635.延滞金計算フラグ、1636.延滞金計算区分、1637.延滞金計算日、1638.督促フラグ、1639.消込区分、1640.一括送付回数、1641.取消理由コード、1642.取消理由、1643.一回分納付額、1644.完納日、1645.管理番号、1646.資料番号、1647.経過記録連番、1648.猶予連番、1649.履行判断区分、1650.年度機能処理番号、1651.作成機能区分、1652.処理拠点コード、1653.管理コード、1654.分納連番、1655.収納連番、1656.回数、1657.内訳連番、1658.リンク番号、1659.納付書番号、1660.納付予定日、1661.納付額、1662.納付督促手数料、1663.納付延滞金、1664.累計納付額、1665.納付合計額、1666.発行回数、1667.発行日、1668.履行区分、1669.当初回数、1670.要すフラグ、1671.口振書発行日、1672.履行入力区分、1673.履行変更日、1674.管理コード、1675.延滞金減免連番、1676.リンク番号、1677.申請日、1678.決裁日、1679.調査日、1680.開始日、1681.終了日、1682.申請減免区分、1683.申請減免率、1684.申請理由コード、1685.申請理由内容、1686.決裁減免区分、1687.決裁減免率、1688.決裁事項内容、1689.文書番号年、1690.文書番号、1691.作成機能区分、1692.機能種類コード、1693.機能処理番号、1694.処理拠点コード、1695.管理コード、1696.納付受託連番、1697.リンク番号、1698.証券種類コード、1699.証券記号番号、1700.券面金額、1701.受託日、1702.決裁日、1703.完了日、1704.取消日、1705.担当者コード、1706.担当者、1707.メモ、1708.延滞金計算フラグ、1709.延滞金計算区分、1710.延滞金計算日、1711.督促フラグ、1712.支払期日、1713.支払人名称、1714.支払地、1715.振出し、1716.振出地、1717.振出人名称、1718.消込区分、1719.取立費用額、1720.取消理由コード、1721.取消理由、1722.年度機能処理番号、1723.処理拠点コード、1724.管理コード、1725.納付受託連番、1726.収納連番、1727.リンク番号、1728.内訳連番、1729.納付書番号、1730.納期限、1731.支払期日、1732.納付額、1733.納付督促手数料、1734.納付延滞金、1735.納付合計額、1736.管理コード、1737.執行停止連番、1738.リンク番号、1739.起案日、1740.決裁日、1741.解除日、1742.住所コード、1743.郵便番号、1744.住所、1745.方書、1746.名称カナ、1747.名称、1748.生年月日、1749.電話番号、1750.勤務先、1751.執行停止要件コード、1752.執行停止理由、1753.文書番号年、1754.文書番号、1755.調査日、1756.調査担当者、1757.停止原因、1758.納税通知送達区分、1759.督促送達区分、1760.催告送達区分、1761.台帳調査日、1762.住基登録区分、1763.除票日、1764.除票理由コード、1765.除票理由、1766.転出先調査日、1767.転出先住所、1768.転出先方書、1769.照会先自治体コード、1770.転出先住基有無、1771.転出先除票日、1772.転出先除票理由コード、1773.転出先除票理由、1774.法人登記有無、1775.代表者名称、1776.資本金額、1777.設立又は登記日、1778.休業又は解散日、1779.商業登記簿調査日、1780.商業登記簿登録有無、1781.実態調査照会日、1782.実態調査自治省コード、1783.所在コード、1784.前年所得有無、1785.前年所得額、1786.破産倒産有無、1787.市外滞納有無、1788.市外滞納金額、1789.市外滞納催告有無、1790.市外滞納分納有無、1791.市外滞納差押有無、1792.市外滞納交付要求有無、1793.市外滞納執行停止有無、1794.市外滞納その他有無、1795.市外滞納その他内容、1796.生活保護受給有無、1797.生活保護開始日、1798.生活保護受給自治省コード、1799.生活扶助有無、1800.医療扶助有無、1801.住宅扶助有無、1802.教育扶助有無、1803.その他扶助有無、1804.その他扶助内容、1805.不動産有無、1806.不動産土地有無、1807.不動産家屋有無、1808.不動産所有権移転日、1809.不動産所持理由コード、1810.不動産所持理由、1811.電話加入権有無、1812.電話加入権電話番号、1813.債権有無、1814.債権内容、1815.その他財産有無、1816.その他財産内容、1817.調査対象財産名称1、1818.調査財産有無1、1819.調査財産内容1、1820.調査対象財産名称2、1821.調査財産有無2、1822.調査財産内容2、1823.調査対象財産名称3、1824.調査財産有無3、1825.調査財産内容3、1826.調査対象財産名称4、1827.調査財産有無4、1828.調査財産内容4、1829.調査対象財産名称5、1830.調査財産有無5、1831.調査財産内容5、1832.調査対象財産名称6、1833.調査財産有無6、1834.調査財産内容6、1835.財産調査帳票備考、1836.解除起案日、1837.解除決裁日、1838.解除理由、1839.処理拠点コード、1840.管理コード、1841.猶予連番、1842.リンク番号、1843.猶予種類コード、1844.手続方法区分、1845.担保種類コード、1846.起案日、1847.決裁日、1848.受理日、1849.申請日、1850.開始日、1851.終了日、1852.猶予事由コード、1853.猶予理由、1854.担保提供コード、1855.担保提供内容、1856.許可区分、1857.不許可事由コード、1858.文書番号年、1859.文書番号、1860.法務局番号、1861.受付日、1862.受付番号、1863.取消起案日、1864.取消決裁日、1865.取消文書番号年、1866.取消文書番号、1867.取消日、1868.取消減免区分、1869.取消時効停止区分、1870.取消理由、1871.延長猶予連番、1872.処理拠点コード、1873.管理コード、1874.調査連番、1875.リンク番号、1876.調査方法コード、1877.登録日、1878.登録担当者コード、1879.メモ、1880.調査状況区分、1881.照会種類コード、1882.照会文書連番、1883.照会方法区分、1884.照会先区分、1885.照会先グループ番号、1886.照会先番号、1887.勤務先連番、1888.財産連番、1889.自治省コード、1890.関係者連番、1891.照会予定日、1892.照会日、1893.回答日、1894.回答メモ、1895.有効期限、1896.手入力名称、1897.手入力郵便番号、1898.手入力住所、1899.手入力方書、1900.手入力フラグ、1901.生年月日、1902.処理拠点コード、1903.財産有無、1904.管理コード、1905.財産連番、1906.調査連番、1907.リンク番号、1908.財産種類コード、1909.財産詳細種類コード、1910.調査日、1911.配当見込コード、1912.公売対象区分、1913.財産用途コード、1914.財産タイトル、1915.財産内容、1916.特記事項、1917.処理拠点コード、1918.管理コード、1919.収納連番、1920.リンク番号、1921.法定納期限等、1922.入力区分、1923.設定日、1924.複数フラグ、1925.処理拠点コード、1926.管理コード、1927.納期限変更連番、1928.リンク番号、1929.起案日、1930.発行日、1931.決裁日、1932.変更後時刻、1933.変更後納期限、1934.文書番号年、1935.文書番号、1936.メモ、1937.処理拠点コード、1938.管理コード、1939.処分連番、1940.リンク番号、1941.処分リンク番号、1942.処分種類コード、1943.財産種類コード、1944.起案日、1945.決裁日、1946.受付日、1947.解除日、1948.受付番号区分、1949.受付番号、1950.解除区分、1951.住所コード、1952.郵便番号、1953.住所、1954.方書、1955.名称カナ、1956.名称、1957.文書番号年、1958.文書番号、1959.メモ、1960.差押日、1961.破産手続開始日、1962.事件番号年度、1963.事件番号和暦年度、1964.事件番号符号、1965.事件番号、1966.解除処分連番、1967.解除理由コード、1968.解除理由内容、1969.法務局番号、1970.陸運局番号、1971.破産管財人番号、1972.執行機関番号、1973.職氏名番号、1974.二重差押フラグ、1975.先行差押解除フラグ、1976.処理拠点コード、1977.管理コード、1978.充当連番、1979.処分連番、1980.リンク番号、1981.起案日、1982.決裁日、1983.文書番号年、1984.文書番号、1985.受入金額、1986.延滞金計算フラグ、1987.延滞金計算日、1988.督促フラグ、1989.消込区分、1990.残余金、1991.残余金計算値、1992.種目内容、1993.メモ、1994.処理拠点コード、1995.管理コード、1996.充当連番、1997.収納連番、1998.リンク番号、1999.内訳連番、2000.調定額、2001.督促手数料、2002.延滞金、2003.納期限、2004.累計収納額、2005.累計督促手数料、2006.累計延滞金、2007.管理コード、2008.承継連番、2009.リンク番号、2010.承継種類コード、2011.起案日、2012.決裁日、2013.指定納期限、2014.納付場所、2015.相続開始日、2016.文書番号年、2017.文書番号、2018.メモ、2019.相続財産評価額、2020.処理拠点コード、2021.管理コード、2022.収納連番、2023.リンク番号、2024.時効起算日、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

2025.時効期間経過日、2026.時効援用日、2027.催告延長期限日、2028.執行停止起算日、2029.執行停止期間経過日、2030.入力区分、2031.管理コード、2032.時効履歴連番、2033.収納連番、2034.リンク番号、2035.事由発生日、2036.時効事由、2037.処分連番、2038.機能種類コード、2039.協議期間、2040.入力区分、2041.管理コード、2042.債務承認連番、2043.リンク番号、2044.起案日、2045.調査日、2046.決裁日、2047.延滞金計算日、2048.未到来フラグ、2049.督促フラグ、2050.延滞金計算フラグ、2051.担当者コード、2052.担当者、2053.資料番号、2054.メモ、2055.経過記録連番、2056.処理拠点コード、2057.管理コード、2058.収納連番、2059.リンク番号、2060.欠損確定日、2061.欠損種類コード、2062.欠損事由、2063.欠損調定額、2064.欠損督促手数料、2065.確定延滞金、2066.入力区分、2067.管理コード、2068.グループ連番、2069.収納連番、2070.リンク番号、2071.調定額、2072.督促手数料、2073.延滞金、2074.納期限、2075.累計収納額、2076.累計督促手数料、2077.累計延滞金、2078.管理コード、2079.リンク番号、2080.グループ連番、2081.除外フラグ、2082.管理コード、2083.拠点コード、2084.予定連番、2085.担当者コード、2086.担当者、2087.リンク番号、2088.機能種類コード、2089.機能処理番号、2090.約束連番、2091.納付約束フラグ、2092.重要表示フラグ、2093.完了フラグ、2094.開始日、2095.開始時刻、2096.終了日、2097.終了時刻、2098.タイトル、2099.一覧用タイトル、2100.内容、2101.登録者コード、2102.登録者、2103.管理コード、2104.拠点コード、2105.通知連番、2106.担当者コード、2107.担当者、2108.通知分類コード、2109.通知日、2110.通知時刻、2111.内容、2112.リンク番号、2113.確認期限日、2114.確認フラグ、2115.管理コード、2116.リンク番号、2117.メモ、2118.備考、2119.管理コード、2120.拠点コード、2121.会計年度、2122.収納統計区分、2123.リンク番号、2124.科目、2125.賦課年度、2126.相当年度、2127.担当者コード、2128.調定額、2129.督促手数料、2130.確定延滞金、2131.累計収納額、2132.累計督促手数料、2133.累計延滞金、2134.消込収納額、2135.消込督促手数料、2136.消込延滞金、2137.消込月、2138.管理コード、2139.拠点コード、2140.進行状況連番、2141.リンク番号、2142.抽出日、2143.抽出時刻、2144.主担当者コード、2145.管理コード、2146.処理日時、2147.電話催告連番、2148.リンク番号、2149.除外フラグ、2150.ステータス、2151.状態更新ユーザーID、2152.元状態、2153.架電結果

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.税目コード、39.課税対象年度、40.通知書番号、41.履歴番号、42.サブ履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.有効フラグ、49.決裁状態、50.旧自治体コード、51.義務者個人番号、52.車両登録キー、53.標識番号漢字、54.標識番号車種、55.標識番号分類、56.標識番号カナ、57.標識番号番号、58.車台番号、59.課税コード、60.年税額、61.減免税額、62.賦課税額、63.納期1、64.課税年度1、65.納期限1、66.差引税額1、67.納期2、68.課税年度2、69.納期限2、70.差引税額2、71.納期3、72.課税年度3、73.納期限3、74.差引税額3、75.更正年月日、76.更正事由コード、77.車両履歴番号、78.連番、79.サブ連番、80.処理番号、81.更正番号、82.決議番号、83.初度検査年月、84.燃料の種類コード、85.経過年数、86.税率判定区分、87.税率特例、88.車両サブ履歴番号、89.減免対象年度、90.減免種別コード、91.減免申請理由、92.減免対象者個人番号、93.減免対象者世帯番号、94.減免対象者入力住所、95.減免対象者方書、96.減免対象者氏名カナ、97.減免対象者氏名漢字、98.減免対象者生年月日、99.減免対象者電話番号、100.障害名程度、101.手帳番号、102.手帳証明書名称、103.手帳交付日、104.運転者個人番号、105.運転者世帯番号、106.運転者続柄、107.運転者入力住所、108.運転者方書、109.運転者氏名カナ、110.運転者氏名漢字、111.運転者生年月日、112.運転者電話番号、113.免許証番号、114.免許証有効期限、115.免許証種類、116.免許証条件等、117.有効履歴フラグ、118.異動年月日、119.異動事由コード、120.旧課税コード、121.管内未納フラグ、122.所有権留保コード、123.所有者個人番号、124.車名、125.型式、126.年式、127.原動機型式、128.総排気量、129.総排気量単位、130.取得事由コード、131.取得年月日、132.廃車事由コード、133.廃車年月日、134.譲受者個人番号、135.整理番号、136.型式認定番号、137.定置場郵便番号、138.定置場住所コード、139.定置場住所、140.定置場地番、141.定置場方書、142.使用者情報、143.使用者個人番号、144.使用者氏名カナ、145.使用者氏名漢字、146.使用者入力住所、147.使用者方書、148.使用者生年月日、149.使用者電話番号、150.届出者個人番号、151.届出者氏名カナ、152.届出者氏名漢字、153.届出者入力住所、154.届出者方書、155.届出者生年月日、156.届出者電話番号、157.届出年月日、158.標識返納コード、159.未返納コード、160.未返納その他、161.未返納詳細、162.標識返納年月日、163.他自標識番号車種、164.他自標識番号分類、165.他自標識番号分類漢字、166.他自標識番号カナ、167.他自標識番号カナ漢字、168.他自標識番号番号、169.他自標識番号表示、170.所有形態コード、171.所有形態その他、172.納税義務者区分、173.盗難届届出年月日、174.盗難届被害年月日、175.盗難届警察、176.盗難届交番、177.盗難届受理番号、178.総排気量数値、179.取得その他、180.廃車その他、181.修正その他、182.軽自動車用途、183.自家用事業用別、184.H27燃費基準達成車情報コード、185.H32燃費基準達成車情報コード、186.重課判定情報、187.軽課判定情報、188.予備1、189.予備2、190.予備項目1、191.申告書受付番号、192.軽OSS車体の形状、193.自治体コード、194.個人番号、195.宛名番号、196.編集済氏名カナ、197.編集済氏名漢字、198.宛名郵便番号、199.宛名住所コード、200.宛名住所、201.宛名地番、202.宛名方書カナ、203.宛名方書漢字、204.生年月日、205.性別区分、206.編集電話番号、207.申込年月日、208.振替区分、209.開始年月日、210.廃止年月日、211.口座停止日、212.停止解除日、213.銀行コード、214.支店コード、215.口座番号、216.通帳番号末番、217.預金種別区分、218.名義人カナ、219.名義人漢字、220.送付開始年月日、221.送付終了年月日、222.送付先氏名カナ、223.送付先氏名漢字、224.送付先郵便番号、225.送付先住所コード、226.送付先住所、227.送付先住所地番、228.送付先方書カナ、229.送付先方書漢字、230.収納キー1、231.収納キー2、232.履歴番号、233.初期登録業務日時、234.更新業務日時、235.更新システム日時、236.更新コンピュータ名、237.更新ユーザID、238.有効フラグ、239.決裁状態、240.旧自治体コード、241.賦課年度、242.税目コード、243.対象年度、244.通知書番号、245.期別コード、246.事業年度開始年月日、247.事業年度終了年月日、248.申告区分コード、249.連番、250.期割区分、251.調定年度、252.会計年度、253.前納報奨金、254.車両登録キー、255.車検区分コード、256.減免コード、257.期別調定額、258.期別収納額、259.延滞金調定額、260.延滞金収納額、261.督促料調定額、262.督促料収納額、263.納期限、264.繰上納期限、265.納期変更フラグ、266.収納年月日、267.領収年月日、268.繰越時調定額、269.繰越時収納額、270.繰越年月日、271.繰越年月日、272.不納欠損額、273.表示用税目コード、274.表示用期月、275.随期フラグ、276.更正回数、277.収納回数、278.還付回数、279.充当回数、280.口振不能回数、281.納通返戻設定カウンタ、282.納通返戻設定年月日、283.督促返戻設定カウンタ、284.督促返戻設定年月日、285.納通発送年月日、286.督促発行年月日、287.更正年月日、288.国税更正年月日、289.更正届出年月日、290.更正請求年月日、291.更正通知年月日、292.過誤納金発生事由コード、293.法定納期限等、294.法定納期限、295.業務固有キー、296.漢字業務固有キー、297.申告年月日、298.調定年月日、299.延長月数、300.重加算対象税額、301.納税計画対象額、302.納税計画状態コード、303.納税計画カウンタ、304.執行停止カウンタ、305.不納欠損カウンタ、306.差押カウンタ、307.参加差押カウンタ、308.交付要求カウンタ、309.繰上徴収カウンタ、310.その他処分カウンタ、311.徴収猶予カウンタ、312.換価猶予カウンタ、313.滞納整理組合カウンタ、314.納税承継カウンタ、315.督促停止カウンタ、316.催告停止カウンタ、317.納通公示カウンタ、318.督促公示カウンタ、319.電話催告停止カウンタ、320.時効中断年月日、321.管理コード、322.文書番号管理連番、323.文書番号パターンID、324.年、325.番号、326.文書番号、327.入力区分、328.登録日、329.登録時間、330.予備1、331.予備2、332.予備3、333.予備4、334.機能種類コード、335.機能処理番号、336.補足パラメーター1、337.補足パラメーター2、338.補足パラメーター3、339.指示ID、340.リンク番号、341.宛名、342.住所、343.方書、344.担当者コード、345.担当者名称、346.管理コード、347.機能種類コード、348.機能処理番号、349.収納連番、350.リンク番号、351.指示順序、352.調定額、353.修正調定額、354.督促手数料、355.修正督促手数料、356.延滞金、357.修正延滞金、358.納期限、359.累計収納額、360.累計督促手数料、361.累計延滞金、362.管理コード、363.機能種類コード、364.機能処理番号、365.収納連番、366.リンク番号、367.調定額、368.督促手数料、369.延滞金、370.納期限、371.累計収納額、372.累計督促手数料、373.累計延滞金、374.管理コード、375.拠点コード、376.リンク番号、377.名寄リンク番号、378.世帯番号、379.住民区分、380.氏名カナ、381.氏名、382.氏名外字フラグ、383.氏名超過フラグ、384.担当割地区コード、385.行政区コード、386.自治省コード、387.町コード、388.宛名拠点コード、389.郵便番号、390.住所、391.方書、392.住所外字フラグ、393.住所超過フラグ、394.国籍コード、395.続柄コード、396.生年月日、397.担当者コード、398.担当者、399.副担当者コード、400.副担当者、401.出張担当者コード、402.出張担当者、403.主担当者変更事由コード、404.副担当者変更事由コード、405.生活保護開始日、406.生活保護廃止日、407.死亡日、408.出張担当フラグ、409.滞納区分、410.滞納段階、411.類型、412.滞納金額、413.確定延滞金、414.滞納事由、415.最終接触日、416.最終領収日、417.最終収納日、418.最終収納額、419.付箋有無、420.付箋色コード1、421.付箋色コード2、422.付箋色コード3、423.付箋色コード4、424.付箋色コード5、425.付箋色コード6、426.付箋色コード7、427.付箋色コード8、428.付箋色コード9、429.付箋色コード10、430.分納状態コード、431.補足区分1、432.補足区分2、433.管理コード、434.検索種別、435.検索番号、436.リンク番号、437.付帯情報1、438.付帯情報2、439.最新フラグ、440.管理コード、441.リンク番号、442.世帯番号、443.ホスト住民区分、444.住民区分、445.氏名カナ、446.氏名清音カナ、447.氏名、448.氏名外字フラグ、449.氏名超過フラグ、450.性別コード、451.続柄コード、452.生年月日、453.死亡日、454.担当割地区コード、455.行政区コード、456.自治省コード、457.町コード、458.拠点コード、459.番地番、460.号枝番、461.子番、462.子々番、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

463.住所コード、464.郵便番号、465.住所、466.方書、467.住所外字フラグ、468.住所超過フラグ、469.住基登録日、470.住基登録事由コード、471.住基消除日、472.住基消除事由コード、473.住基異動日、474.住基異動事由コード、475.国籍コード、476.本名カナ、477.本名、478.通称名カナ、479.通称名、480.交付制限区分、481.入力区分、482.管理コード、483.変換元識別コード、484.変換元リンク番号、485.リンク番号、486.管理コード、487.リンク番号、488.法人番号、489.管理コード、490.拠点コード、491.滞納者異動連番、492.処理日、493.更新時刻、494.担当者コード、495.リンク番号、496.増減区分、497.主担当者変更事由コード、498.死亡日、499.新担当者、500.新町コード、501.新住所、502.新方書、503.旧担当者、504.旧町コード、505.旧住所、506.旧方書、507.新生活保護開始日、508.新生活保護廃止日、509.旧生活保護開始日、510.旧生活保護廃止日、511.新交付制限区分、512.旧交付制限区分、513.入力区分、514.管理コード、515.住所履歴連番、516.リンク番号、517.行政区コード、518.自治省コード、519.町コード、520.番地番、521.号枝番、522.子番、523.子々番、524.住所コード、525.郵便番号、526.住所、527.方書、528.住所外字フラグ、529.住所超過フラグ、530.照会印刷除外フラグ、531.管理コード、532.リンク番号、533.個人番号、534.管理コード、535.名寄リンク番号、536.リンク番号、537.管理コード、538.氏名履歴連番、539.リンク番号、540.氏名カナ、541.氏名清音カナ、542.氏名、543.氏名外字フラグ、544.氏名超過フラグ、545.照会印刷除外フラグ、546.管理コード、547.拠点コード、548.リンク番号、549.郵便番号、550.住所、551.方書、552.住所超過フラグ、553.氏名カナ、554.氏名、555.氏名超過フラグ、556.入力区分、557.管理コード、558.拠点コード、559.リンク番号、560.色コード、561.付箋内容コード、562.登録日、563.終了日、564.設定ユーザーID、565.管理コード、566.拠点コード、567.リンク番号、568.関連者リンク番号、569.関連種類コード、570.主従区分、571.一元区分、572.入力区分、573.管理コード、574.拠点コード、575.担当者コード、576.リンク番号、577.検索日、578.検索時刻、579.管理コード、580.拠点コード、581.勤務先連番、582.リンク番号、583.勤務先区分、584.勤務先リンク番号、585.就職日、586.退職日、587.対象課税開始年度、588.対象課税終了年度、589.管理コード、590.拠点コード、591.戸籍連番、592.リンク番号、593.自治省コード、594.郵便番号、595.住所コード、596.本籍地、597.筆頭者名称、598.調査日、599.入力区分、600.管理コード、601.拠点コード、602.口座連番、603.リンク番号、604.科目、605.納付種類コード、606.ホスト通知書番号、607.開始日、608.終了日、609.納税組合コード、610.金融機関コード、611.支店コード、612.預金種別コード、613.口座番号、614.口座名義人カナ、615.管理コード、616.拠点コード、617.連絡先連番、618.リンク番号、619.優先順位、620.使用区分、621.連絡先名称、622.連絡先コード、623.連絡先内容、624.連絡先種類コード、625.備考、626.入力区分、627.管理コード、628.リンク番号、629.発行機能コード、630.発行制限区分、631.管理コード、632.拠点コード、633.送付先連番、634.リンク番号、635.送付先区分、636.科目、637.ホスト通知書番号、638.有効フラグ、639.名称カナ、640.名称、641.名称外字フラグ、642.名称超過フラグ、643.住所コード、644.郵便番号、645.住所、646.方書、647.住所外字フラグ、648.住所超過フラグ、649.送付先リンク番号、650.設定日、651.自治省コード、652.入力区分、653.管理コード、654.リンク番号、655.生活保護開始日、656.生活保護廃止日、657.ケース番号、658.人数、659.代理納付開始年月、660.代理納付終了年月、661.管理コード、662.拠点コード、663.リンク番号、664.職業コード、665.返戻フラグ、666.特記事項、667.滞納事由、668.主担当者コード、669.主担当者変更事由コード、670.副担当者コード、671.副担当者変更事由コード、672.出張担当者コード、673.出張担当者変更事由コード、674.出張担当フラグ、675.注意事項コード、676.地図年度、677.地図巻コード、678.地図頁、679.地図区分、680.地図番号、681.特記メモ、682.入力区分、683.特記事項内容日付、684.特記事項メモ日付、685.次回非表示フラグ、686.管理コード、687.拠点コード、688.リンク番号、689.滞納区分、690.設定日、691.滞納段階、692.類型、693.分納状態コード、694.滞納金額、695.滞納確定延滞金、696.課税有無、697.類型手動変更日、698.管理コード、699.約束連番、700.リンク番号、701.機能種類コード、702.機能処理番号、703.約束開始日、704.約束開始時刻、705.約束終了日、706.約束終了時刻、707.約束内容コード、708.予定金額、709.約束履行有無、710.管理コード、711.経過記録連番、712.リンク番号、713.記録日、714.記録時刻、715.担当者コード、716.担当者、717.経過種類コード、718.接触フラグ、719.重要表示フラグ、720.場所コード、721.相手コード、722.交渉結果コード、723.経過内容コード、724.帳票種類コード、725.経過内容、726.記録詳細、727.帳票発送日、728.帳票調査日、729.帳票延滞金計算日、730.帳票返戻日、731.帳票返戻解除日、732.帳票公示送達状況コード、733.帳票公示送達日、734.帳票回答有無、735.帳票再転送日、736.処理拠点コード、737.管理コード、738.リンク番号、739.賦課年度、740.相当年度、741.ホスト通知書番号、742.標識番号、743.通知書番号、744.車両名称、745.車台番号、746.排気量、747.排気量単位区分、748.車種区分、749.税額、750.登録日、751.軽自動車登録事由コード、752.軽自動車登録事由、753.廃車日、754.廃車事由、755.異動日、756.異動事由、757.管理コード、758.収納連番、759.リンク番号、760.科目、761.賦課年度、762.相当年度、763.ホスト通知書番号、764.期、765.通知書番号、766.処理拠点コード、767.管理コード、768.電話催告連番、769.リンク番号、770.除外フラグ、771.ステータス、772.状態更新ユーザーID、773.元状態、774.架電結果、775.管理コード、776.催告連番、777.対象連番、778.催告書等連番、779.催告タイトル、780.発送日、781.指定期限、782.印刷日、783.延滞金計算日、784.調査日、785.担当者コード、786.担当者、787.リンク番号、788.宛名氏名、789.宛名住所、790.宛名方書、791.文書番号、792.送付先郵便番号、793.送付先住所、794.送付先方書、795.送付先名称、796.未納額、797.督促手数料、798.延滞金、799.枚数、800.納付書枚数、801.経過記録連番、802.納付書経過記録連番、803.約束連番、804.処理拠点コード、805.管理コード、806.収納連番、807.発送種類コード、808.発送内容コード、809.発送予定日、810.経過記録連番、811.作成日、812.消込日、813.返戻経過記録連番、814.処理拠点コード、815.管理コード、816.督促停止連番、817.リンク番号、818.設定日、819.開始日、820.終了日、821.停止種類コード、822.停止単位コード、823.メモ、824.処理拠点コード、825.機能種類コード、826.処分連番、827.管理コード、828.抽出処理連番、829.対象者連番、830.収納連番、831.明細区分、832.リンク番号、833.賦課年度、834.相当年度、835.科目、836.ホスト通知書番号、837.通知書番号、838.期、839.表示月期、840.納期限、841.表示納期限、842.変更後納期限、843.法定納期限等、844.表示滞納額、845.表示未納額、846.表示督促料、847.表示延滞金1、848.表示延滞金2、849.表示延滞金3、850.確定延滞金有無、851.表示確定延滞金、852.備考、853.順序、854.管理コード、855.分納連番、856.リンク番号、857.計画日、858.誓約日、859.取消日、860.現誓約フラグ、861.担当者コード、862.担当者、863.分納開始年月、864.月間隔、865.日付区分、866.納付日、867.納付時刻、868.納付方法コード、869.約束管理フラグ、870.メモコード、871.メモ、872.分納対象区分、873.分納方法区分、874.分納入金額、875.分納回数、876.計画時入金額、877.端数処理区分、878.加算月A、879.加算額A、880.加算開始年A、881.加算月B、882.加算額B、883.加算開始年B、884.延滞金計算フラグ、885.延滞金計算区分、886.延滞金計算日、887.督促フラグ、888.消込区分、889.一括送付回数、890.取消理由コード、891.取消理由、892.一回分納付額、893.完納日、894.管理番号、895.資料番号、896.経過記録連番、897.猶予連番、898.履行判断区分、899.年度機能処理番号、900.作成機能区分、901.処理拠点コード、902.管理コード、903.分納連番、904.収納連番、905.回数、906.内訳連番、907.リンク番号、908.納付書番号、909.納付予定日、910.納付額、911.納付督促手数料、912.納付延滞金、913.累計納付額、914.納付合計額、915.発行回数、916.発行日、917.履行区分、918.当初回数、919.要すフラグ、920.口振書発行日、921.履行入力区分、922.履行変更日、923.管理コード、924.延滞金減免連番、925.リンク番号、926.申請日、927.決裁日、928.調査日、929.開始日、930.終了日、931.申請減免区分、932.申請減免率、933.申請理由コード、934.申請理由内容、935.決裁減免区分、936.決裁減免率、937.決裁事項内容、938.文書番号年、939.文書番号、940.作成機能区分、941.機能種類コード、942.機能処理番号、943.処理拠点コード、944.管理コード、945.納付受託連番、946.リンク番号、947.証券種類コード、948.証券記号番号、949.券面金額、950.受託日、951.決裁日、952.完了日、953.取消日、954.担当者コード、955.担当者、956.メモ、957.延滞金計算フラグ、958.延滞金計算区分、959.延滞金計算日、960.督促フラグ、961.支払期日、962.支払人名称、963.支払地、964.振出日、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

965.振出地、966.振出人名称、967.消込区分、968.取立費用額、969.取消理由コード、970.取消理由、971.年度機能処理番号、972.処理拠点コード、973.管理コード、974.納付受託連番、975.収納連番、976.リンク番号、977.内訳連番、978.納付書番号、979.納期限、980.支払期日、981.納付額、982.納付督促手数料、983.納付延滞金、984.納付合計額、985.管理コード、986.執行停止連番、987.リンク番号、988.起案日、989.決裁日、990.解除日、991.住所コード、992.郵便番号、993.住所、994.方書、995.名称カナ、996.名称、997.生年月日、998.電話番号、999.勤務先、1000.執行停止要件コード、1001.執行停止理由、1002.文書番号年、1003.文書番号、1004.調査日、1005.調査担当者、1006.停止原因、1007.納税通知送達区分、1008.督促送達区分、1009.催告送達区分、1010.台帳調査日、1011.住基登録区分、1012.除票日、1013.除票理由コード、1014.除票理由、1015.転出先調査日、1016.転出先住所、1017.転出先方書、1018.照会先自治体コード、1019.転出先住基有無、1020.転出先除票日、1021.転出先除票理由コード、1022.転出先除票理由、1023.法人登記有無、1024.代表者名称、1025.資本金額、1026.設立又は登記日、1027.休業又は解散日、1028.商業登記簿調査日、1029.商業登記簿登録有無、1030.実態調査照会日、1031.実態調査自治省コード、1032.所在コード、1033.前年所得有無、1034.前年所得額、1035.破産倒産有無、1036.市外滞納有無、1037.市外滞納金額、1038.市外滞納催告有無、1039.市外滞納分納有無、1040.市外滞納差押有無、1041.市外滞納交付要求有無、1042.市外滞納執行停止有無、1043.市外滞納その他有無、1044.市外滞納その他内容、1045.生活保護受給有無、1046.生活保護開始日、1047.生活保護受給自治省コード、1048.生活扶助有無、1049.医療扶助有無、1050.住宅扶助有無、1051.教育扶助有無、1052.その他扶助有無、1053.その他扶助内容、1054.不動産有無、1055.不動産土地有無、1056.不動産家屋有無、1057.不動産所有権移転日、1058.不動産不所持理由コード、1059.不動産不所持理由、1060.電話加入権有無、1061.電話加入権電話番号、1062.債権有無、1063.債権内容、1064.その他財産有無、1065.その他財産内容、1066.調査対象財産名称1、1067.調査財産有無1、1068.調査財産内容1、1069.調査対象財産名称2、1070.調査財産有無2、1071.調査財産内容2、1072.調査対象財産名称3、1073.調査財産有無3、1074.調査財産内容3、1075.調査対象財産名称4、1076.調査財産有無4、1077.調査財産内容4、1078.調査対象財産名称5、1079.調査財産有無5、1080.調査財産内容5、1081.調査対象財産名称6、1082.調査財産有無6、1083.調査財産内容6、1084.財産調査帳票備考、1085.解除起案日、1086.解除決裁日、1087.解除理由、1088.処理拠点コード、1089.管理コード、1090.猶予連番、1091.リンク番号、1092.猶予種類コード、1093.手続方法区分、1094.担保種類コード、1095.起案日、1096.決裁日、1097.受理日、1098.申請日、1099.開始日、1100.終了日、1101.猶予事由コード、1102.猶予理由、1103.担保提供コード、1104.担保提供内容、1105.許可区分、1106.不許可事由コード、1107.文書番号年、1108.文書番号、1109.法務局番号、1110.受付日、1111.受付番号、1112.取消起案日、1113.取消決裁日、1114.取消文書番号年、1115.取消文書番号、1116.取消日、1117.取消減免区分、1118.取消時効停止区分、1119.取消理由、1120.延長猶予連番、1121.処理拠点コード、1122.管理コード、1123.調査連番、1124.リンク番号、1125.調査方法コード、1126.登録日、1127.登録担当者コード、1128.メモ、1129.調査状況区分、1130.照会種類コード、1131.照会文書連番、1132.照会方法区分、1133.照会先区分、1134.照会先グループ番号、1135.照会先番号、1136.勤務先連番、1137.財産連番、1138.自治省コード、1139.関係者連番、1140.照会予定日、1141.照会日、1142.回答日、1143.回答メモ、1144.有効期限、1145.手入力名称、1146.手入力郵便番号、1147.手入力住所、1148.手入力方書、1149.手入力フラグ、1150.生年月日、1151.処理拠点コード、1152.財産有無、1153.管理コード、1154.財産連番、1155.調査連番、1156.リンク番号、1157.財産種類コード、1158.財産詳細種類コード、1159.調査日、1160.配当見込コード、1161.公売対象区分、1162.財産用途コード、1163.財産タイトル、1164.財産内容、1165.特記事項、1166.処理拠点コード、1167.管理コード、1168.収納連番、1169.リンク番号、1170.法定納期限等、1171.入力区分、1172.設定日、1173.複数フラグ、1174.処理拠点コード、1175.管理コード、1176.納期限変更連番、1177.リンク番号、1178.起案日、1179.発行日、1180.決裁日、1181.変更後時刻、1182.変更後納期限、1183.文書番号年、1184.文書番号、1185.メモ、1186.処理拠点コード、1187.管理コード、1188.処分連番、1189.リンク番号、1190.処分リンク番号、1191.処分種類コード、1192.財産種類コード、1193.起案日、1194.決裁日、1195.受付日、1196.解除日、1197.受付番号区分、1198.受付番号、1199.解除区分、1200.住所コード、1201.郵便番号、1202.住所、1203.方書、1204.名称カナ、1205.名称、1206.文書番号年、1207.文書番号、1208.メモ、1209.差押日、1210.破産手続開始日、1211.事件番号年度、1212.事件番号和暦年度、1213.事件番号符号、1214.事件番号、1215.解除処分連番、1216.解除理由コード、1217.解除理由内容、1218.法務局番号、1219.陸運局番号、1220.破産管財人番号、1221.執行機関番号、1222.職氏名番号、1223.二重差押フラグ、1224.先行差押解除フラグ、1225.処理拠点コード、1226.管理コード、1227.充当連番、1228.処分連番、1229.リンク番号、1230.起案日、1231.決裁日、1232.文書番号年、1233.文書番号、1234.受入金額、1235.延滞金計算フラグ、1236.延滞金計算日、1237.督促フラグ、1238.消込区分、1239.残余金、1240.残余金計算値、1241.種目内容、1242.メモ、1243.処理拠点コード、1244.管理コード、1245.充当連番、1246.収納連番、1247.リンク番号、1248.内訳連番、1249.調定額、1250.督促手数料、1251.延滞金、1252.納期限、1253.累計収納額、1254.累計督促手数料、1255.累計延滞金、1256.管理コード、1257.承継連番、1258.リンク番号、1259.承継種類コード、1260.起案日、1261.決裁日、1262.指定納期限、1263.納付場所、1264.相続開始日、1265.文書番号年、1266.文書番号、1267.メモ、1268.相続財産評価額、1269.処理拠点コード、1270.管理コード、1271.リンク番号、1272.リンク番号、1273.時効起算日、1274.時効期間経過日、1275.時効援用日、1276.催告延長期限日、1277.執行停止起算日、1278.執行停止期間経過日、1279.入力区分、1280.管理コード、1281.時効履歴連番、1282.収納連番、1283.リンク番号、1284.事由発生日、1285.時効事由、1286.処分連番、1287.機能種類コード、1288.協議期間、1289.入力区分、1290.管理コード、1291.債務承認連番、1292.リンク番号、1293.起案日、1294.調査日、1295.決裁日、1296.延滞金計算日、1297.未到来フラグ、1298.督促フラグ、1299.延滞金計算フラグ、1300.担当者コード、1301.担当者、1302.資料番号、1303.メモ、1304.経過記録連番、1305.処理拠点コード、1306.管理コード、1307.収納連番、1308.リンク番号、1309.欠損確定日、1310.欠損種類コード、1311.欠損事由、1312.欠損調定額、1313.欠損督促手数料、1314.確定延滞金、1315.入力区分、1316.管理コード、1317.グループ連番、1318.収納連番、1319.リンク番号、1320.調定額、1321.督促手数料、1322.延滞金、1323.納期限、1324.累計収納額、1325.累計督促手数料、1326.累計延滞金、1327.管理コード、1328.リンク番号、1329.グループ連番、1330.除外フラグ、1331.管理コード、1332.拠点コード、1333.予定連番、1334.担当者コード、1335.担当者、1336.リンク番号、1337.機能種類コード、1338.機能処理番号、1339.約束連番、1340.納付約束フラグ、1341.重要表示フラグ、1342.完了フラグ、1343.開始日、1344.開始時刻、1345.終了日、1346.終了時刻、1347.タイトル、1348.一覧用タイトル、1349.内容、1350.登録者コード、1351.登録者、1352.管理コード、1353.拠点コード、1354.通知連番、1355.担当者コード、1356.担当者、1357.通知分類コード、1358.通知日、1359.通知時刻、1360.内容、1361.リンク番号、1362.確認期限日、1363.確認フラグ、1364.管理コード、1365.リンク番号、1366.メモ、1367.備考、1368.管理コード、1369.拠点コード、1370.会計年度、1371.収納統計区分、1372.リンク番号、1373.科目、1374.賦課年度、1375.相当年度、1376.担当者コード、1377.調定額、1378.督促手数料、1379.確定延滞金、1380.累計収納額、1381.累計督促手数料、1382.累計延滞金、1383.消込収納額、1384.消込督促手数料、1385.消込延滞金、1386.消込月、1387.管理コード、1388.拠点コード、1389.進行状況連番、1390.リンク番号、1391.抽出日、1392.抽出時刻、1393.主担当者コード、1394.管理コード、1395.処理日時、1396.電話催告連番、1397.リンク番号、1398.除外フラグ、1399.ステータス、1400.状態更新ユーザーID、1401.元状態、1402.架電結果

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	納付意志(3箇所)	納付意思(3箇所)	事後	誤字の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	納税通知書 2 軽自動車税賦課機能 3 収納機能 4 滞納管理機能	税額通知書 2 軽自動車税管理機能 3 収納管理機能 4 滞納整理機能	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	2 特別徴収税額通知データの送信機能	2 税額通知(特別徴収)データの送信機能	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10		システム10 追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・税額通知書等に個人番号を記載する。	削除	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 高木 信之	税務課長 石塚 俊一	事後	人事異動に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課	①住民税申告書・減免申請書(特定個人情報あり)	①住民税申告書(特定個人情報あり) ②減免申請書(特定個人情報なし)	事後	地方税法施行規則の改正に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課(備考)	① 区民から提出された住民税申告書及び該当者から提出された減免申請書を取得する。郵送または窓口で取得する。	① 区民から提出された住民税申告書を取得する。郵送または窓口で取得する。 ② 該当者から提出された減免申請書を取得する。郵送または窓口で取得する。	事後	地方税法施行規則の改正に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課(備考)	⑨ 税額決定通知書(普通徴収分) ⑪ 税額決定通知書(給与特別徴収分) ⑬ 税額通知データ(年金特別徴収分) ⑲ 税額決定通知書	⑩ 税額通知書(普通徴収) ⑫ 税額通知書(給与特別徴収) ⑭ 税額通知データ(年金特別徴収) ⑳ 税額通知書	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 軽自動車税の管理	軽自動車税の賦課	軽自動車税の管理	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 軽自動車税の賦課		下記を追加 ・地方公共団体情報システム機構 ・軽自動車検査情報市区町村提供システム ・⑨軽自動車検査情報取得(特定個人情報なし) ・⑩軽自動車検査情報取込み(特定個人情報なし)	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 軽自動車税の管理(備考)		下記を追加 ⑨地方公共団体情報システム機構を通じて軽自動車検査情報を入手する。 ⑩軽自動車検査情報を税務情報ータルシステムに取り込む。	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 収納管理	⑮相続人代表者指定届(特定個人情報あり) ⑯相続人情報入力(特定個人情報あり)	下記を追加 ⑮相続人代表者指定届(特定個人情報なし) ⑯相続人情報入力(特定個人情報なし)	事後	地方税法施行規則の改正に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 収納管理(備考)	住民税の収納業務	住民税の収納管理業務	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(8)件	(7)件	事後	事実誤認による修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	地方税ポータルシステム(eLTAX)の管理運営	削除	事後	事実誤認による修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	特別徴収の当初税額通知書の封入封かん	当初税額通知書(特別徴収)の封入封かん	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社 ケー・デー・シー	キャリアリンク 株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ①委託内容	普通徴収の当初税額通知書の封入封かん	当初税額通知書(普通徴収)の封入封かん	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(62件) [○]移転を行っている(35件)	[○]提供を行っている(63件) [○]移転を行っている(38件)	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先1～62	提供先1～7及び別紙1に集約	事後	表記の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度	月一回	必要に応じて随時	事後	事実誤認による修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	特別徴収義務者(給与支払者)	特別徴収義務者(給与支払者)(平成29年度は税額通知書に個人番号を記載しない)	事後	事実誤認による修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の94に基づく利用のため、番号法第9条第9項に基づく条例を制定	・番号法第9条第1項別表第一の94、第19条第9項 ・新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「新宿区番号条例」という。)第4条	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7	④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム	④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上、100万人未満 ⑥提供方法 []情報提供ネットワークシステム	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8		提供先8 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1～5、7、9～16、18～22、24～26、28～35	移転先1～5、7、9～16、18～22、24～26、28～35	移転先1及び別紙2に集約	事後	表記の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6、8、17、23、27	移転先6、8、17、23、27	削除	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []紙	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 7. 備考	5. 「提供21」以降は「(別紙1)」に、「移転21」以降は(別紙2)に記載	削除	事後	表記の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 (別紙2)	保育園こども園課	保育課	事後	組織改正に伴う部署名の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 (別紙2)	子育て支援課	子ども家庭課	事後	組織改正に伴う部署名の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 (別紙2)	高齢者福祉課	高齢者支援課	事後	組織改正に伴う部署名の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 (別紙2)	健康推進課	健康づくり課	事後	組織改正に伴う部署名の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 (別紙2)		項番61の2 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 (別紙2) 項番84 移転先		下記を追加 健康づくり課 保健予防課 保健センター	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2		移転先2及び別紙3 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、軽自動車検査情報市区町村提供システム)	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目		初度検査年月、重課判定コード、軽課判定コード、税率区分 追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士ソフトサービスビューロ 株式会社	株式会社 KDS	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	区長室広聴担当課	区長室広聴担当課(現在の総合政策部政情報課)	事後	組織改正に伴う部署名の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月20日	Ⅰ 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・他区市町村間との課税資料の回送が正確かつ効率的に実現可能となり、課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することができる。	・他区市町村間との課税資料の回送や294-3通知の送付等が正確かつ効率的に実現可能となり、課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することができる。	事前	事務変更に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないが、任意に事前提出する
平成29年4月20日	Ⅰ 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課		②294-3通知 追加	事後	個人番号を取り扱わない事務の追記であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月20日	Ⅰ 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課(備考)	②③回送先調査や税額通知書の送付調査のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する。	②③回送先調査、294-3通知の送付先調査、税額通知書の送付調査等のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する。	事前	事務変更に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないが、任意に事前提出する
平成29年4月20日	Ⅰ 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課(備考)		②他自治体に294-3通知を送付する。 追加	事後	個人番号を取り扱わない事務の追記であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ③提供する情報	新宿区で課税しないものに係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税の申告書情報	住民税関係情報	事後	業務変更に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年4月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	必要に応じて随時	事前	事務変更に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないが、任意に事前提出する
平成30年2月15日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11		システム11 追加	事前	指針に定める重要な変更にあたらないが、任意に事前提出する
平成30年2月15日	Ⅰ 基本情報 (別添1) 事務の内容 収納管理	コンビニ	コンビニ事業者等 下記を追加 キオスク端末、ECセンター 機構 証明書交付センター 証明書自動交付システム ①⑨データ連携 ②③納税証明書等申請 ④納税証明書等交付	事前	指針に定める重要な変更にあたらないが、任意に事前提出する
平成30年2月15日	Ⅰ 基本情報 (別添1) 事務の内容 収納管理(備考)	①⑨区民等から納税証明書・課税証明、非課税証明の申請を受付する。 ②納税証明書・課税証明、非課税証明の情報を税務情報ータルシステムに入力する。 ③納税証明書・課税証明・非課税証明を出力する。 ④区民等に納税証明書・課税証明・非課税証明を交付する。	①⑨区民等から納税証明書・課税証明、非課税証明の申請を受付する。 ②納税証明書・課税証明、非課税証明の情報を税務情報ータルシステムに入力する。 ③納税証明書・課税証明、非課税証明を出力する。 ④区民等に納税証明書・課税証明、非課税証明を交付する。 下記を追加 ①⑨納税証明書・課税証明、非課税証明のデータを証明書自動交付システムに連携する。 ②③区民からコンビニ等で、納税証明書・課税証明、非課税証明書の申請を受付する。(個人番号カードを利用) ④区民にコンビニ等で、証明書自動交付システムにより作成した納税証明書・課税証明、非課税証明書を交付する。	事前	指針に定める重要な変更にあたらないが、任意に事前提出する

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1～4 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・特定個人情報が記載された申告書等については、施錠管理を行っている場所に保管する。	・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている場所に保管する。	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
平成30年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(2) 件	(3) 件	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
平成30年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		委託事項3 追加	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
平成30年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		＜証明書自動交付システムにおける措置＞ ・証明書自動交付システムでは、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近4年度分の税情報のみを保管するようにしている。 追加	事前	指針に定める重要な変更にあたるため、任意に事前提出する
平成30年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 7. 備考		コンビニ交付サービスにおいて、証明書自動交付システムでは証明書データを送信後速やかに同データを消去する。さらに、機構の証明書交付センター、コンビニ事業者等のECセンター及びキオスク端末では証明書データを保持しないほか、証明書データは証明書交付後にキオスク端末から消去される。 追加	事前	指針に定める重要な変更にあたるため、任意に事前提出する
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1、2 5. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全生確保している。	・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事前	指針に定める重要な変更にあたるため、任意に事前提出する
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1～4 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・特定個人情報が記載された申告書等については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。	・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。	事前	指針に定める重要な変更にあたるため、任意に事前提出する
平成30年2月15日	PⅢ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」追加	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		＜当区における措置＞ ＜機構における措置＞ ・証明書交付センター内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 ＜コンビニ事業者等における措置＞ ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。 追加	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		＜当区における措置＞ ＜機構における措置＞ ・証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとコンビニ事業者等のECセンターとの間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。 ・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施している。 ＜コンビニ事業者等における措置＞ ・ECセンターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している。 ・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。 ・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。 追加	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 リスクに対する措置の内容		＜当区における措置＞ ＜証明書自動交付システムにおける措置＞ ・証明書自動交付システムにおいては、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近4年度の税情報のみを保有するようにしているため、古い情報のまま保有され続けることはない。 追加	事前	指針に定める重要な変更にあたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜コンビニ事業者等における措置＞ ・キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。 ・キオスク端末で証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。 ・キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。 ・各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書により従業員の不正行為を禁止する。 ・店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。追加	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
令和1年6月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 石塚 俊一	税務課長	事後	評価書の様式変更に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	軽自動車税(5箇所)	軽自動車税(種別割)(5箇所)	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(1)オ 賦課決定された税額等を税額通知書として出力し、封入封緘業務を業者に委託する。 ・納税義務者・各企業・年金保険者へ税額を通知する。	1(1)オ 賦課決定された税額等について税額通知書を作成し、納税義務者・特別徴収義務者に送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(2)イ 軽自動車税申告書(報告書)の提出	1(2)イ 軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)の提出	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(2) 賦課決定した納税通知書を封入封緘業者に委託し、納税義務者に送付する。	1(2) 賦課決定した納税通知書を作成し、納税義務者に送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(4) 軽自動車税を滞納している	1(4) 軽自動車税(種別割)等を滞納している	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(4) 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の督促状を印刷する。印刷した督促状を封入封緘委託事業者に引き渡し、封入封緘を行い、住民等に督促状を送付する。	1(4) 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の督促状を作成し、住民等に督促状を送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1(4) 滞納者の未納税額等の情報を催告書用データファイルに出力し、催告書を印刷する。印刷した催告書を封入封緘委託事業者に引き渡し、封入封緘を行い、新宿区に納品後、滞納者に催告書を送付する。	1(4) 滞納者の未納税額等の情報に基づき催告書を作成し、滞納者に催告書を送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		5 地方税共通納税システムの納付情報ファイル等の受信機能 6 寄附金申告特例通知データの送受信機能を追加	事後	業務変更に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	軽自動車税(2箇所)	軽自動車税(種別割)(2箇所)	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課		⑥申告特例通知を追加	事後	業務変更に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課(備考)		⑥他自治体から提出された申告特例通知を取得する。ELTAXシステム経由または郵送(紙媒体)で取得する。 を追加	事後	業務変更に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課(備考)	⑩出力した税額通知書(普通徴収)を封入して区民に送付する。封入は、当初発付時は業者に委託し、経常発付時は税務課職員が行う。	⑪出力した税額通知書(普通徴収)を区民等に送付する。印字封入封緘は委託事業者と区職員の双方が行う。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 特別区民税・都民税の賦課(備考)	⑫出力した税額通知書(給与特別徴収)を封入して給与支払者に送付する。封入は、当初発付時は業者に委託し、経常発付時は税務課職員が行う。	⑬出力した税額通知書(給与特別徴収)を給与支払者に送付する。印字封入封緘は、当初発付時は事業者委託し、経常発付時は区職員が行う。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 軽自動車の管理(備考)	⑭納税通知書を封入封緘業者に提供し、封入封緘作業後、車両保有者へ送付する。	⑭納税通知書データを印字封入封緘業者に提供し、印字封入封緘作業後、車両保有者へ送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 軽自動車の管理(備考)	⑭督促状を封入封緘業者に提供し、封入封緘作業後、車両保有者へ送付する。	⑭督促状データを印字封入封緘業者に提供し、印字封入封緘作業後、車両保有者へ送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 滞納整理	①督促状出力	①督促状印字データ出力	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 滞納整理	③催告書出力	③催告書印字データ出力	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 滞納整理	封入封緘事業者	印字封入封緘事業者	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 滞納整理 (備考)	①税務情報トータルシステムより督促状を出力し、封入封緘事業者へ引き渡す。	①税務情報トータルシステムより督促状印字データを出力し、印字封入封緘事業者へ引き渡す。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 滞納整理 (備考)	②封入封緘事業者は住民に督促状を送付する。	②印字封入封緘事業者は住民に督促状を送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 滞納整理 (備考)	③滞納整理支援システムより催告書データを出力、出力したデータを税務情報トータルシステムへ連携、税務情報トータルシステムより催告書印字データを出力し、封入封緘事業者へ引き渡す。	③滞納整理支援システムより催告書データを出力、出力したデータを税務情報トータルシステムへ連携、税務情報トータルシステムより催告書印字データを出力し、印字封入封緘事業者へ引き渡す。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 滞納整理 (備考)	④封入封緘事業により、職員へ催告書を納品し、職員は住民に催告書を送付する。	④印字封入封緘事業者は住民に催告書を送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 滞納整理 (備考)		フローチャートの追加	事後	表記の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士ソフトサービスビューロ 株式会社	株式会社 イマージュ	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社 東計電算	株式会社 イマージュ	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	当初税額通知書(特別徴収)の封入封かん	当初税額通知書(特別徴収)の印字封入封緘	事後	個人番号を扱わない委託内容の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	紙	電子記録媒体	事後	個人番号を扱わない委託内容の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	中央ビジネスフォーム 株式会社	光ビジネスフォーム 株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	一般社団法人地方税電子化協議会(2箇所)	地方税共同機構(2箇所)	事後	同一法人の名称変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	委託業務量変更に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	キャリアリンク 株式会社	テイクイトレード株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	当初税額通知書(普通徴収)の封入封かん	税額通知書(普通徴収)の印字封入封緘	事後	個人番号を扱わない委託内容の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	紙	電子記録媒体 紙	事後	個人番号を扱わない委託内容の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	富士ビジネス・サービス 株式会社	株式会社 コタニ	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要2 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手時期・頻度⑤本人への明示⑥使用目的⑧使用方法	軽自動車税(4箇所)	軽自動車税(種別割)(4箇所)	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要2 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例に定めるところにより、地方税法施行規則で定める様式によって、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を提出しなければならない。(地方税法第447条)	種別割の納税義務者は、当該市町村の条例に定めるところにより、総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を提出しなければならない。(地方税法第463条の19)	事後	法改正による税目名称及び条文の項番の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法447条	地方税法463条の19	事後	法改正による条文の項番の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	軽自動車税(2箇所)	軽自動車税(種別割)(2箇所)	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 4. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先1 ①委託内容	当初納税通知書の封入封かん	当初納税通知書の印字封入封緘	事後	個人番号を扱わない委託内容の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	紙	フラッシュメモリ	事後	個人番号を扱わない委託内容の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	地方税法第447条第1項	地方税法第463条の19第1項	事後	法改正による条文の項番の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途③提供する情報	軽自動車税(2箇所)	軽自動車税(種別割)(2箇所)	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的⑧使用方法	軽自動車税(2箇所)	軽自動車税(種別割)(2箇所)	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 2. 基本情報 ③対象となる本人範囲	軽自動車税	軽自動車税(種別割)等	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	東日本電信電話 株式会社	株式会社 ITFOR	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 ヒューマンプラス	株式会社 セゾンパーソナルプラス	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発	一般社団法人地方税電子化協議会(2箇所)	地方税共同機構(2箇所)	事後	同一法人の名称変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	協議会	機構	事後	同一法人の名称変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和4年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 別紙1(提供先)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2、4①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1①法令上の根拠 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1 2. 特定個人情報の入手 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和4年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和4年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社 イマージュ	株式会社 KDS	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和4年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	納付書及び催告書の作成・封入封かん	削除	事後	個人番号を扱わない委託内容の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和4年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 セゾンパーソナルプラス	株式会社 バックスグループ	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12		システム12 追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 (別添1) 事務の内容 軽自動車の管理		軽OSS連携システムを追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追記であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	テイクイトレード株式会社	株式会社 キャスティングロード	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 63件 移転を行っている 38件	提供を行っている 69件 移転を行っている 40件	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7①法令上の根拠 提供先8①法令上の根拠	番号法第19条第9項	番号法第19条第10号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2①法令上の根拠	東京都番号条例第3条	東京都番号条例第4条	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番8	提供先における用途 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先における用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番20		提供先 市町村長 提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番30		提供先 社会福祉協議会 提供先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番38		提供先 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番53		提供先 市町村長 提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番71	提供先における用途 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先における用途 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番85の2		提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番101 項番102	提供先における用途 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための	提供先における用途 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番106	提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番107	提供先における用途 特別障害者給付金の支給に関する事務	提供先における用途 特別障害給付金の支給に関する事務	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番113	提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番116	提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正による文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に掲げる事務 項番121		提供先 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 提供先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙2) 番号法第9条第1号別表第一に掲げる事務 項番35		移転先 住宅課 移転先における用途 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙2) 番号法第9条第1号別表第一に掲げる事務 項番101		移転先 総務課 移転先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 追加	事後	条例・規則制定及び庁内連携の確定に伴う修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙3) 新宿区番号条例第3条第1号別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務 東京都番号条例別表 知事の項 事務の欄 項番5	移転先における用途 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの	移転先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百二十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		その他 軽OSS連携システム 追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 コタニ	富士ビジネス・サービス株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ②入手方法		①入手元 行政機関・独立行政法人等 デジタル庁 ②入手方法 [○]情報提供ネットワーク	事前	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	納税義務者者	納税義務者	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	滞納処分を『行う	滞納処分を行う	事後	誤記の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名	株式会社 バックスグループ	株式会社 セゾンパーソナルプラス	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容 個人番号の真正性確認の措置の内容	番号法施行規則第4条	番号法施行規則第3条	事後	省令改正による条数の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	平成25年総務省告示第206号	平成31年総務省告示第151号	事後	告示改正による号数の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 具体的な方法	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和5年3月31日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	平成25年総務省告示第206号	平成31年総務省告示第151号	事後	告示改正による号数の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)の賦課、収納、滞納整理関連業務(後略)	1 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区税に関する事務全体の概要は以下のとおり。 (後略)	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 税務情報トータルシステム システム3 審査システム(eLTAX) システム4 国税連携システム(eLTAX) システム5 課税資料管理システム システム7 中間サーバー システム8 滞納整理支援システム システム9 電話催告システム システム10 軽自動車検査情報市区町村提供システム システム11 証明書自動交付システム システム12 軽OSS連携システム	システム1 税務システム(令和7年1月から) システム3 中間サーバー システム4 審査システム(eLTAX) システム5 国税連携システム(eLTAX) システム7 軽自動車検査情報市区町村提供システム システム8 軽OSS連携システム システム9 証明書自動交付システム システム10 税務情報トータルシステム(令和6年12月まで) システム11 課税資料管理システム(令和6年12月まで) システム12 滞納整理支援システム(令和6年12月まで) システム13 電話催告システム(令和6年12月まで)	事前	指針で定める重要な変更にあたるシステム更改のため。新システム名・更改時期を追記し、項番の整理を行った。
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム1 ①システムの名称 税務システム(令和7年1月から) ②システムの機能 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による特別区民税・都民税(令和6年度より森林環境税を含む。以下、「住民税」という。)及び軽自動車税(種別割)の賦課徴収等を管理するシステム 1 住民税賦課徴収・滞納整理機能 賦課、税額通知書の発行、課税状況照会、収納管理、納付書の発行、証明書の発行、充当・還付、督促、催告、差押の管理、延滞金等の税額計算、課税資料管理 2 軽自動車税(種別割)賦課徴収・滞納整理機能 賦課、納税通知書の発行、課税状況照会、収納管理、納付書の発行、証明書の発行、充当・還付、督促、催告、差押の管理、延滞金等の税額計算 ③他のシステムとの接続 [○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]その他(証明書自動交付システム) 追加	事前	指針で定める重要な変更にあたるシステム更改のため。新システムの概要を追記した。
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 ②システムの機能 1 番号の管理 統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2 統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした統合宛名番号検索を行う。 3 中間サーバー用データの転送機能 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 4 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取る。 ③他のシステムとの接続 []庁内連携システム [○]その他(中間サーバー、国保情報トータルシステム等の基幹システム)	システム2 ②システムの機能 1 番号の管理 団体内統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・団体内統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2 団体内統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 3 中間サーバー用データの転送機能 各業務から提供された庁外提供用データを中間サーバーへ転送する。 4 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務からの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求を中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取る。 ③他のシステムとの接続 [○]庁内連携システム [○]その他(中間サーバー、庁内各業務システム)	事後	記載漏漏の訂正及び文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 審査システム(eLTAX) 地方税ポータルセンタ(eLTAX)	システム4 審査システム(eLTAX) 地方税ポータルセンタ	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム11 証明書自動交付システム 1 データ連携機能 税務情報トータルシステムから賦課・収納に関するデータを日々連携する。	システム9 証明書自動交付システム 1 データ連携機能 税務情報トータルシステムから賦課・収納に関するデータを日々連携する。 (令和7年1月以降は税務システムから連携する。)	事前	システム更改のため。新システム名・更改時期を追記した。
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム11 証明書自動交付システム []税務システム	システム9 証明書自動交付システム [○]税務システム	事後	接続している他システムについての整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 税務情報トータルシステム []その他	システム10 税務情報トータルシステム(令和6年12月まで) [○]その他(証明書自動交付システム、課税資料管理システム、滞納整理支援システム)	事後	接続している他システムについての整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5 課税資料管理システム [○]既存住民基本台帳システム	システム11 課税資料管理システム(令和6年12月まで) []既存住民基本台帳システム	事後	接続している他システムについての整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム8 滞納整理支援システム [○]宛名システム等 []税務システム	システム12 滞納整理支援システム(令和6年12月まで) []宛名システム等 [○]税務システム	事後	接続している他システムについての整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	(令和6年12月まで) 1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル (令和7年1月から) (1)住民税賦課徴収情報ファイル (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル	事前	システム更改にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システム・事務の取り扱い・保有目的等の観点からファイル単位を整理したため
令和6年1月15日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	1 住民税賦課情報ファイル ・申告の際に本人確認をするために使用する。(後略)	個人番号に基づき同一人の各種賦課情報を名寄せするため。また情報提供ネットワークシステムや住民基本台帳ネットワークシステムを用い、必要な情報を取得することにより、地方税賦課徴収事務を適正に行うため。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	1 住民税賦課情報ファイル ・正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。(後略)	1. 各種賦課情報をより正確かつ効率的に名寄せ・突合することができる。 2. 納税義務者の正確な情報を把握することにより、実態に即した賦課徴収事務が実現できる。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条(地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務) ・地方税法等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の第16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条(地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務) ・地方税法等	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに同条第9号	事後	法改正による文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠) 20、30、38、53、85の2、121 追加	事後	記載漏漏の訂正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		令和7年1月からの事務の内容を追加	事前	システム更改にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システム・事務の取り扱い・保有目的等の観点からファイル単位を整理したため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要1～4 1. 特定個人情報ファイル名	1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	1 住民税賦課情報ファイル(令和6年12月まで) 2 軽自動車税管理情報ファイル(令和6年12月まで) 3 収納管理情報ファイル(令和6年12月まで) 4 滞納整理情報ファイル(令和6年12月まで)	事前	システム更改にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システム・事務の取り扱い・保有目的等の観点からファイル単位を整理したため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要1 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・地方税法その他の地方税に関する法律及び新宿区特別区税条例の規定により、税務関係書類に個人番号を記載することとされる者(申告者・支払報告書の対象となる納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者) (後略)	賦課期日(当該年度の初日の属する年の一月一日)に本区の住民基本台帳に登録されている者及び住民基本台帳に登録されていないが本区に住所を有しているとみなした者並びにそれらに扶養されている者	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要1～4 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月	42370	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要1～4 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	新宿区総務部税務課	総務部税務課	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要1 3. 特定個人情報情報の入手・使用 ①入手元	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、他区市町村) [○]民間事業者(給与支払者) [○]その他(地方公共団体情報システム機構、公的年金等支払者)	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体) [○]民間事業者(給与支払者、公的年金等支払者等) [○]その他(地方公共団体情報システム機構)	事後	分類の見直しによる文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	書面、審査システム(eLTX)・国税連携システム(eLTAX)等電子データにより入手する。(後略)	1 識別情報:随時 2 連絡先等情報:随時 3 業務関係情報 (1)国税関係情報:随時 (2)地方税関係情報:随時 (3)医療保険関係情報:年1回、1月 (4)生活保護・社会福祉関係情報:年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。 (5)年金関係情報:年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。 (6)その他の業務関係情報:必要に応じて随時。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、番号法の別表第二の第27号に規定されている。	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法第19条別表第二の第27の項に明示している。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	地方税法の適正かつ公平な賦課徴収のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効果的にできるよう個人番号を利用し、各種申告書の受付、住民税額の算出・通知を行う。	適正かつ公平な賦課徴収のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効果的にできるよう個人番号を利用し、各種申告書の受付、住民税額の算出・通知を行う。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税務課、特別出張所、その他庁内の税務情報利用課	税務課、特別出張所	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	提供先1 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり) ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第8号別表第二で規定された事務(別紙1のとおり)	提供先1 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二及び同条第9号 ②提供先における用途 番号法第19条第8号別表第二で規定された事務(別紙1のとおり)等	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2、4 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正による文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7、8 ①法令上の根拠	番号法第19条第10号	番号法第19条第11号	事後	法改正による文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先7 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	(別紙3)新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第一に掲げる事務	6 住宅課 区立住宅の管理その他住宅に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	6 住宅課 区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	(別紙3)新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第一に掲げる事務	5 保健予防課 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	5 保健予防課 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	軽自動車税について公平かつ適正な課税を行うため。	適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報保有する必要がある。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(情報提供ネットワークを利用する機関、運輸支局) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他区市町村) [○]民間事業者(軽自動車検査協会) [○]その他(地方公共団体情報システム機構)	[○]行政機関・独立行政法人等(運輸支局) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体) [] 民間事業者() [○]その他(地方公共団体情報システム機構、軽自動車検査協会等)	事後	分類の見直しによる文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	軽自動車税(種別割)の賦課に必要な各種情報については、地方税法第463条の19の条文、番号法の別表第二の第27項に規定されている。	地方税法第463条の19、番号法第19条別表第二の第27の項に規定されている。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 ⑧使用方法	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	住民票関係情報については、新宿区個人情報保護条例第11条の規定に基づき、税務情報・ータルシステム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	住民票関係情報については、住民基本台帳法第1条の規定に基づき、住民に関する事務の処理の基礎とすることを、広く区民に周知している。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・生活保護を受給しているか把握のために記録	・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護を受給しているか把握のために記録	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、他自治体)	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自治体)	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・地方税法第20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。	・地方税法第331条及び第463条の27並びに国税徴収法第141条等により、地方税に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民票関係情報については、新宿区個人情報保護条例第11条の規定に基づき、税務情報・ータルシステム内でも利用していることを、広く区民に周知している。 ・滞納整理状況等調査回答情報については、地方税法第20条の11の条文に基づき、利用していることを住民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法第1条の規定に基づき、住民に関する事務の処理の基礎とすることを、広く区民に周知している。 ・滞納整理状況等調査回答情報については、地方税法第331条及び第463条の27並びに国税徴収法第141条等に明示している。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)(2)		(1)住民税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から) (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から) 追加	事前	システム更改にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システム・事務の取り扱い・保有目的等の観点からファイル単位を整理したため
令和6年1月15日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		(1)住民税賦課徴収情報ファイル (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル 追加	事前	システム更改にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システム・事務の取り扱い・保有目的等の観点からファイル単位を整理したため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1～4 1. 特定個人情報ファイル名	1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	1 住民税賦課情報ファイル(令和6年12月まで) 2 軽自動車税管理情報ファイル(令和6年12月まで) 3 収納管理情報ファイル(令和6年12月まで) 4 滞納整理情報ファイル(令和6年12月まで)	事前	システム更改にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システム・事務の取り扱い・保有目的等の観点からファイル単位を整理したため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1 2. 特定個人情報の入手 リスク1	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正による文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1～4 3. 特定個人情報の使用 リスク2	情報政策課(2箇所)	情報システム課(2箇所)	事後	組織名変更による文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1～4 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスク4	個人情報保護課	個人情報保護課	事後	誤字の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1、3 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先問	管理状況について(2箇所)	管理状況について(2箇所)	事後	誤字の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1、2、4 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール	新宿区個人情報保護条例	区長が行う個人情報保護事務に関する規則	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク6	上表提供	情報提供	事後	誤字の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策1～4 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策	悪意の第三者	悪意をもった第三者	事後	誤字の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	・契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守について、必要な措置を講ずることと記載している。また、契約書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務等を明記し、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持つ業者であることを確認する。	・契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守について、必要な措置を講ずることと記載している。また、仕様書によりプライバシーマーク使用許諾証等の提示又は写しの提出を求めている。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3 その他の措置の内容		—	事後	実態にあわせた追記であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策4 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理	・誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴(操作ログ)を7年間保管する。 (後略)	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)(2)		(1)住民税賦課徴収情報ファイル、 (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から) 追加	事前	システム更改にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システム・事務の取り扱い・保有目的等の観点からファイル単位を整理したため
令和6年1月15日	Ⅳ その他リスク対策 1. 監査 ②監査	協議会	地方税共同機構	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	住民税賦課情報ファイル、軽自動車税管理情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理情報ファイル	課税対象者ファイル、課税マスター、普徴データベースファイル、口座データベースファイル、住民税滞納整理情報、課税資料ファイル、軽自動車データベースファイル、軽自動車税滞納整理情報	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 KDS	株式会社 アイネスリレーションズ	事後	委託業者の社名変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社 NTTデータ	事後	委託業者の社名変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	株式会社 キャスティングロード	株式会社 シグマスタッフ	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ⑥提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	法改正により提供方法が変更されたため
令和6年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士ビジネス・サービス株式会社	中央ビジネスフォーム株式会社	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(ISDN回線)	[○]その他(LGWAN)	事後	回線の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 セゾンパーソナルプラス	株式会社 バックスグループ	事後	委託業者の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容2(2)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要2(10)	番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム1①システムの名称	税務システム(令和7年1月から)	税務システム	事前	時期到来により一部削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	1 データ連携機能 税務情報ータルシステムから賦課・収納に関するデータを日々連携する。 (令和7年1月以降は税務システムから連携する。)	1 証明書データ作成等機能 コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した納税証明書等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能。 2 利用者管理機能 住民記録システムから送信された利用者証明用電子証明書シリアル番号を、庁内連携システムを経由して受信し、コンビニ交付サービスの利用者を管理する機能。	事前	証明書自動交付システムの移行による文言整理
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	[○]税務システム [○]その他(証明書交付センター)	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(証明書交付センター)	事前	証明書自動交付システムの移行により
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 システム11 システム12 システム13	システム10 税務情報ータルシステム(令和6年12月まで) システム11 課税資料管理システム(令和6年12月まで) システム12 滞納整理支援システム(令和6年12月まで) システム13 電話催告システム(令和6年12月まで)		事前	時期到来により削除
	I 基本情報 3.特定個人情報ファイル名	(令和6年12月まで) 1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル (令和7年1月から) (1)住民税賦課徴収情報ファイル (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル	(1)住民税賦課徴収情報ファイル (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル	事前	時期到来により一部削除
	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の第16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条(地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務) ・地方税法等	・番号法第9条第1項 別表の第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法等	事後	法改正による文言整理のため
	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに同条第9号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (別表第二における情報提供の根拠):第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 (別表第二における情報照会の根拠):第27の項	・番号法第19条第8号及び同条第9号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (第2条の表における情報提供の根拠):第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (第2条の表における情報照会の根拠):第48の項	事後	法改正による文言整理のため
	I 基本情報 (別添1)事務の内容(令和6年12月まで)	特別区民税・都民税の賦課業務 軽自動車の管理業務 住民税の収納管理業務 住民税の滞納整理業務		事前	時期到来により削除
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	地方税に関する事務 証明書自動交付システム	地方税に関する事務 証明書自動交付システム (コンビニ交付クラウド)	事前	指針で定める重要な変更 に当たるシステム更改のため
	I 基本情報 (別添1)事務の内容(令和8年2月から)		令和8年2月からの事務の内容を追加	事前	指針で定める重要な変更 に当たるシステム更改のため
	II 特定個人情報ファイルの概要	1 住民税賦課情報ファイル(令和6年12月まで) 2 軽自動車税管理情報ファイル(令和6年12月まで) 3 収納管理情報ファイル(令和6年12月まで) 4 滞納整理情報ファイル(令和6年12月まで)		事前	時期到来により削除
	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 1.特定個人情報ファイル名	(1)住民税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から)	(1)住民税賦課徴収情報ファイル	事前	時期到来により一部削除
	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法第19条別表第二の第27の項に明示している。	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項に明示している。	事後	法改正による文言整理のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 3.特定個人情報への入手・使用⑦使用の主体 使用部署	税務課、特別出張所	税務課、(仮称)滞納対策課、特別出張所	事前	指針で定める重要な変更にあたる使用部署の追加のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先名	同上	ヒューマンリソシア株式会社	事前	委託先の決定により
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項		⑦再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。 ⑨再委託事項 申告情報等のパンチ入力	事前	指針で定める重要な変更にあたるため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先名	同上	株式会社 NTTデータ・アイ	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(システムを構成する機器の点検及び障害対応のため、提供という形態をとらない。)	[○]その他(LGWAN)	事前	証明書自動交付システムの移行により
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先名	同上	富士通Japan株式会社	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託		⑦再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。 ⑨再委託事項 証明書自動交付システムの保守業務の一部	事前	指針で定める重要な変更にあたるため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(仮称)催告等事務センターの運営業務	新宿区納付案内センターの運営業務	事前	名称の決定により
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先名	同上	株式会社 バックスグループ	事前	委託先の決定により
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (68) 件	[○]提供を行っている (78) 件	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)等	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者等	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二及び同条第9号	番号法第19条第8号及び同条第9号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務(別紙1のとおり)等	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表で規定された事務等	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の第94の項、第19条第11号	・番号法第9条第1項別表の第127の項、第19条第11号	事後	法改正による文言整理のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙2のとおり)	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙1のとおり)	事後	旧別紙1の削除による
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一	・番号法第9条第1項別表	事後	法改正による文言整理のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第一で規定された事務(別紙2のとおり)	番号法第9条第1項別表で規定された事務(別紙1のとおり)	事後	法改正及び旧別紙1削除のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	新宿区番号条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「東京都番号条例」という。))において、個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙3のとおり)	新宿区番号条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「東京都番号条例」という。))において、個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙2のとおり)	事後	旧別紙1の削除による
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	新宿区番号条例及び東京都番号条例で規定された事務(別紙3のとおり)	新宿区番号条例及び東京都番号条例で規定された事務(別紙2のとおり)	事後	旧別紙1の削除による
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。	事前	指針で定める重要な変更にあたる保管場所の追加のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報の消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・クラウド事業者がNSA方式等によりデータを完全消去し、地方公共団体に対してデータ消去の証明書を発行する。	事前	ガバメントクラウド環境への移行により
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) (別紙1) 番号法第19条第8項別表第2に掲げる事務	1、厚生労働大臣、健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの(後略)		事後	法改正により削除
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) (別紙1) 番号法第9条第1項別表に掲げる事務	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に掲げる事務	(別紙1) 番号法第9条第1項別表に掲げる事務	事後	法改正及び旧別紙1削除のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) (別紙2) 新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務	(別紙3) 新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務	(別紙2) 新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務	事後	旧別紙1の削除による
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 1. 特定個人情報ファイル名	(2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から)	(2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル	事前	時期到来により一部削除
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第463条の19、番号法第19条別表第二の第27の項に規定されている。	地方税法第463条の19、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第48の項に規定されている。	事後	法改正による文言整理のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税務課、特別出張所	税務課、(仮称)滞納対策課、特別出張所	事前	指針で定める重要な変更 に当たる使用部署の追加 のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2	(仮称)催告等事務センターの運営業務	新宿区納付案内センターの運営業務	事前	名称の決定により
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	同上	株式会社 バックスグループ	事前	委託先の決定により
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	指針で定める重要な変更 に当たる保管場所の追加 のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	指針で定める重要な変更 に当たる保管場所の追加 のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	1 住民税賦課情報ファイル(令和6年12月まで) 2 軽自動車税管理情報ファイル(令和6年12月まで) 3 収納管理情報ファイル(令和6年12月まで) 4 滞納整理情報ファイル(令和6年12月まで)		事前	時期到来により削除
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	(1) 住民税賦課徴収情報ファイル、(2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル(令和7年1月から)	(1) 住民税賦課徴収情報ファイル、(2) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル	事前	時期到来により一部削除
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード等の複数の手段による認証を実施している。	・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード及び顔認証の複数の手段による認証を実施している。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び番号法第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法改正による文言整理のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		<コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・無停電電源装置や自家発電装置等を設置している。 ・災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免震構造を備えている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	指針に定める重要な変更 に当たるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		<コンビニ交付クラウドにおける措置> ・LGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・コンビニ交付サーバーには直接アクセスできないようになっており、不正アクセス防止サーバーを経由してアクセスをしている。不正ログイン防止のため、システムログイン時のパスワード管理、アクセスログによる監視を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。(後略)	事前	指針に定める重要な変更 に当たるため
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。 ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 ・保存年限の過ぎた電子媒体の特定個人情報については、そのデータを消去し、電子媒体が壊れた場合は、データが復元できないようにその媒体自体を毀損して、廃棄する。	<当区における措置> ・保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上の削除処理を実施する。 ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 ・保存年限の過ぎた電子媒体の特定個人情報については、そのデータを消去し、電子媒体が壊れた場合は、データが復元できないようにその媒体自体を毀損して、廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	指針に定める重要な変更 に当たるため
	Ⅳその他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	指針に定める重要な変更 に当たるため
	Ⅳその他のリスク対策 3.その他のリスク対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	指針に定める重要な変更 に当たるため

(別紙 1) 番号法第 9 条第 1 項別表に掲げる事務

番号法第 9 条 別表項番	移転先	移転先における用途
8	保健予防課 保健センター	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	障害者福祉課 保育課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	子ども家庭課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	保健予防課	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	障害者福祉課	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	生活福祉課 保護担当課	生活保護法(昭和二十五年法律百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅課	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	医療保険年金課	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	医療保険年金課	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	障害者福祉課	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	住宅課	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	子ども家庭課	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	高齢者支援課	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
64	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
65	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙 1) 番号法第 9 条第 1 項別表に掲げる事務

66	子ども家庭課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
67	障害者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
70	健康づくり課 保健センター	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
81	子ども家庭課	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
85	高齢者医療担当課	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
93	住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
100	介護保険課 高齢者支援課	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
105	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
111	健康づくり課 保健センター	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
117	障害者福祉課 健康づくり課 保健予防課 保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
127	保育課 子ども総合センター	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
131	保健予防課 保健センター	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
135	総務課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務

新宿区番号条例 別表 区長の項 事務の欄	移転先	移転先における用途
1	障害者福祉課	心身障害者福祉手当の支給、日常生活用具の給付、移動支援その他の障害者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
2	高齢者支援課	日常生活用具の給付その他の高齢者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
3	介護保険課	日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
4	生活福祉課 保護担当課	相談支援、自立支援その他の生活保護等に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
5	子ども家庭課 保育課 子ども総合センター	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
6	住宅課	区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
東京都番号条例 別表第1 知事 の項 事務の欄	移転先	移転先における用途
1	保健予防課 保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
2	保健予防課 保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則によるB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
3	障害者福祉課	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって東京都規則で定めるもの
4	保健予防課 保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
5	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

N o	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	3	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2 (2)	必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」 <u>（追記）</u> ）第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	文言の整理	第三者点検
2	7	I 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	・ <u>番号法</u> 第9条第1項 別表の第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法等	・ <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）</u> 第9条第1項 別表の第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・地方税法等	文言の整理	第三者点検
3	11	II 特定個人情報 ファイルの概要(1) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑥委託先名	<u>ヒューマンリソシア株式会社</u>	<u>同上</u>	委託先の決定により	第三者点検
4	11	II 特定個人情報 ファイルの概要(1) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 再委託 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	<u>⑦再委託の有無 「再委託する」</u> <u>⑧再委託の許諾方法 番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。</u> <u>委託契約約款や特記事項において、原則、再委託を禁止しているが、委託元・委託先間で協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許諾する。</u> <u>⑨再委託事項 申告情報等のパンチ入力</u>	<u>⑦再委託の有無 「再委託しない」</u> <u>（追記）</u>	再委託を許諾したため	区点検
5	12	II 特定個人情報 ファイルの概要(1) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ⑥委託先名	<u>株式会社 N T T データ・アイ</u>	<u>同上</u>	現在の委託先を記載	第三者点検
6	13	II 特定個人情報 ファイルの概要(1) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 ⑥委託先名	<u>富士通 J a p a n 株式会社</u>	<u>同上</u>	現在の委託先を記載	第三者点検
7	13	II 特定個人情報 ファイルの概要(1) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委託事項 5	<u>新宿区納付案内センター</u> の運営業務	<u>（仮称）催告等事務センター</u> の運営業務	名称の決定により	区点検
8	13	II 特定個人情報 ファイルの概要(1) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ⑥委託先名	<u>株式会社 バックスグループ</u>	<u>同上</u>	委託先の決定により	第三者点検

地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書

素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

N o	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
9	21	Ⅱ 特定個人情報 ファイルの概要(2) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託 委託事項 2	<u>新宿区納付案内センター</u> の運営業務	<u>(仮称) 催告等事務センター</u> の運営業務	名称の決定により	区点検
10	21	Ⅱ 特定個人情報 ファイルの概要(2) 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託 委託事項 2 ⑥委託先名	<u>株式会社 バックスグループ</u>	<u>同上</u>	現在の委託先を記載	第三者点検
11	27	Ⅲ 特定個人情報 ファイルの取扱いプロ セスにおけるリスク対 策 3.特定個人情 報の使用 リスク2 権限のない者（元 職員、アクセス権限 のない職員等）に よって不正に使用さ れるリスク	・税務システムの利用者を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用ができな い対策を実施している。 ・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード <u>及び顔認証</u> の複数の手段による認証 を実施している。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファ イルだけに、アクセスすることができるよう制御している。	・税務システムの利用者を特定し、個人ごとにユーザID、パスワードを付与することで不正利用ができな い対策を実施している。 ・端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加えICカード <u>等</u> の複数の手段による認証を実施し ている。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が、業務に必要な範囲の特定個人情報ファ イルだけに、アクセスすることができるよう制御している。	文言の整理	パブリック・コメン トの意見を反映

記録される情報項目、委託に伴い事業者処理させる項目

【基本情報】

住民番号、氏名（漢字、カナ）、性別、生年月日、住所（区民日、現住所、送付先情報）、国籍、世帯情報（世帯番号、続柄）、電話番号、公的扶助

【個人住民税】

住所（賦課住所、家屋敷、事務所）、不現住情報、住登外課税地市区町村コード、課税履歴情報（収入、所得、控除、税額、期別（月割）額、納期限、延滞金、減免）、徴収方法希望、扶養者情報、専従者情報、特別徴収義務者、受給者番号、基礎年金番号、障害程度、相続人・納税管理人情報、通知書発付日、通知書番号、公示情報、課税資料情報、処理注意者情報、証明発行停止情報

【軽自動車税（種別割）】

住所（定置場）、車両情報（車台番号、車種、車両区分、登録年月日、廃車年月日、標識番号、初度検査年月）、課税履歴情報（税率区分、税額、納期限、延滞金、減免）、相続人・納税管理人情報、通知書発付日、通知書番号、公示情報、弁償金徴収有無

【収納情報】

口座情報（金融機関コード、口座番号、預金科目、名義人、納付方法、開始年月日、取消年月日）、収納履歴（収納日、領収日、充当履歴）、納付委託情報、還付情報

【滞納整理情報】

財産状態、分納情報、徴収猶予・換価猶予情報、滞納処分情報、滞納処分の停止情報、交渉情報、相談情報、職業

地方税に関する事務（素案）パブリック・コメント実施結果（概要）

1 実施期間

令和 6 年 1 0 月 1 0 日から令和 6 年 1 1 月 8 日まで

2 意見提出者数及び提出方法

意見提出者 2 名・団体

ホームページ	0 名・0 団体
持参	1 名・0 団体
ファックス	1 名・0 団体
郵送	0 名・0 団体
合計	2 名・0 団体

3 意見数及び意見の評価書への反映等

意見数 7 3 件

マイナンバー制度に関すること	7 2 件
個人情報保護に関すること	1 件

意見の評価書への反映等

A 意見の趣旨を評価書に反映する	1 件
B 意見の趣旨は区の方針と同じ	1 件
C 意見の趣旨に沿って事務を推進する	0 件
D 今後の取組の参考とする	0 件
E 意見として伺う	3 2 件
F 質問に回答する	3 9 件
合計	7 3 件

4 地方税に関する事務（素案）パブリック・コメント意見要旨と区の考え方
別紙のとおり

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
1	・意見募集概要を読んでパブコメの目的を理解するのは、個人番号法、特定個人情報保護評価に関して理解していないと、かなり難しい。 ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）のTop頁（p1）に、特定個人情報保護評価の目的「個人のプライバシー等の権利利益の保護」が宣言されていた。 新宿区は、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 ・しかし、「・・・に関する事務 全項目評価書」は新宿区の内部評価に利用されたもので、区民には解りづらい。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。
2	・区の内部評価は個人情報委員会が行政機関等のみを対象に行っているようだが、委員会構成員と評価結果を素案に付録として付ける必要がある。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価の実施にあたっては「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」に基づき、パブリックコメントの意見及び第三者点検の結果を反映した評価書を新宿区個人情報保護管理運営会議において審議しています。 素案の公表時には新宿区個人情報保護管理運営会議における審議前であるため、審議結果を素案につけることはできません。 なお、新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容や委員構成及び同会議の承認を受けた評価書は、区公式ホームページにて公表しています。
3	・さらに、Vの①自己点検、②監査：内部監査、外部監査の結果、予定も付録として付けて欲しい。	E	ご意見として伺います。 自己点検については、具体的な実施時期を定めていません。また、点検結果を公表する考えはありません。 内部監査については、実施日時、結果ともに非公表です。外部監査については、実施した場合、原則として結果を公表する予定です。
4	・特定個人情報保護評価書に区民が関心を示し、理解を深め、「個人のプライバシー等の権利利益の保護」を目指し、パブコメに応募させたいのであれば、説明会用スライドのような資料が必要である。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。
5	・情報公開制度は区民には請求書の作成、区は公開の事務作業が必要になるが、新たな文書は作成されないで、解かりやすい資料を作成し、パブコメに誘導する工夫が必要である。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
6	・個人番号カードの普及、申請のキャンペーンが本庁舎 1 階で継続しているが、スーパー、量販店での販売促進のようで、個人のプライバシー等の権利利益の保護には役立っていない。	E	ご意見として伺います。 個人番号カードの普及に係る区の考え方は、「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」(素案)のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
7	1.国民健康保険に関する事務 特定個人情報保護評価書(素案)の主な変更内容 ・1 滞納整理の一元化に伴う変更は個人番号の導入当初より予定されたこと。	E	ご意見として伺います。 新宿区において滞納整理業務の一元化は、個人番号の導入当初より検討されていたものではなく、令和 4 年度より検討を開始し、令和 7 年度に住民税と国民健康保険料の滞納整理を一元的に担当する課を設置する予定です。
8	・2 その他の変更内容は突然出された個人番号カードと健康保険証の一体化に伴うドタバタ対応。 ・20240925 東京新聞記事「保険証廃止」一体誰がどう決めたのか「記録はない」と判明・・・首相報告や閣僚間のやりとり 経緯は闇の中へ」 ・保険証廃止について誰がどう決めたのかを情報公開請求したり関係者に取材したところ、記録が残っていない。残っていたのはすでにウェブサイトで公表されている関係省庁連絡会議の議事概要。しかし議事概要の中には廃止時期などの言及がない。 ・デジタル担当大臣と厚生労働大臣の相手で協議をしていたことは両省庁とも認めているものの、記録はない。総理大臣に報告もしていますが、それも記録がないという結果になっています。 ・東京新聞が厚生労働省とデジタル庁に確認したところ、廃止時期は大臣間で決めており、職員が同席していた場合は、協議の内容は口頭ベースで報告をしている。 ・しかし、大臣間で重要な決定をしたのであれば、その協議は、公文書管理法のガイドライン及び各省庁の行政文書管理規則で記録の作成が義務付けられる、政策立案や事務・事業実施の方針に影響を及ぼす打ち合わせ等に該当する。記録が作成されないと法令に違反。 ・全自治体(新宿区も)、忍耐強く後始末!	E	ご意見として伺います。
9	2. 素案 ・後期高齢者医療保険に関する事務に使われる端末等は新宿区庁舎内にあると思われるが、それらは新宿区の評価対象ではない?	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価は、事務ごとに評価する仕組みとなります。 そのため、後期高齢者医療保険に関する事務に使用する端末等については、後期高齢者医療保険に関する事務の特定個人情報保護評価の対象となります。
10	I 基本情報 ・(別添 1) 事務の内容は現在とガバメントクラウド導入後の対応が解かる。ただ、図の解像度が悪く、文字が読み難い/読めない。	E	ご意見として伺います。 図中に文字の読みづらい箇所があり、申し訳ございません。 全項目評価書の内容についてご不明の点がありましたら、担当課よりご説明させていただきますので、お問い合わせください。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
11	・ガバメントクラウドの導入前後で、 ・入力作業に要する人数は変わらない？ ・計算機システムの運用費（メンテ費、リース料）は変わらない／減少？	F	ご質問にお答えします。 ガバメントクラウドは、デジタル庁が共通的な機能・基盤を提供するクラウドサービスの利用環境です。ガバメントクラウドに移行しても、区の業務量には変更がないため、入力作業等に要する人数にも基本的に変更はありません。 ガバメントクラウドに移行することにより、区が独自にサーバを調達するための経費等は大きく削減されますが、一方でガバメントクラウドの利用料や通信料等の経費負担が新たに発生します。 導入前後でのシステム運用経費の増減は、制度改正に伴う運用変更などのガバメントクラウド導入以外の要因も含まれるほか、評価する期間、範囲、国庫補助の有無等により結果が異なるため、現時点で評価は難しいと考えています。
12	・地方税ポータルシステムeLTAXのことを地方税に関する事務 全項目評価書で初めて知った。国税電子申告・納税システムe-Taxの地方税版と理解する。 ・個人で住民税だけを申告するのにeLTAXを利用することができるか？ ・個人番号を取得していない場合、e-Taxの「ID・パスワード方式」のような方法で、eLTAXを利用することができるか？	F	ご質問にお答えします。 地方税ポータルシステム（eLTAX）には現時点で、個人の方が住民税を電子申告する機能はありません。 また、個人番号がなくても利用者IDを取得することにより利用することができます。
13	II. 特定個人情報ファイルの概要 ・4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託で、委託先名の⑤確認方法が異なるのは何故？ ・情報公開請求等にて公開となっている（税 p14、15）。 ・情報公開請求等にて公開となっている（国保 p39）、委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開となっている（国保 p40）。	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いの委託先名を確認するには、情報公開請求等の手続きをとっていただく必要があります。 「国民健康保険に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いの委託先名の確認については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
14	・税 p15：再委託⑧、⑨が黒塗りになっているのは何故？	F	ご質問にお答えします。 当初課税等業務委託については、パブリックコメントを開始した時点では再委託をしない予定であったため、再委託の許諾方法及び再委託事項の欄を黒塗りとしていました。 しかし、プロポーザルにより決定した受託事業者より再委託の協議があり、これを許諾したため、素案を修正しました。
15	・税 p16：委託事項 5 ④にシステム直接入力とあるが、被委託取扱者は税務課内で入力作業をするのか？	F	ご質問にお答えします。 納付案内業務等の委託にあたっては受託事業者用の事務室を設け、調査結果等の入力作業はその事務室で行います。 なお、「（仮称）催告等事務センター」は名称を「新宿区納付案内センター」と決定したため、素案を修正しました。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
16	・区職員と被委託取扱者は混在／エリア分け？、セキュリティ対策と労働環境の差はないのか？	F	ご質問にお答えします。 新宿区納付案内センターの運營業務委託にあたっては受託事業者用の事務室を設け、区職員と受託事業者の職員は別の場所で事務を行います。 受託事業者用の事務室は資料の持ち出し禁止、鍵付きキャビネットへの資料保管や防犯カメラ設置等の措置を講じ、個人情報保護を徹底します。 また、受託事業者用事務室の照明や空調等の設備は、区職員の事務室と同様であり、労働環境に差はありません。
17	・区職員で全ての作業をしていた時と較べて、区職員＋被委託取扱者の人数は増減は？	F	ご質問にお答えします。 当初課税等業務委託における受託事業者の職員数は、業務量に応じて調整する予定です。受託事業者の職員数が最も多くなる時期の、区職員も加えた職員数の合計は、派遣職員により対応していた時よりも多くなる見込みです。 新宿区納付案内センターの運營業務委託については、従来の電話催告センターの委託内容を見直すことにより、区職員も加えた職員数の合計は若干の減となる見込みです。
18	税 p18：特定個人情報の提供先に特別徴収義務者（給与支払者）があるが、小規模な事業者個人番号を提供することに不安を感じる。事業規模の大小によらず、同じセキュリティ対策を実施しているのか？	F	ご質問にお答えします。 個人情報取扱事業者は、「個人情報保護法」により個人データに関する安全管理措置を講じることとされ、従業者の監督義務及び委託先の監督義務が課されています。 また、全ての事業者は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることとされています。
19	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ・標準的、通常のセキュリティ対策が行われている。したがって、統計的に特定個人情報も漏洩すると考えるのが常識。	E	ご意見として伺います。 「Ⅳ その他のリスク対策」に記載のとおり、特定個人情報保護評価書の記載内容は、毎年見直しを行って修正の有無を確認し、安全性の確保を図っています。
20	・国民健康保険と住民基本台帳に関する事務では生体認証（顔認証、静脈認証）を行っているが、私の見落としがあるかもしれないが、地方税に関する事務では生体認証を行っていない。（生体認証にアレルギーがある私は税務課で働きたい。）	A	ご意見の趣旨を評価書に反映します。 税務システムにおいても他のシステムと同様、端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加え、ICカードによる認証及び顔認証を実施しています。素案では「ICカード等の複数の手段」と記載していましたが、税務システムにおいても生体認証を行っていることが分かるよう、素案を修正しました。 「住民基本台帳に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」におけるユーザ認証の管理については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
21	・国民健康保険に関する事務では共通KEY（住民番号）が使われているが、地方税と住民基本台帳に関する事務では共通KEY（住民番号）は使われていない。	E	ご意見として伺います。 地方税に関する事務においても、個人を識別するための情報として住民番号を使用しています。 「住民基本台帳に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」における住民番号の使用状況については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
22	・新宿区が安全対策に関与できるシステムについてだけが評価対象になっているのは理解できるが、新宿区のシステムに接続している回線、システムに関してもお任せではなく、同程度、評価に関心をもつ必要がある。接続している回線、国・自治体のシステムの評価書を入手し、査読する必要がある。	E	ご意見として伺います。 関係するシステム等の評価書は公開されており、必要に応じて参照したうえで特定個人情報保護評価を実施しています。
23	・新宿区の特定個人情報を扱うシステムと特定個人情報以外を扱うシステムとは分離し、独立しているのか？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報を取扱うシステムと取扱わないシステムは、事務の単位でアクセス制御を行うことにより、分離・独立させています。
24	・新宿区職員に新宿区のシステム全体を理解できる技術職が何人いるのか？	F	ご質問にお答えします。 技術職はいませんが、情報システム部門の職員を中心に、新宿区のシステム全体を理解できる専門的な知識を有している新宿区職員は多数います。人数等は調査していないため不明です。
25	・新宿区のシステムの発注と運用の仕様書作成、全項目評価の実施と評価書作成、IVの①自己点検と②内部監査は新宿区職員だけで行っているのか？	F	ご質問にお答えします。 システムの導入に係る仕様書や全項目評価書の作成、「新宿区セキュリティ規則」に基づく自己点検や「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に基づく内部監査は、全て区職員により行っています。
26	・全項目（内部）評価を実施する新宿区長がTOPの組織の構成員名とその役職、経歴・専門資格は？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価の実施にあたっては「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」に基づき、パブリックコメントの意見及び第三者点検の結果を反映した評価書を新宿区個人情報保護管理運営会議において審議しています。 なお、新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容や委員構成及び同会議の承認を受けた評価書は、区公式ホームページにて公表しています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
27	・全項目評価は個人情報保護委員会が承認するとなっている。 ・個人情報保護委員会は区外部の委員会で個人情報（特定個人情報を含む。）の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする。国、自治体から独立性の高い機関かもしれないが、個人情報の利活用と保護の利益相反を1つの組織の中で、「個人情報の有用性に配慮」しながら承認するので、その承認は個人情報の利活用に傾いて、その承認が行われていると思われる。 ・個人情報保護委員会は日本全体の特定個人情報保護評価に関する事務だけではなく、それ以外の個人情報に関する基本方針の策定・推進、取扱いに関する監視・監督、保護団体に関する事務、相談・苦情あっせん等に関する事務、国際協力、広報・啓発、その他を行っている。 ・個人情報保護委員会は評価を行う際の内容や手続きを定めた指針を作成し、その指針に沿って、行政機関等が作成した特定個人情報保護評価書の承認を行っている。 ・個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価書の承認は書類審査だけと思われるが、その費用はいくらか？	F	ご質問にお答えします。 個人情報保護委員会の審査・承認が必要となるのは行政機関等の場合であり、地方公共団体等については同委員会から承認を受けるものではないため、それに要する費用も生じません。
28	IV その他のリスク対策 ①自己点検 ②監査：内部監査、外部監査 V 開示請求、問合せ ・見出しも「自己情報開示、問合せ」とした方がよい。	E	ご意見として伺います。
29	・その時、必要になる本人確認の書類として、個人番号カード非保有者の資格確認書類は資格確認書でよいのか？	F	ご質問にお答えします。 本人確認書類のうち1点として、資格確認書でも問題ありません。 なお、令和6年12月2日時点で有効な被保険者証を保有されている場合、令和7年12月1日まではその被保険者証も本人確認書類として使用することができます（有効期限内の被保険者証に限ります）。
30	・特定個人情報ファイルも匿名化処理をすれば、ビッグデータとして開示、公開の対象となるのか？	F	ご質問にお答えします。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「個人情報保護に関する法律」に基づき、特定個人情報ファイルから個人番号と個人情報の双方が削除されない限りは、不特定多数への公開・開示はされません。
31	VI 評価実施手続 ・1. 基礎項目評価、全項目評価が素案なのか？	F	ご質問にお答えします。 「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」により、全項目評価書については素案を公示し、広く住民等の意見を求めることとしています。基礎項目評価書については、同要綱により素案の公示は必要としていません。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方												
32	・ 2. 必要に応じて、何もない場合でも定期的なパブリックコメント？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価書については、毎年記載内容の見直しを行い、修正の有無を確認しています。この修正箇所が、個人情報保護委員会が指針で定める「重要な変更」に該当する場合には、原則として特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられており、パブリックコメントの実施、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検を実施し、個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書を提出する必要があります。												
33	・ 3. 第三者点検を委託した組織の構成委員（資格、経歴等）、その点検結果をまとめた文書の公表・公開を求める。	E	ご意見として伺います。 第三者点検の委託先及び点検結果の文書公開を希望される場合は、お手数ですが公文書公開請求の手続きをお願いいたします。												
34	・ 4. 個人情報保護委員会の勧告の公表・承認予定を示すことを求める。	E	ご意見として伺います。 個人情報保護委員会が行った勧告等については、同委員会が公表しています。												
35	3. 用語解説 ・ 素案では触れられていない、新宿区システムの外側の解説が欲しい。 ・ 個人番号制度、特定個人情報保護の全般 ・ デジタル政府・自治体の鳥瞰図（?）、マイナポータル、個人番号カード、各種カード（保険証、運転免許証、図書館利用者カードなど）と一体化された個人番号カード、電子証明書など。利用時の個人情報の流れ図があるとより良い。	E	ご意見として伺います。 用語解説はパブリックコメントの実施にあたり、特定個人情報保護評価書の内容をよりご理解いただけるよう、評価書で使用している用語について解説したものです。 各制度の詳細な内容等については、お手数ですが各事務を担当する課等にお問い合わせください。												
36	・ 市町村と市区町村は同じものと思われるが、混在している。 <table><thead><tr><th></th><th>市町村</th><th>市区町村</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 地方税</td><td>87</td><td>9</td></tr><tr><td>・ 国民健康保険</td><td>16</td><td>136</td></tr><tr><td>・ 住民基本台帳</td><td>132</td><td>7</td></tr></tbody></table>		市町村	市区町村	・ 地方税	87	9	・ 国民健康保険	16	136	・ 住民基本台帳	132	7	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」においては、「市町村」の表記に統一しています。（システムの名称や記録項目の名称等を除く） 「住民基本台帳に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」における表記については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
	市町村	市区町村													
・ 地方税	87	9													
・ 国民健康保険	16	136													
・ 住民基本台帳	132	7													
37	地方税の用語解説 ・ 4 ガバメントクラウド ・ 地方自治体は現在の課内システムを使い続けることはできない／ガバメントクラウドに切り替えるしか選択肢はない？	F	ご質問にお答えします。 ガバメントクラウドへの移行は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく地方公共団体の努力義務ですが、この法律の施行により、システムベンダーのシステム供給体制に大きな変更が生じることが予想され、現行システムを安定的に使い続けることができなくなると考えています。												

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
38	・ 5 ガバメントクラウド運用管理補助者 ・ 管理補助者は管理者を補助する。管理者は地方公共団体（＝新宿区）と思われる。 ・ 想定外のことが起きた場合を含めて、最終事故責任は新宿区にあるのか？	F	ご質問にお答えします。 利用環境であるガバメントクラウドの管理者は、地方公共団体ではなくデジタル庁です。事故等が発生した場合の責任は起因者となりますが、一般的に、住民に影響が生じた場合の対応等は地方公共団体が行い、これにより生じた損害等については求償するなど適切に対処していくものと考えます。
39	・ 10 個人番号 ・ 個人番号と対比した、シリアル番号の解説が欲しい。	F	ご質問にお答えします。 シリアル番号とは、個人番号カードに格納されている電子証明書に割り当てられる固有の番号のことです。
40	・ 11 コンビニ交付クラウド ・ コンビニとキオスクとは違うのか？	F	ご質問にお答えします。 キオスク端末とは、用語解説に記載のとおり、タッチパネル等の簡単な操作で、必要な情報を入手したり、様々なサービスを利用することができる端末装置のことです。 全国の主要なコンビニエンスストア等に設置されており、コンビニエンスストア等で住民票等の各証明書が取得できることから、その仕組みを「コンビニ交付」と呼んでいます。
41	・ 12 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット） ・ 住基ネットの上で新しい特定個人情報などを利用したデータが流れている／住基ネットとは別に新しいネットワークが作られている？ ・ （別添 1）事務の内容の説明図に住基ネットに接続する区システム（項番 13 ?）を図示してほしい。 ・ 住民基本台帳ネットワークシステムと既存住民基本台帳システムとの違い？	F	ご質問にお答えします。 住民基本台帳ネットワークシステムに記録される項目は、本人確認情報（個人番号の他に法律で定められている氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びこれらの変更情報）に限られます。 住民基本台帳ネットワークシステムは、「市町村」「都道府県ネットワーク」「全国ネットワーク」が各専用サーバを通じて繋がっており、これを総称したものととなります。 「地方税に関する事務」において、住民基本台帳ネットワークシステムに接続するシステムはありません。 「住民基本台帳に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」において住民基本台帳ネットワークシステムに接続するシステムについては、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。 住民基本台帳ネットワークシステムとは、住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークシステムのことです。 既存住民基本台帳システムとは住民基本台帳をデータベース化したシステムのことです。 主な機能としては、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成する住民基本台帳の作成や転入届等に基づく住民票の記載等があります。また、団体内統合宛名等システムや住民基本台帳ネットワークシステム等との情報連携を行います。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
42	・ 14 住民票コード ・ 個人番号を住民票コードとは別に作ったのは何故か？ ・ 住民票コードを変換して個人番号を作ったとすれば、無駄作業ではないか？	F	住民票コードは行政機関のみが利用できる、平成14年8月より設定された、個人ごとに無作為に作成された11桁の番号です。この番号は、住民基本台帳法で規定された行政事務の申請や届け出のみに使用することができるもので、具体的にはパスポートの申請や年金を受給している人の現況届等が挙げられます。 個人番号は行政機関だけでなく、社会保障・税・災害対策の分野に限り、民間企業での活用もできます。 例えば、民間企業の社員証、証券口座開設、住宅ローンの契約等の際に、個人番号を利用することで、确实・簡単な本人確認が可能になります。
43	・ 18 総合行政ネットワーク (LGWAN) ・ 「そのセキュリティ能力は非常に高いとされています。」ということは、盗聴されるリスクがあると理解する。	E	ご意見として伺います。 総合行政ネットワークのセキュリティ能力は非常に高く、安全に運用できると考えています。
44	・ 19 操作ログ／アクセスログ ・ 記録（履歴）の保存期間？	F	ご質問にお答えします。 記録の保存は、対象となる情報によって1年から7年の適切な期間を定めて運用しています。
45	・ 20 団体内統合宛名等システム ・ このシステムは新宿区本庁舎内にある？ ・ 「団体内」を付ける／新宿区内としないのは何故？	F	ご質問にお答えします。 団体内統合宛名等システムは、物理的には本庁舎外に構築しています。 「団体内統合宛名」は、社会保障・税番号制度において示されている固有名詞です。
46	・ 21 団体内統合宛名番号 ・ 団体内統合宛名番号は国保p131：共通KEY（住民番号）と同じ／別？	F	ご質問にお答えします。 団体内統合宛名番号は、新宿区内で個人を一意に特定できる番号で、団体内統合宛名等システムで作成・管理されている番号であり、国保システムにおける共通KEY（住民番号）とは異なります。
47	・ 22 地方公共団体情報システム機構 ・ 機構職員の身分は公務員？	F	ご質問にお答えします。 地方公共団体情報システム機構は、国と地方公共団体が共同で管理する法人であり、職員の身分は公務員ではありません。
48	・ 27 庁内連携システム ・ (別添 1) 事務の内容の説明図に住基ネットに接続する区システム（項番 13 ?）を図示してほしい。 ・ 項番 15、20との位置関係？	F	ご質問にお答えします。 「地方税に関する事務」において、住民基本台帳ネットワークシステムに接続するシステムはありません。 地方公共団体が国及び他機関と情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うために、各自治体内に整備しているのが団体内統合宛名等システムです。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
49	・ 29 特定個人情報 ・ 特定個人情報から個人番号を削除、黒塗りをすれば個人情報として提供・移転が可能？	F	ご質問にお答えします。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、特定個人情報は、個人番号をその内容に含む個人情報と定義されていることから、特定個人情報の内容から個人番号を削除した場合、特定個人情報ではなくなり、通常の個人情報として取り扱われることになります。そのため、個人情報の保護に関する法律に基づく提供等も可能になります。
50	・ 35 符号 ・ 「個人の識別子」をわざわざ付けるのは何故／個人番号があるから不要なのでは？	F	ご質問にお答えします。 個人の識別子は、セキュリティやプライバシー保護の観点からシステム設計されたものです。
51	・ 36 プライバシーマーク ・ 公共事業入札のように、レベルがある？ ・ 国内規格／国際規格 ISO ？ (国民健康保険の用語解説の項番50により詳しい説明)	F	ご質問にお答えします。 プライバシーマーク制度は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、日本産業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に準拠した「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づいて、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関して使用を認める制度です。
52	・ 39 ASP ・ GAFAM／ネット接続プロバイダー／その代理店／下請け／ソフトウェア開発会社・個人でもASP？	F	ご質問にお答えします。 ASPはアプリケーションを提供するものをさす用語であり、属性は無関係です。
53	・ 40 ISMAP ・ 項番36と関連がある／ない？ ・ レベルがある？ ・ 現在、登録済みの企業数？ ・ 新宿区の契約企業は全てISMAPの評価を受け、登録されている？ 国民健康保険の用語解説の項番56にISMAPのフル名称が書かれている。	F	ご質問にお答えします。 ISMAPは、プライバシーマークとは直接的な関係はありません。解説にある通り、クラウドサービスの評価・登録するものであり、企業を評価・登録するものではありません。新宿区が利用するクラウドサービスは、すべて評価・登録されています。
54	・ 41 NISC政府機関統一基準群 ・ 新宿区のシステムはこの基準をクリア？	F	ご質問にお答えします。 新宿区の情報システム等はこの基準を満たすように設計・運用しています。
55	・ 42 OS ・ 新宿区の計算機のOSは一般的なWindows／国産？	F	ご質問にお答えします。 オープンソースも含め、用途に応じて様々なオペレーションシステムを採用しています。
56	・ 43 SSL ・ 暗号化のレベル？	F	ご質問にお答えします。 現在の通信規格は、TLS1.2及び1.3を使用しています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
57	・ 44 VPN ・ 仮想的（ソフトによる）専用回線はどの程度安全？ ・ 項番18：LGWANはハードによる専用回線と理解するので、より安全 ・ VPNとLGWANの使い分け状況？	F	ご質問にお答えします。 通信相手、取り扱う情報の重要度、運用経費を総合的に判断して、適切な通信回線を選択し運用しています。 LGWANは接続団体を限定した閉域ネットワークであり、VPNは仮想専用回線を構築する技術であるため、比較できません。
58	国民健康保険の用語解説 ・ 2 医療保険者等向け中間サーバ ・ 「5 制度」とは何ですか？	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
59	・ 7 記号番号 ・ 国民健康保険は世帯単位、後期高齢者医療保険は個人単位、課税は世帯単位、所得があれば個人単位、給付は生計を一にする家族単位？ ・ 法の前の平等原則からいずれ全て個人単位になる？	F	ご質問にお答えします。 個人住民税は世帯単位ではなく、個人に対して課税されます。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
60	・ 8 擬制世帯主 ・ 世帯単位を維持するから「擬制世帯主」のパッチが必要になる？	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
61	・ 11 国保総合システム ・ （別添 1）事務の内容の図中に明示してください。 ・ 国保総合PCと同じ／別？ （国保総合PCを（別添 1）事務の内容の図中に明示してください。	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」（素案）に係るご意見については、当該事務のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
62	・ 17 資格確認書 ・ 現在の国民健康保険証、あるいは新健康保険証の名称も可能。個人番号カードを普及するために国民健康保険証を廃止したために考え出された名称？	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
63	・ 18 資格情報通知書 ・ マイナ保険証の取得に関わらず、同じ証、書を出せば、簡単なのに、デジタル化により事務量が増えている？	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
64	・ 39 統合滞納管理システム ・ （別添 1）事務の内容の図中に明示してください。	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」（素案）に係るご意見については、当該事務のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
65	・ 45 被保険者証 ・ 「国民健康保険に加入している者に交付される保険証。」：正しい定義。 ・ 資格確認書、資格情報通知書ではなく、保険証が正しい名称。	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご意見については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
66	4. ここからは私のパブリック・コメントの中心 (1) 前提：個人のプライバシー等の権利利益を保護するために考えなければならないこと ・新宿区の宣言「個人のプライバシー等の権利利益の保護」に書かれているように、行政が利用している情報を個人番号を利用して管理することは国民、区民のプライバシー等の権利利益に影響を与えようようなレベルではない。本人は忘れてしまっているような情報を含めて、誕生から死亡までの行政が取得した所得（フロー）・資産（ストック）、健康・病歴、仕事、家族、住宅、学校歴・成績、社会的ステータス、評判、発言などの情報の蓄積を意味する。行政が持っている全情報は個人情報により特定の個人に紐付けられている／紐付けることが可能である。 ・GAFAMなどもサービス利用者の情報を蓄積しているが、以前は匿名での利用が多かったが、現在では利用者登録が必須になっている。利用者登録を実名以外ですることは可能だが、利用者の端末情報、位置情報、作成文書の特性などから、利用者を特定することがほとんど可能になっているものと思われる。 ・携帯の取得には行政が発行した顔写真付き証明の提示が現在では必要になっている。これにより、携帯の位置情報から利用者の行動履歴が解かる。携帯で伝えられる音声は最近の音声認識により文字データに変換が可能になっているので、利用者の種々の情報の取得が可能である。まだ、現在の計算機の処理能力では全通話を監視することは不可能だが、特定の端末／個人を監視することは法律、技術としては可能になっている。全ての通話記録を保存して、防犯カメラのように必要な時には過去に遡って、視聴し解析することはいずれ可能になる。 ・GAFAMが持っている個人情報と行政が持っている情報とが統合された場合、プライバシー保護をしない限り、プライバシーは消滅すると予想される。 ・個人番号カード機能のスマホ搭載はアンドロイド端末では既に可能、iPhoneへの搭載は2023年5月に岸田総理（当時）と米Apple社CEOのティム・クック氏とのテレビ会談が行なわれ、2025年春にリリース予定であることから、行政と民間の情報が統合されつつあり、特定個人情報に関しては特別法令により規制されているが、特定個人情報に当たらない個人情報は個人情報保護法で規制されているだけである。 ・介護や医療のサービスを利用する時だけでなく、ネット上のWebsiteのサービスを利用する時にもプライバシーポリシーに同意を求められることが多い。この中に、個人情報を一定条件の下に利用するが、「第三者に情報提供する場合がある」と明記されている場合があり、Websiteの裁量に委ねることになる。 ・情報公開法、条例により行政文書の開示が可能になっているが、但し書きで、非公開となる場合が列挙されている。行政は但し書きを根拠に非公開とすることも多い。さらに、情報公開法に合法的に対処するために、行政は行政文書を作らない／口頭で済ます（上の東京新聞記事：保険証の廃止時期の決定など）、文書をなるべく早く削除するなどの対応もしばしば取られている。すなわち、情報公開法を情報非公開法として行政は運用している。	E	ご意見として伺います。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
	・ 特定個人情報は特別法令により規制されているのでプライバシーは守られるが、合法的に特定個人情報の利用範囲が拡大されている。したがって、特定個人情報の特別法令は規制ではなく、利用拡大のための法令として使われている。 ・ したがって、特定個人情報の利用の規制がなくなった場合、行政が持っている個人情報で可能になるリスクを予想して、行政のデジタル化の行く末を私は考えている。そして、絶望している。 ・ 同様な手法は原子力発電所の安全対策でも取られている。原子力発電所の放射性物質（燃料）はペレットとして固められ、被覆管で覆われ、圧力容器に収容され、さらに格納容器に収められ、建屋に設置されているので、放射性物質の外部への漏れはないとされている。その結果、原子力発電所の事故が発生しても放射性物質が全量外部へ漏れることはない（これは安全神話と私は考えている）ので避難範囲はかなり狭い範囲に限定される。その結果、原子力規制委員会は住民の避難計画を安全対策の評価の対象にしていないのではないかと私は考えている。 ・ 放射性物質が全量外部へ漏れることを最大の被害と想定し、原子力発電所の建設を進める必要があると機械系のエンジニアだった私は考えている。 ・ 行政と民間の情報統合はハイリスク。行政の情報より民間の情報の方が多く、行政の情報は民間の情報の一部に過ぎない。デジタル後進国の日本はデジタル化を急ぐために規制するより利活用を優先して、国、行政が持っているビッグデータと特定個人情報の利活用に熱心である。 ・ デジタル化を推進する上での国の役割は、利便性を経験させ、プライバシーアレルギーを解消し、法的整備をし、情報流通のインフラを整備することである。 ・ ポイント付与により個人番号カードを普及させ、マイナポータルを利用させ、健康保険証の廃止により個人番号カード（マイナ保険証）の利用に代表される各種カード（運転免許証、図書館利用者カードなど）と一体化された個人番号カードの利用を半ば強制している。 ・ 政府が進めているのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化である。 ・ 一見、よさそうな目標のようだが、近い将来、国民は A I 技術にサポートされながら、ガバメントクラウドに直接データ入力し、政府はそれに基づき、サービスを提供する。自治体の役割は減少し、もしかすると、自治体は不要になり消滅しているかもしれない。国民はサービスを利用していると思っていても、政府に誘導されたサービスを選択しているだけかもしれない。 ・ 少数の人でガバメントクラウドの運営、管理が可能で、大多数はサービスを利用する側になる。その結果、ガバメントクラウドを運営、管理する少数の人は独裁者になり、運営、管理する少数の人とサービスを利用する大多数との格差が拡大する。 ・ 各個人の情報は充実していて、政策の嗜好も推定可能になっているので、選挙の必要性もなくなり、議会は消滅しているかもしれない。 ・ 人々は議論しなくなっているかもしれない。		

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
67	(2) 結論 ① 1つの個人番号で全ての個人情報と紐付けることは避けるべき。 ・1つのマスターキー、パスワードを使い回すのと同じで、1つの個人番号で個人情報を紐付けることは簡単で、効率が良いかもしれないが、漏洩、悪用されるリスクが高くなる。1つのマスターキー、パスワードを使い回すことはコンピューターリテラシーで禁止されていることを日本の行政機関で行っている。法令と運用でリスクを回避できると信じるのは日本の行政機関の特殊性か、日本の神話である。この特殊性、神話を維持するために多額の予算が使われ、多分、作業従事者は神経をすり減らし、人格までも破壊しているかもしれない。 ・行政のファイル、システムごとに検索することにより個人情報を抽出する方法は計算機負荷が大きく、効率が悪いが安全である。	E	ご意見として伺います。 マイナンバー制度では従来どおり個人情報を各行政機関等が分散して保有しています。他の機関の個人情報が必要となった場合には、法で定められるもの限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」の仕組みとなっています。
68	②現在の個人番号カードの取得は任意とすることを維持する。個人番号の取得に対して、行政は中立的であるべきである。	E	ご意見として伺います。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人番号カードの取得は任意とされています。
69	・現在の個人番号カード交付申請書の注意書き： 【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、☐を黒く塗りつぶしてください。 ☐ 署名用電子証明書（15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。） ☐ 利用者証明用電子証明書 【ご注意】電子証明書は、健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax 等の電子申請、マイナポータルへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。 ・☐を黒く塗りつぶすのではなく、発行を受ける／受けないの選択肢にする。	E	ご意見として伺います。 個人番号カードの交付申請に係る区の考え方は、「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
70	・e-Taxの電子申請は個人番号カードの電子証明書の発行を受けなくても、ネット上のe-Taxのページに紹介されている7種類の方法で利用者番号を取得すれば、電子申請が可能であることを紹介すべき。	E	ご意見として伺います。 e-Taxの利用に必要な利用者番号の取得方法等については、国税庁がホームページ等で案内しています。 また、区では毎年、区広報や公式ホームページにより確定申告期間をお知らせする際に、e-Taxの利用についても案内を掲載し、周知に努めています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
71	③電子証明書に使われているシリアル番号が個人番号よりも重要である。 a.署名用の電子証明書 ・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用 ・電子申請（e-Tax等） ・民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録など b.利用者証明用の電子証明書 ・インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用 ・行政のサイト（マイナポータル等）へのログイン ・民間のサイト（オンラインバンキング等）へのログイン ・コンビニ交付サービス利用 など ・この2つの電子証明書にシリアル番号が使われている。 ・「利用者証明用電子証明書」の有効期限は5年で、「利用者証明用電子証明書」が更新されるとシリアル番号も更新されるが、新「シリアル番号」から旧「シリアル番号」を取得する仕組みがあるため、追尾が可能。 ・シリアル番号を使って、オンラインショップやネットバンクが、個人を長期に渡りモニタリングが可能 ・シリアル番号を使って、プラットフォーム事業者が、一人の利用者の情報を、多数の民間事業者との間で集約、発信が可能。 ・シリアル番号は個人番号と同様に個人を誕生から死亡まで追跡が可能 ・民間に利用が解放されていて、民間業者間で名寄せが可能 なので、利用者は個人番号よりシリアル番号（利用者証明用の電子証明書）の利用には注意が必要。 ④以上をまとめれば、シリアル番号の利用に注意することは難しいので、 ・個人番号カードを作らない。 ・個人番号カードに「利用者証明用電子証明書」を付けない。（シリアル番号は発行されない。） のが安全なので、推奨される。 ・ただし、2つのいずれかの対策を選択した場合、行政外部でのサービスが利用できなくなる不利益は受忍するとして、行政内部での処理に関して不利益を受けることがないことを要求する。個人番号はほとんど全ての人に発行され、それにより行政内部の処理を合理化するためのものであり、不利益を受けるとすれば、特定個人情報保護の運用に問題があるからである。	E	ご意見として伺います。 利用者証明用電子証明書は希望者のマイナンバーカードのICチップに搭載され、オンラインで利用者本人の認証を公的に行うことができるものであり、行政機関だけでなく民間事業者の各種サービスにもご利用いただけます。利用者証明用電子証明書により利用者本人の認証の事務を行う従業者等に対しては、法令により目的外利用の禁止及び秘密保持が義務付けられています。 マイナンバーカードの取得は任意であり、取得の有無によって不利益を受けることはありません。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
72	⑤今後の課題として残されたことが、特定個人情報保護評価はプライバシー影響評価とは別の日本独自の制度と捉える必要があるかどうかである。	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（PrivacyImpactAssessment:PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。
73	個人情報を守るためのチェックをしっかりと行いしてほしい。そのための職員体制も充分にしてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 特定個人情報を利用する事務の実施にあたっては、担当部署において少なくとも年1回、特定個人情報保護評価書の記載事項の見直しを行うこととしています。 また、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するために内部監査を毎年行うとともに、外部監査も適宜行うこととするなど、特定個人情報を保護するための様々な措置を講じています。

住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) の概要

I 基本情報

住民基本台帳に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

II 特定個人情報ファイルの概要

以下の3つのファイルについて、取扱い方法や、記録される項目等を記載している。

- ア 住民基本台帳ファイル
住民に関する記録・管理を正確に行うためのファイル
- イ 本人確認情報ファイル
住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うためのファイル
- ウ 送付先情報ファイル
個人番号通知書及び個人番号カードの作成等のためのファイル

【今回の主な変更点】

(1) 証明書自動交付システムに関する委託事項（評価書P16）

証明書自動交付システムの運用及び障害対応の委託における特定個人情報ファイルの取扱いについて追記する。特定個人情報ファイルはLGWANを通じて提供する。

証明書自動交付システムの運用保守の一部について再委託することを許諾する。

(2) 証明書自動交付システムにおける特定個人情報の保管・消去（評価書P20）

① 保管場所

入室許可を受けた者以外の立ち入りができなく、監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。

② 消去方法

HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者がNSA方式等によりデータを完全消去し、地方公共団体に対して、データ消去の証明書を発行する。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

Ⅱのア～ウのファイルを取り扱う際に想定されるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための措置について記載している。

【今回の主な変更点】

(1) 特定個人情報の保管・消去を追記（評価書 P 4 5、P 4 6）

① 物理的な対策の内容

入室許可を受けたものの以外の立ち入りができなく、監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。

無停電電源装置自家発電装置等を設置しており、災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免震構造を備えている。

② 技術的な対策の内容

LGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

コンビニ交付サーバーには直接アクセスできないようになっており、不正アクセス防止サーバーを経由してアクセスをしている。不正ログイン防止のため、システムログイン時のパスワード管理、アクセスログによる監視を行っている。

Ⅳ その他のリスク対策

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載している。

Ⅴ 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載している。

Ⅵ 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

【今回の実施内容】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日及び実施期間
令和6年10月10日から11月8日までの30日間で実施
- (2) 意見の聴取結果
2名（73件）
- (3) 第三者点検の実施日
令和6年10月16日から11月11日まで
- (4) 第三者点検の結果
名称変更、文言や内容の整理 等

その他文言の整理

名称変更や制度改正等に伴う文言の整理を行った。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、住民基本台帳事務及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新宿区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	・住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、住民の居住関係の公証を行うために、世帯を単位とした住民票を作成し、住民票の写し等の証明書を交付している。また、住民としての地位の変更に係る届出もしくは職権に基づき住民基本台帳への記載及び住民基本台帳からの削除を行っているほか、住民基本台帳に記録されている事項は国民健康保険・税務など住民に関する事務の処理の基礎として利用している。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、個人番号の通知、個人番号カードの交付など住民が個人番号を利用するにあたっての前提となる業務を行っている。 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対する通知 5 本人又は同一の世帯に属する者等の請求による住民票の写し等の交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認 11 取得した個人番号等の他業務システムとの連携 2のうち転出届の届出方法については、窓口や郵送による書類の受入の他、サービス検索・電子申請機能による受入を行う。 なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	住民記録システム (評価書中の「③他のシステムとの接続」の記載における「既存住民基本台帳システム」と同義)
②システムの機能	1 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する。 2 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する。 3 住民基本台帳の削除 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を削除(住民票を除票)する。 4 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する。 5 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知等の各種帳票を発行する。 6 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)とのデータ連携 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)との間で本人確認情報等のデータ連携を行う。 7 庁内の他の業務・システムとのデータの連携 庁内の他業務・システムとの間で住民異動情報等のデータ連携を行う。 8 出入国在留管理庁への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。 9 中間サーバーへの特定個人情報の登録 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。)を団体内統合宛名等システムへ通知する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (証明書自動交付システム、申請管理システム、在留カード等発行システム)

システム2									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS（コミュニケーション・サーバ）において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。								
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3 個人番号カードを利用した転入（特例転入） 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報を市町村CSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う。（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。） 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は、4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5 広域交付住民票の写しの交付に関する情報の通知の送受信 広域交付住民票の写しの交付請求を受け付けた際、他市町村CSとの間で、「住民票の写しの広域交付請求通知」の送信及び「住民票の写し広域交付通知」の受信を行う。 6 戸籍の附票記載事項通知の送信 住民票の記載等の際、本籍地において戸籍の附票の記載の修正等をすべき場合は本籍地市町村に戸籍の附票記載事項通知を送信する。 7 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 8 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 9 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、住民記録システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 10 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム3	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	1 証明書データ作成等機能 コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した住民票の写し等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能 2 利用者管理機能 住民記録システムから送信された利用者証明用電子証明書シリアル番号を、庁内連携システムを経由して受信し、コンビニ交付サービスの利用者を管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 証明書交付センター ）
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名等システム （評価書中の「③他のシステムとの接続」の記載における「宛名システム等」と同義。）
②システムの機能	1 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報等を通知する機能 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名等システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能 3 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 4 他業務システム連携機能 他業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー ）

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 団体内統合宛名等システムを介して、既存システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号 取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (申請管理システム)
システム7	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 連携サーバ機能 サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する機能 2 申請管理システム機能 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能及び電子申請データを住民記録システムに連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (サービス検索・電子申請機能)

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)住民基本台帳ファイル 住基法の規定に基づき、記録項目に個人番号を含む住民基本台帳ファイルを作成する。作成された住民基本台帳ファイルは、住民の居住関係の公証その他住民に関する事務の処理の基礎とすることとを目的とし、住民に関する記録の適正な管理を図るために用いられる。 また、番号法の規定に基づき、個人番号の通知や、個人番号カードの交付の際に住民基本台帳ファイルに記録されている特定個人情報を用いる。 (2)本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 (3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減につながるが見込まれる。 また、個人番号カードによる本人確認や個人番号の真正性確認が可能となり、利便性の向上と行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第8条(個人番号とすべき番号の生成) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域振興部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
8. 他の評価実施機関	
—	

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(住民記録システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 住民基本台帳の記載

- 1-①. 住民から転入、入国等の届出を受け付け、住民記録システムにより住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する。
- 1-②. 出生届出の受理等に基づき、住民記録システムにより職権で住民票を作成する。
- 1-③. サービス検索・電子申請機能により住民から転入(転居)予定連絡を受け付け、住民来庁前の事前準備を行う。

2. 住民基本台帳の記載変更

- 2-①. 住民から転居、世帯変更等の届出を受け付け、住民記録システムにより世帯・個人に関する各項目の修正を行う。
- 2-②. 住民記録システムにより個人・世帯に関する情報の職権修正又は入力内容に対する訂正等を行う。
- 2-③. 住民からの申請又は職権により新たな個人番号の指定を機構に請求し、機構が指定した個人番号を住民基本台帳に記載する。
- 2-④. 住民からの申請又は職権により、住民票コードの変更を行う。

3. 住民基本台帳の削除

- 3-①. 住民から転出、出国等の届出を受け付け、住民記録システムにより住民に関する記載を削除(住民票を削除)する。
- 3-②. 実態調査、死亡届出の受理等に基づき、住民記録システムにより職権で住民を削除する。
- 3-③. サービス検索・電子申請機能により住民から転出届を受け付け、住民記録システムにより住民に関する記載を削除する。

4. 住民基本台帳の照会

- 4-①. 住民記録システムにより住民を検索し、最新・過去時点の個人・世帯に関する情報の照会等、様々な用途に応じて住民基本台帳に関する照会を行う。

5. 証明書の発行

- 5-①. 住民からの交付申請等に基づき、住民記録システムにより住民票の写し等の各種証明書を交付する。
- 5-②. 個人番号カードを利用して交付申請を行った住民に対し、証明書自動交付システムにより住民票の写し等を作成し、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末に送信して交付する。

6. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)とのデータ連携

- 6-①. 住民からの異動届及び職権等により住民記録システムにて住民基本台帳を更新し、更新された情報に基づき市町村CSの本人確認情報の更新等を行う。

7. 庁内の他の業務・システムとのデータ連携

- 7-①. 住民からの異動届及び職権等により住民記録システムにて住民基本台帳を更新し、庁内の業務で必要となる住民票情報を他システムに連携する。
- 7-②. 住民票の記載に必要な情報について、住民記録システム以外のシステムから取得する。

8. 出入国在留管理庁への通知事項の作成

- 8-①. 外国人住民の異動が生じた際、出入国在留管理庁に送信する市町村通知の作成を行う。

9. 中間サーバーへの特定個人情報の登録

- 9-①. 他団体からの情報照会時に特定個人情報を提供するために、団体内統合宛名等システムを通じて、中間サーバーへ特定個人情報(住民票関係情報)を登録する。

「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-②.市町村の住民基本台帳(住民記録システム)を更新する。
- 1-③.市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④.市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②.③.統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④.全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
- 3-③.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①・②を行う。
- 3-④.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
- 3-⑤.市町村CSより、住民記録システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥.転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①.住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①.住民記録システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②.個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-①.個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル システム用ファイル その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「削除者」という。)を含む。	
その必要性	住基法の規定に基づき、住民基本台帳を作成し、住民票の記載、削除又は修正をする必要があるため。	
④記録される項目	50項目以上100項目未満 10項目未満 10項目以上50項目未満 50項目以上100項目未満 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (戸籍に関する情報、外国人住民に係る情報)	
	その妥当性	区域内に居住する住民に関する居住関係の公証及び適正な管理を図ることで、住民の利便を増進することを目的として保有する。ただし、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報については、他の所管課が保有している情報を必要な範囲で参照している。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日	
⑥事務担当部署	地域振興部戸籍住民課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (介護保険課、子ども家庭課、医療保険年金課、高齢者医療担当課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、在留カード等発行システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳に係る届出または通知がなされた都度入手する。	
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民からの申請等を受けた上で、住民に関する情報を新たに住民基本台帳に記録する必要がある。	
⑤本人への明示	住基法第7条第8号の2において個人番号が住民票の記載事項として明示されている。	
⑥使用目的 ※	住民の居住関係の公証のため、住民基本台帳ファイルにおいて当区の区域内の全ての住民の情報を保有することで、住民に関する記録を正確かつ統一的去い、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供することができるようにする。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・住民票の記載事項の変更または新規作成が生じた場合、住民基本台帳情報を変更または新規作成するとともに、本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)の更新情報を当区CSへ送信する。 ・申請または届出があった場合、申請者または届出者の本人確認のため、申請書または届出書の記載内容と住民基本台帳情報を照合する。 ・住民その他の住民票の写しの交付を請求できる者から請求があった場合、住民基本台帳情報をもとに当該住民に係る住民票の写し等を発行する。 ・サービス検索・電子申請機能を通じて申請された電子申請データの受理、審査等	
	情報の突合 ※	・住民票の異動届出等の際、本人確認書類の提示を受け、異動届出書の内容や転出証明書などの添付書類の内容と突合する。 ・住民票の記載事項の変更または新規作成が生じた際に、職員にて個人番号、4情報、住民票コードをもとに検索することにより突合する。 ・申請者を確認するために住民記録システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、区政の基礎資料とするための人口統計、事務処理実績確認のための帳票発行枚数統計等のみを行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年7月6日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (4) 件		
委託事項1	住民異動届出に係る記載事項等の入出力業務		
①委託内容	住民記録システムにて行う住民異動届等の入力、証明書及び帳票等の発行に関する事務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一	
	その妥当性	・日々発生する大量の業務を迅速にかつ効率的に処理するため委託している。 ・住民基本台帳に記録されている項目を入出力するため、個人番号を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	☐ フラッシュメモリ ☐ 紙		
	☐ その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)		
⑤委託先名の確認方法	・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。		
⑥委託先名	アルティウスリンク株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2		住民票の写し等の郵送請求処理業務	
①委託内容		郵送で住民票の写し等の請求があった場合の発行及び請求先への送付に関する事務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一	
	その妥当性	・日々発生する大量の業務を迅速にかつ効率的に処理するため委託している。 ・住民基本台帳に記録されている項目を出力するため、個人番号を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)	
⑤委託先名の確認方法		・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名		アルティウスリンク株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		証明書自動交付システムの運用保守	
①委託内容		証明書自動交付システムの運用及び障害対応	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一	
	その妥当性	証明書自動交付システムの運用及び障害対応を行う必要があるため委託している。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法		・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書内の特記事項にて原則再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、委託先はあらかじめ委託元(区)の承諾を得なければならない。その上で、委託先は再委託先に特記事項に定める義務を遵守させるとともに、委託元(区)に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。	
	⑨再委託事項	証明書自動交付システムの運用保守の一部	

委託事項4		標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守
①委託内容		標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
	その妥当性	住民記録システムの運用及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であり、安全かつ効率的な運用を実現するために委託している。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)
⑤委託先名の確認方法		・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書内の特記事項にて原則再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、委託先はあらかじめ委託元(区)の承諾を得なければならない。その上で、委託先は再委託先に特記事項に定める義務を遵守させるとともに、委託元(区)に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
	⑨再委託事項	標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守の一部
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☒ 提供を行っている (62) 件 ☐ 移転を行っている (55) 件 ☐ 行っていない
提供先1		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる特定個人番号利用事務(別紙1のとおり)
③提供する情報		住民票関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法		☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度		情報照会者による情報提供ネットワークを通じた住民票関係情報の提供の照会があった都度

提供先2	教育委員会事務局学校運営課(番号法において個人番号の利用可能な事務を行う区の他の実施機関)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②提供先における用途	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの ・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票記載事項のうち、提供先(新宿区教育委員会事務局学校運営課)が必要とする情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (住民記録システムの参照) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	提供先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を行う都度
提供先3	教育委員会事務局学校運営課(新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「新宿区番号条例」という。))において個人番号の利用可能な事務を行う区の他の実施機関)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②提供先における用途	就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの
③提供する情報	住民票記載事項のうち、提供先(新宿区教育委員会事務局学校運営課)が必要とする情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	提供先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を行う都度

移転先1	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙2のとおり)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②移転先における用途	・個人番号の真正性確認の際に使用する。 ・移転先の事務において、住民基本台帳の記載事項等を確認するために使用する。
③移転する情報	住民票記載事項のうち、庁内主管課が必要とする情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住民記録システムの参照) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	移転先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を行う都度
移転先2	・新宿区番号条例 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「東京都番号条例」という。)において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙3のとおり)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②移転先における用途	・個人番号の真正性確認の際に使用する。 ・移転先の事務において、住民基本台帳の記載事項等を確認するために使用する。
③移転する情報	住民票記載事項のうち、庁内主管課が必要とする情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住民記録システムの参照) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	移転先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を行う都度

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		<当区における措置> ・特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。 ・サーバ室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。 ・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバ室には可能な限り窓を設けない。 ・監視カメラによる入退室の監視を行う。 ・サーバ室には耐震対策・防火措置等を講じる。 ・サービス検索・電子申請機能から入手した申請データは、イントラネットファイルサーバの重要情報専用フォルダに保管し、正当な閲覧権限を持った職員以外の閲覧を制限する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。											
	②保管期間	期間 [20年以上] ＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> その妥当性 住民基本台帳に記載されている者は、転出等により住民票が消除されるまで保管するため、期間の定めはない。なお、住基法施行令第34条第2項（保存）により、消除された住民票はその消除された日から 150年間保存するものとされている。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		<当区における措置> ・住民基本台帳ファイルに記録されたデータのうち、住民票の消除後150年を経過したデータを住民記録システムにて判別し、消去する。 ・イントラネットファイルサーバの重要情報専用フォルダに保管した申請データは、窓口や郵送により申請された書類の廃棄と同様に、保管期間の経過後に速やかに消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <申請管理システム> ・連携サーバに一時的に保管した個人番号付電子申請データは、申請管理システムへ連携後、速やかに完全消去する。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者がNSA方式等によりデータを完全消去し、地方公共団体に対してデータ消去の証明書を発行する。											
7. 備考													
<特定個人情報の保管・消去に関する記載> コンビニ交付サービスにおいて、証明書自動交付システムでは証明書データを送信後速やかに同データを消去する。さらに、機構の証明書交付センター、コンビニ事業者等のECセンター及びキオスク端末では証明書データを保持しないほか、証明書データは証明書交付後にキオスク端末から完全に消去される。													

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる特定個人番号利用事務			
項番	提供先	提供先における用途	提供する情報
1	厚生労働大臣	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの(次条とは、主務省令第3条をいう。)	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	住民票関係情報
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	住民票関係情報
5	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの	住民票関係情報
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号。以下この条及び第9条において「平成19年法律第30号」という。)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの	住民票関係情報
11	都道府県知事	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの	住民票関係情報
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	住民票関係情報
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの	住民票関係情報
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの	住民票関係情報
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの	住民票関係情報
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの	住民票関係情報
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの	住民票関係情報
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	住民票関係情報
53	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。第55条において同じ。.)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの	住民票関係情報
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの	住民票関係情報

項番	提供先	提供先における用途	提供する情報
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの	住民票関係情報
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの	住民票関係情報
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	住民票関係情報
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの	住民票関係情報
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	住民票関係情報
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	住民票関係情報
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの	住民票関係情報
76	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第78条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの	住民票関係情報
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	住民票関係情報
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの	住民票関係情報
86	市町村長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの	住民票関係情報
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	住民票関係情報
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの	住民票関係情報
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの	住民票関係情報
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの	住民票関係情報
106	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの	住民票関係情報
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの	住民票関係情報

項番	提供先	提供先における用途	提供する情報
110	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第112条で定めるもの	住民票関係情報
112	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第114条で定めるもの	住民票関係情報
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	住民票関係情報
118	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定めるもの	住民票関係情報
124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの	住民票関係情報
129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの	住民票関係情報
130	平成8年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成8年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの	住民票関係情報
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの	住民票関係情報
136	都道府県知事	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第138条で定めるもの	住民票関係情報
137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの	住民票関係情報
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの	住民票関係情報
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの	住民票関係情報
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの	住民票関係情報

項番	提供先	提供先における用途	提供する情報
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの	住民票関係情報
149	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第151条で定めるもの	住民票関係情報
150	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第152条で定めるもの	住民票関係情報
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの	住民票関係情報
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの	住民票関係情報
155	市町村長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	住民票関係情報
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの	住民票関係情報
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	住民票関係情報
160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの	住民票関係情報
163	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの	住民票関係情報
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	住民票関係情報
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	住民票関係情報
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	住民票関係情報

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に掲げる事務		
番号法第9条 第1項別表	移転先	移転先における用途
7	保健予防課 保健センター	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	障害者福祉課 保育課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	子ども家庭課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	保健予防課	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	障害者福祉課	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	障害者福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	保健予防課 保健センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	生活福祉課 保護担当課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	税務課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	住宅課	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	地域福祉課	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	医療保険年金課	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	医療保険年金課	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	障害者福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	住宅課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
36の2	危機管理課	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	子ども家庭課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	地域福祉課	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	高齢者支援課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	障害者福祉課	戦傷病者特別援護法による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
44	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	子ども家庭課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

番号法第9条 第1項別表	移転先	移転先における用途
47	障害者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	地域福祉課	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	健康づくり課 保健センター	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	地域福祉課	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	地域福祉課	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	子ども家庭課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	高齢者医療担当課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
61の2	住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	生活福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
64	保健予防課 各保健センター	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
65	保健予防課 各保健センター	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
68	介護保険課 地域包括ケア推進課 高齢者支援課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
69	危機管理課	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
70	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
76	健康づくり課 保健センター	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	障害者福祉課 健康づくり課 保健予防課 保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	保育課 保育指導課 子ども家庭支援課 健康づくり課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
98	保健予防課 各保健センター	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
101	総務課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙3) 新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務

新宿区番号条例 別表 区長の項 事務の欄	移転先	移転先における用途
1	障害者福祉課	心身障害者福祉手当の支給、日常生活用具の給付、移動支援その他の障害者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
2	高齢者支援課	日常生活用具の給付その他の高齢者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
3	介護保険課	日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
4	生活福祉課 保護担当課	相談支援、自立支援その他の生活保護等に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
5	保育指導課 こども園 子ども総合センター 保健予防課	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
6	住宅課	区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
7	高齢者医療担当課	葬祭費の支給その他の医療保険に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
東京都番号条例 別表第一 知事の項 事務の欄	移転先	移転先における用途
1	保健予防課 保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
2	保健予防課 保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則によるB型肝炎又はC型肝炎に罹患した者に対する医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
3	障害者福祉課	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって東京都規則で定めるもの
4	保健予防課 保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
5	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
① ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
② 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③ 対象となる本人の範囲 ※	新宿区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、住民票が消除(死亡による消除を除く。)されたもの(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④ 記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤ 保有開始日	平成27年7月6日
⑥ 事務担当部署	地域振興部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民記録システム)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず住民記録システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示	市町村CSが住民記録システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	- 住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民記録システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民記録システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 - 住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 - 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 - 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。	
	情報の突合 ※	- 本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 - 個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年7月6日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム運営に係るシステムエンジニアリング業務	
①委託内容	システム運用保守、問い合わせ・障害対応	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
	その妥当性	特定個人情報ファイルの適正運用を図るため、システムが正しく安定稼働できるよう、システムの運用保守、問い合わせ・障害対応について委託している。
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)	
⑤委託先名の確認方法	新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	東京都
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・新宿区より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に東京都知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、旧氏、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時
提供先2	東京都及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と東京都知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、旧氏、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所有者にあっては、個人番号カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	地域振興部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民記録システム)	
③入手の時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。 また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)による。	
⑥使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	住民記録システムにより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する。(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	
	情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない () 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム運営に係るシステムエンジニアリング業務	
①委託内容	システム運用保守、問い合わせ・障害対応	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一	
その妥当性	特定個人情報ファイルの適正運用を図るため、システムが正しく安定稼働できるよう、システムの運用保守、問い合わせ・障害対応について委託している。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの直接操作のため提供という形態を取らない。)	
⑤委託先名の確認方法	新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務))	
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務))に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同一	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル6. ①の記載と同じく、サーバ室で厳重に保管している。 ・サーバへのアクセスはID/照合情報による認証が必要となる。	
②保管期間	期間	☐ 1年未満 ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法	保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1. 氏名、2. 旧氏、3. 生年月日(和暦)、4. 性別、5. 世帯主の氏名及び世帯主との続柄、6. 世帯主である旨(世帯主である場合)、7. 戸籍の表示(本籍・筆頭者)、8. 住民となった年月日、9. 住所(方書を含む。)、10. 住所を定めた年月日、11. 届出の年月日、12. 転入前住所(国外を含む。)、13. 個人番号、14. 選挙人名簿への登録の有無、15. 国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日、16. 後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日、17. 介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日、18. 国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、種別の変更があった年月日、資格取得・喪失年月日、19. 児童手当の受給開始・終了年月、20. 住民票コード、21. 消除事由、22. 転出先住所(予定)、23. 事由の生じた年月日、24. 宛名番号、25. 世帯番号、26. 世帯員の並び順、27. 異動履歴として管理する各項目(異動者・異動事由として管理する項目(記載の事由・消除の事由・修正の事由))・異動日・処理日・届出日・申出日・通知日・請求日・入力場所・入力端末名・留意事項)、28. 住民状態、29. 住民種別、30. 証明書の交付履歴(交付年月日時・交付場所・交付対象者・証明書の種別・交付区分・記載事項・枚数・発行番号・発行端末名・操作者ID・処分情報)、31. 抑止フラグ、32. 備考、33. メモ、34. 氏名のフリガナ、35. 氏名のフリガナ確認フラグ、36. 旧氏のフリガナ、37. 旧氏のフリガナ確認フラグ、38. 住所コード、39. 住所の郵便番号、40. 転入前住所の住所コード及びその郵便番号、41. 最終登録住所地、42. 個人番号カードの発行状況、43. 成年被後見人の該当有無、44. 成年被後見人の審判確定日、45. 成年被後見人の登記日、46. 成年被後見人である旨を知った日、47. 改製記載年月日、48. 再製記載年月日、49. カード用署名用電子証明書シリアル番号、50. カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号、51. 転出先住所(確定)、52. 届出の年月日、53. 転入通知年月日、54. 転出年月日(確定)、55. 改製消除年月日、56. 転出先住所(予定)の住所コード及びその郵便番号、57. 転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号、58. 旧世帯主、59. 氏名(ローマ字)、60. 氏名(漢字)、61. 通称、62. 通称を記載した年月日、63. 通称を記載した市区町村、64. 通称を削除した年月日、65. 通称を削除した市区町村、66. 生年月日(西暦)、67. 外国人住民となった年月日、68. 国籍・地域、69. 法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項(中長期在留者である旨・在留資格・在留期間・在留期間の満了の日・在留カードの番号・特別永住者である旨・特別永住者証明書の番号・一時庇護許可者である旨・上陸期間・仮滞在者である旨・仮滞在期間・出生又は国籍喪失による経過滞在者である旨)、70. 通称のフリガナ、71. 通称のフリガナ確認フラグ、72. 通称を記載した市区町村コード、73. 通称を削除した市区町村コード、74. 氏名のカタカナ表記、75. 住居地の届出の有無、76. 法第30条の46転入である旨、77. 法第30条の47届出である旨、78. 氏名優先区分、79. 特別永住者証明書交付年月日、80. 特別永住者証明書有効期限、81. 支援措置申出者情報(申出者に関する項目(氏名・生年月日・住所(支援措置対象住所)・連絡先(電話番号・携帯電話番号・メールアドレス等)・申出者の状況・支援を求める事務及び住所等・転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務)(加害者に関する項目(氏名・生年月日・住所・その他))(併せて支援を求める者に関する項目(氏名・生年月日・申出者との関係・支援を求める事務及び住所等))、82. 支援措置に関するその他項目(申出者に関する項目(氏名のフリガナ・通称及び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・支援措置対象住所の住所種別))(加害者に関する項目(性別・その他))(併せて支援を求める者に関する項目(氏名のフリガナ・通称及び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・支援を求める事務・支援措置対象住所の住所種別))、83. 転送情報(転送先市区町村・転送年月日・支援措置申出書の受付年月日・申出者への連絡年月日・当初受付市区町村)、84. 支援措置の期間(支援措置の開始年月日・終了年月日)、85. 仮支援措置(仮支援措置の有無・仮支援措置の開始年月日・終了年月日)、86. 送付先住所、87. 送付先氏名

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所住所項目長、21. 交付場所郵便番号、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 法第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出の窓口において、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例、同施行規則等に従い届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・サービス検索・電子申請機能において、届出できる者の要件を明示・周知し、本人及び届出に関係する者以外の情報の入手を防止する。 ・届出書の内容をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、複数人で確認を行う。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。 ・サービス検索・電子申請機能による届出においては、画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・届出書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。 ・システムの入力画面においては住民基本台帳事務と関連しない項目を登録することができない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・届出書／申請書の様式に各届出書／申請書の題名を明示し、届出／申請を行う者が使用目的を認識することができるようにしている。 ・サービス検索・電子申請機能から申請データを送信する際は、署名用電子証明書による電子署名を付す必要があり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、住民基本台帳に記録されている個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。 ・サービス検索・電子申請機能から電子申請データを送信する際に個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、区は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することにより本人確認を実施する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード（通知カード所有者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）等の提示を受け、本人確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には、個人番号カード（通知カード所有者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、住基ネットにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に、届出／申請等の様式の行政側使用欄にサインさせる。	
その他の措置の内容	特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、訂正内容等の記録を残し、法令等により定められた期間保管する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・届出／申請の受付の窓口において、他者の目に触れないよう仕切り板で遮断している。 ・届出／申請の処理結果を誤った相手方に手渡すことを防止するため、受付番号発券システム等から発行した番号札による照合を行っている。 ・住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・住基ネットでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。 ・サービス検索・電子申請機能と区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・団体内統合宛名等システムは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた事務を所掌する部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。 ・団体内統合宛名等システムには、権限のない者のアクセスを認めない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外との紐付けは行わない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・住民記録システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザID又はICカードによる識別、パスワードによる認証を実施する。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネットパソコン上で利用する必要がある職員を指定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、ユーザID又はICカードによる識別とパスワード、顔認証等を組み合わせた多要素による認証を実施する。また、そのユーザがファイルサーバ上で利用可能なフォルダを制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請機能及びイントラネットにおいて、なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとのユーザID、ICカードを割り当て、共用ID、ICカードの利用を禁止している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	① ID/パスワードの発行管理 ・アクセス権限と業務の対応表を作成する。 ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ② 失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。 ・アクセス権限を失効させたことにつき、記録を残す。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・住民基本台帳ファイルを扱うシステムについて、誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴(操作ログ)を7年間保管する。 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、イントラネットシステムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録することで、業務外での使用の抑止をしている。 ・職員に対しては、年一回、個人情報保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報収集の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、契約書に個人情報に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員及び委託先に対し、職務に関係なく、業務上知り得た情報の複写または複製の禁止を遵守するよう契約書等に定めている。 ・職員に対しては、年一回、個人情報保護に関する研修を行い、業務外又は不必要な情報の複写または複製の禁止等について指導している。 ・委託先に対しては、契約書に個人情報保護に係る特記事項を付している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定による措置を講じる。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録することで、不正な複製の抑止をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり住民基本台帳情報を表示させない。 ・一定時間操作がないと自動的に画面ロックがかかる。 ・窓口に設置された統合端末及びホストコンピュータのディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。 ・住民基本台帳情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	区と委託先との契約書には個人情報保護にかかる特記事項を付し、委託業務等において個人情報適正に取り扱われる体制が確保されていることを、履行前(契約締結時等)及び履行期間中に確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧／更新を行わせない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログによる記録を残し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。	

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・個人情報(特定個人情報を含む。)が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若しくは外部業者による溶解処理を行う。 ・委託先に記録媒体のデータの消去を行わせるときは、職員が当該データ消去の確認を行う。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とすること。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い、適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。 ・委託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ・必要があると認めたときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行い、委託業務等において個人情報が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等を受けること。 ・原則として再委託を禁止すること。 ・資料等が不要になったとき及び契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	例外的に再委託を許可する場合は、区と委託先との契約書に付す特記事項により、再委託における取り決めに規定し、再委託先に対して、委託先と同様の措置を取ることを義務付けている。	
その他の措置の内容		契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	庁内のシステムを利用した情報の移転は全て記録を残しており、その記録は7年間保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データ移転先からのデータ利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを内部規程で定める。 ・区で管理する情報を区外の機関へ提供する際には、区長が行う個人情報保護事務に関する規則に規定された手続きをおこなう。 ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。	
その他の措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 ・提供／移転前に、提供／移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民記録システムにおける入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。 ・庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、あらかじめ定められた提供・移転先のみにはしか情報の提供・移転ができないような仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<当区における措置> ・サーバ及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。 ・イントラネットパソコンは、セキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 <機構における措置> ・証明書交付センター内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 <コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・無停電電源装置や自家発電装置等を設置している。 ・災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免震構造を備えている。

⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<当区における措置> ・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルスの対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・住民記録システムと市町村CSとの間にファイアウォールを設置し、不正プログラム等のシステムへの侵入を防止する。 ・住民記録システムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <機構における措置> ・証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク(LGWA N)回線で、同センターとコンビニ事業者等のECセンターとの間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。 ・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施している。 <コンビニ事業者等における措置> ・ECセンターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している。 ・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。 ・パスワードにより、端末保守員以外の者がキオスク端末のプログラムにアクセスすることを排除する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と区との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・LGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・コンビニ交付サーバーには直接アクセスできないようになっており、不正アクセス防止サーバーを経由してアクセスをしている。不正ログイン防止のため、システムログイン時のパスワード管理、アクセスログによる監視を行っている。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	住民基本台帳においては、死者も150年間は除住民票として管理することとなるため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	申出により、住基法及び同施行令に規定される届出及び記載等があった都度、住民基本台帳ファイルへの入力、削除および修正を行い、その内容を確認している。また、住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)及び住基法第34条(調査)の規定に基づき、居住実態の調査等を実施することにより、職権で、住民基本台帳ファイルの内容の正確性を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<当区における措置> システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。また、紙媒体の特定個人情報については、保存期間の経過後、溶解、焼却、細断等により廃棄する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。 ・キオスク端末で証明書をとり忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。 ・キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。 ・各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書等により従業員の不正行為を禁止する。 ・店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手は、住民記録システムからのデータ連携に限定されるため、届出の窓口において、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例、同施行規則等に従い届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	- 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6ー7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 - 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住民記録システムのデータに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	届出／申請の窓口において個人番号カードの提示、通知カード所有者にあつては通知カード及び運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、住民基本台帳に記録されている個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人の氏名、生年月日、住所、男女の別を住民記録システムや市町村CSに入力して検索を行い、そこに記録されている個人番号が本人等から提示された個人番号と同じかどうかチェックする。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	- 住民記録システムに誤った特定個人情報が入力されることのないよう、システムへの入力作業と確認作業をそれぞれ別の職員に行わせるようにする。 - 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当区で定める規程に基づいて管理し、保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・機構が作成、配付する専用のアプリケーション(※1)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい、紛失の防止に努める。 ・市町村CS及び統合端末(※2)を使用する必要がある職員を特定し、ログイン時に個人ごとの職員IDと職員の手ひらの静脈による生体認証を行うことで、他者による特定個人情報の入手を防ぎ、漏えいを防止する。 ※1:市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。 ※2:市町村CS、カード管理システム及び公的個人認証システムの機能を備えた端末。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと団体内統合宛名等システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システムに限定しており、また、住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	市町村CS及び統合端末を使用する必要がある職員を特定し、個人ごとの職員IDと職員の手ひらの静脈による生体認証を行うことで不正に使用されるリスクを防いでいる。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)ID/パスワードの発行管理 人事異動などで職員が特定個人情報にアクセス可能な者となった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。 (2)失効管理 情報を有していた職員の異動退職情報等をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス情報を更新し、当該IDを失効させる。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ログインした際の操作した職員の職員番号と操作者IDを記録している。 ・操作ログは7年間保存している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム利用職員への研修において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・窓口に設置された統合端末のディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕組みとなっている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	区と委託先との契約書には個人情報保護にかかる特記事項を付し、委託業務等において個人情報 が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、履行前(契約締結時等)及び履行期間中に確認 する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧／更新を行わせない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログによる記録を残し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者 への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の 取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほ か、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務 を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の 取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほ か、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人情報(特定個人情報を含む。)が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若し くは外部業者による溶解処理を行う。 ・委託先に記録媒体のデータの消去を行わせるときは、職員が当該データ消去の確認を行う。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の 取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほ か、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		＜選択肢＞ [定めている] 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含むデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とすること。 ・データ、プログラム等及び業務材料（以下「データ等」という。）の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。 ・委託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ・必要があると認めたときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行い、委託業務等において個人情報が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等を受けること。 ・原則として再委託を禁止すること。 ・資料等が不要になったとき及び契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		＜選択肢＞ [再委託していない] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	—
その他の措置の内容		契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。
リスクへの対策は十分か		＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存している。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	相手方（都サーバ）と市町村CSの間の通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。	
その他の措置の内容	サーバ室への入室は職務上必要がある者に限られている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（都サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点での項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・サーバ及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・統合端末のOSには随時パッチ適用を実施している。 ・Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル7. ⑥の記載と同じく、クラウド事業者で措置を講じる。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	-	
	再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	住民記録システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手は、住民記録システムからのデータ連携に限定されるため、届出の窓口において、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例、同施行規則等に従い届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	- 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 - 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を住民記録システムのデータに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	届出／申請の窓口において個人番号カードの提示、通知カード所有者にあっては、通知カード及び運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、住民基本台帳に記録されている個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民記録システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、住民記録システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成、配付する専用のアプリケーション(※1)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい、紛失の防止に努める。 ・市町村CS及び統合端末(※2)を使用する必要がある職員を特定し、ログイン時に個人ごとの職員IDと職員の手ひらの静脈による生体認証を行うことで、他者による特定個人情報の入手を防ぎ、漏えいを防止する。 ※1: 市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。 ※2: 市町村CS、カード管理システム及び公的個人認証システムの機能を備えた端末。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと団体内統合宛名等システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システムに限定しており、また、住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	市町村CS及び統合端末を使用する必要がある職員を特定し、個人ごとの職員IDと職員の手ひらの静脈による生体認証を行うことで不正に使用されるリスクを防いでいる。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1) ID/パスワードの発行管理 人事異動などで職員が特定個人情報にアクセス可能な者となった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。 (2) 失効管理 情報を有していた職員の異動退職情報等をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス情報を更新し、当該IDを失効させる。

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・操作ログは7年間保存している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム利用職員への研修において、事務外利用の禁止等について指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり送付先情報を表示させない。 ・窓口に設置された統合端末のディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。 ・送付先情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕組みとなっている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	区と委託先との契約書には個人情報保護にかかる特記事項を付し、委託業務等において個人情報 が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、履行前(契約締結時等)及び履行期間中に確認 する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧／更新を行わせない。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログによる記録を残し、不正な使用がないことを確認する。	

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人情報(特定個人情報を含む。)が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若しくは外部業者による溶解処理を行う。 ・委託先に記録媒体のデータの消去を行わせるときは、職員が当該データ消去の確認を行う。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要と認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせ、適正に委託業務等を実施していることを年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等による監査を行うことで確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とすること。 ・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い、適正な維持管理を行うこと。 ・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ・取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。 ・委託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。 ・必要があると認めたときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行い、委託業務等において個人情報が適正に取り扱われる体制が確保されていることを、年度あたり1回以上確認するほか、業務に関する個人情報の管理状況についての立入調査等を受けること。 ・原則として再委託を禁止すること。 ・資料等が不要になったとき及び契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	—	
その他の措置の内容		契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	☐ 記録を残している ☐ 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存している。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ 定めている ☐ 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。	
その他の措置の内容	サーバ室への入室は職務上必要がある者に限られている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、住民記録システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・サーバ及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・統合端末のOSには随時パッチ適用を実施している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、新宿区では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して消去する仕組みとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後に市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得していない。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<当区における措置> ・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号)第14条(評価書の修正)に基づき、少なくとも年1回評価書の記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会公表。以下「指針」という。)に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。 ・「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<当区における措置> ・内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。 ・外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<当区における措置> ・「新宿区情報セキュリティ規則」に基づき、課内の職員に対し、情報セキュリティに関する研修を毎年度1回行い、個人情報保護に係る意識向上を図っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務の受託業者との契約にあたり、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する「特記事項」を付し、秘密保持、目的外利用の禁止、第三者への提供禁止などを定めており、これらの事項に違反した場合はその事実を公表することができる。その他、故意又は過失により当区に損害を与えた場合は受託業者はその損害を賠償することが定められている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	地域振興部 戸籍住民課
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	代理人による請求があった場合は、本人との代理関係を確認するために戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口にて提示してもらう。
③手数料等	[無料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳
公表場所	新宿区役所本庁舎1階 地域振興部戸籍住民課
⑤法令による特別の手続	－
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	地域振興部 戸籍住民課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
②対応方法	問い合わせがあった場合は、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	新宿区パブリック・コメント制度に関する規則に定めるところにより、郵送、ファックス、窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報誌「広報新宿」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、区政情報センター、地域振興部戸籍住民課、総合政策部区政情報課、特別出張所及び区立図書館に備え付け、閲覧可能な状態におく。
②実施日・期間	令和6年10月10日から令和6年11月8日まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	個人情報の保護について
⑤評価書への反映	評価書へ反映する具体的な意見内容はなし。 寄せられたご意見等に対する区の考え方を区のホームページに掲載。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年10月21日から令和6年11月11日まで
②方法	個人情報保護、情報システム等に知見を有する外部の第三者に委託して第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項に基づき点検が行われ、名称変更、文言や内容の整理等について指摘があった。 なお、指摘事項を修正し適切かつ妥当な内容と認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 3 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務内容	(略) なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事前	指針に定める重要な変更にあたらない
	P. 3 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	(住民情報システムの住民基本台帳関係事務に関する部分)	(左記の内容を削除)	事前	指針に定める重要な変更にあたらない
	P. 3 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	「9 中間サーバーへの特定個人情報の登録 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報(番号法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。)を団体内統合宛名等システムへ通知する。」	「9 中間サーバーへの特定個人情報の登録 他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。)を団体内統合宛名等システムへ通知する。」	事後	指針に定める重要な変更にあたらない
	P. 3 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他(住基GWサーバ、証明書自動交付システム)	[○]その他(証明書自動交付システム、申請管理システム、在留カード等発行システム)	事前	指針に定める重要な変更にあたらない
	P. 4 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]その他(住基GWサーバ)	[]その他()	事前	指針に定める重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 5 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システムの名称 住基GW(ゲートウェイ)サーバ	(左記の内容を削除し、以下の番号を繰り上げる。)	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 5 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	2. 利用者管理機能 住基GWサーバから送信された利用者証明用電子証明書シリアル番号を、庁内連携システムを経由して受信し、コンビニ交付サービスの利用者を管理する機能 3. 障害時対策機能 住民記録システムの障害時に住民票の写し、印鑑登録証明書を発行する機能	2. 利用者管理機能 住民記録システムから送信された利用者証明用電子証明書シリアル番号を、庁内連携システムを経由して受信し、コンビニ交付サービスの利用者を管理する機能 (削除)	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 5 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]その他(住基GWサーバ、中間サーバ)	[]住民基本台帳ネットワークシステム [○]その他(中間サーバ)	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 6 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(申請管理システム)	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 6 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	(右記の内容を新たに追加)	申請管理システム	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 6 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	(右記の内容を新たに追加)	1 連携サーバ機能 サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する機能 2 申請管理システム機能 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能及び電子申請データを住民記録システムに連携する機能	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 6 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	(右記の内容を新たに追加)	[○]既存住民基本台帳システム [○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	指針に定める重要な変更にあたらない
	P. 8 I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	指針に定める重要な変更にあたらない
	P. 9 別添1 事務の流れ 「住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容	標準仕様書準拠システム移行前の事務の流れ	(左記の内容を削除)	事前	指針に定める重要な変更にあたらない
	P. 9 別添1 事務の流れ 「住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容	(追加) 証明書自動交付システム	申請管理システム 証明書自動交付システム(コンビニ交付クラウド)	事前	指針に定める重要な変更にあたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 11 別添1 事務の流れ 「本人確認ファイル」及び「送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容	標準仕様書準拠システム移行前の事務の流れ	(左記の内容を削除)	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 14 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]地方公共団体・地方独立行政法人 (他の区市町村)	[○]地方公共団体・地方独立行政法人 (他の市町村)	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 14 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、在留カード等発行システム、サービス検索・電子申請機能)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、在留カード等発行システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 14 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(右記の内容を新たに追加)	・サービス検索・電子申請機能を通じて申請された電子申請データの受理、審査等	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 14 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(右記の内容を新たに追加)	・申請者を確認するために住民記録システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 15 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	りらいあコミュニケーションズ株式会社	アルティウスリンク株式会社	事後	指針に定める重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 16 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	りらいあコミュニケーションズ株式会社	アルティウスリンク株式会社	事後	指針に定める重要な変更にあたらな
	P. 16 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	証明書自動交付システムの改修・保守	証明書自動交付システムの運用保守	事前	指針に定める重要な変更にあたらな
	P. 16 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	証明書自動交付システムの改修並びに同システムを構成する機器の定期点検及び障害対応	証明書自動交付システムの運用及び障害対応	事前	指針に定める重要な変更にあたらな
	P. 16 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	証明書自動交付システムの改修並びに機器の定期的なメンテナンス及び障害発生に備えた復旧作業人員等の迅速な手配などを安定的に行う必要があるため委託している。	証明書自動交付システムの運用及び障害対応を行う必要があるため委託している。	事前	指針に定める重要な変更にあたらな
	P. 16 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(システムの改修並びに同システムを構成する機器の点検及び障害対応のため、提供という形態を取らない。)	[○]その他(LGWAN)	事前	指針に定める重要な変更にあたらな

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 16 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
	P. 16 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	(右記の内容を新たに追加)	委託契約書内の特記事項にて原則再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、委託先はあらかじめ委託元(区)の承諾を得なければならない。その上で、委託先は再委託先に特記事項に定める義務を遵守させるとともに、委託元(区)に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
	P. 16 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	(右記の内容を新たに追加)	証明書自動交付システムの運用保守の一部	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
	P. 17 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	標準仕様書に準拠した住民記録システムへの移行・保守	標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 17 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	標準仕様書に準拠した住民記録システムへの移行及び運用保守	標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	住民記録システム標準化に係る開発及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であり、安全かつ効率的な運用を実現するために委託している。	住民記録システムの運用及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であり、安全かつ効率的な運用を実現するために委託している。	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑨再委託事項	標準仕様書に準拠した住民記録システムへの移行及び運用保守の一部	標準仕様書に準拠した住民記録システムの運用保守の一部	事前	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(58)件	[○]提供を行っている(62)件	事後	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者	事後	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 17 II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	指針に定める重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 17 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2で規定された事務(別紙1のとおり)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる特定個人番号利用事務(別紙1のとおり)	事後	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 20 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 6. 個人情報の保管・消去 ① 保管場所	(右記の内容を新たに追加)	<コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができない。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュリティ設備が設置、運用されている。 ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等に定められた各種条件を満たしている。	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
	P. 20 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 6. 個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	(右記の内容を新たに追加)	<申請管理システム> ・連携サーバに一時的に保管した個人番号付電子申請データは、申請管理システムへ連携後、速やかに完全消去する。 <コンビニ交付クラウドにおける措置> ・HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者がNSA方式等によりデータを完全消去し、地方公共団体に対してデータ消去の証明書を発行する。	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
	P. 21～24 (別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる特定個人番号利用事務	従前の(別紙1)を廃止し、右記の(別紙1)を新たに追加	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる特定個人番号利用事務	事後	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 25 (別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に掲げる事務	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に掲げる事務 番号法第9条別表第1項番別表第一	(別紙2) 番号法第9条第1項別表に掲げる事務 番号法第9条第1項別表	事後	指針に定める重要な変更にあたらぬ
	P. 39 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	「団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。」	「団体内統合宛名等システムは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた事務を所掌する部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。」	事後	指針に定める重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	P. 39 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク ユーザー認証の管理、具体的 な管理方法	・住民記録システムを利用する必要がある職員 を特定し、ユーザIDによる識別とパスワード、に よる認証を実施する。また、そのユーザがシス テム上で利用可能な機能を制限することで不正 利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネット パソコン上で利用する必要がある職員を指定 し、個人ごとのユーザIDを割り当てるととも に、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、ユーザ IDによる識別とパスワード及び顔認証等の多要 素による認証を実施する。また、そのユーザが ファイルサーバ上で利用可能なフォルダを制限 することで不正利用が行えない対策を実施して いる。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請 機能及びイントラネットにおいて、なりすましに よる 不正を防止する観点から、個人ごとのユーザID を割り当て、共用IDの利用を禁止している。	・住民記録システムを利用する必要がある職員 を特定し、ユーザID又はICカードによる識別、 パスワードによる認証を実施する。また、その ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限 することで不正利用が行えない対策を実施して いる。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネット パソコン上で利用する必要がある職員を指定 し、個人ごとのユーザIDを割り当てるととも に、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、ユーザ ID又はICカードによる識別とパスワード、顔認 証等を組み合わせた多要素による認証を実施 する。また、そのユーザがファイルサーバ上で 利用可能なフォルダを制限することで不正利用 が行えない対策を実施している。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請 機能及びイントラネットにおいて、なりすましに よる 不正を防止する観点から、個人ごとのユーザ ID、ICカードを割り当て、共用ID、ICカードの利 用を禁止している。	事後	指針に定める重要な変更にあ たらない
	P. 45 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(右記の内容を新たに追加)	<コンビニ交付クラウドにおける措置> ・入室許可を受けた者以外の立ち入りができな い。 ・監視カメラや金属探知機などの高度なセキュ リティ設備が設置、運用されている。 ・無停電電源装置や自家発電装置等を設置し ている。 ・災害に強い立地条件を満たし、建物全体が免 震構造を備えている。	事前	指針に定める重要な変更にあ たるため
	P. 46 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(右記の内容を新たに追加)	<コンビニ交付クラウドにおける措置> ・L2WAN回線を用いた通信を行うことで、外部 からの盗聴、漏えい等が起こらないようにして おり、さらに通信自体も暗号化している。 ・コンビニ交付サーバーには直接アクセスでき ないようになっており、不正アクセス防止サー バーを経由してアクセスをしている。不正ログイ ン防止のため、システムログイン時のパスワー ド管理、アクセスログによる監視を行っている。	事前	指針に定める重要な変更にあ たるため

「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」（素案）からの変更箇所一覧 新旧対照表

N o	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	3	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務内容	（略） なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、 <u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令</u> （平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づき機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	（略） なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、 <u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令</u> （平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づき機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	文言整理	第三者点検
2	3	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<u>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</u> に規定する住民票関係情報をいう。	<u>番号法別表第2</u> に規定する住民票関係情報をいう。	文言整理	第三者点検
3	14	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	〔○〕地方公共団体・地方独立行政法人 <u>（他の市町村）</u>	〔○〕地方公共団体・地方独立行政法人 <u>（他の区市町村）</u>	指摘による変更	パブリックコメント
4	17	II 特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	〔○〕提供を行っている（ <u>62</u> ）件	〔○〕提供を行っている（ <u>60</u> ）件	指摘による変更	第三者点検
5	25	（別紙2）番号法第9条第1項別表に掲げる事務	・ <u>番号法第9条第1項別表</u> に掲げる事務 ・ <u>番号法第9条第1項別表</u>	・ <u>番号法第9条第1項別表第一</u> に掲げる事務 ・ <u>番号法第9条別表第1項番別表第一</u>	文言整理	第三者点検
6	39	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 宛名システム等における措置の内容	〔 <u>団体内統合宛名等システムは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた事務を所掌する部署以外からの 特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。</u> 〕	〔 <u>団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの 特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとしている。</u> 〕	内容整理	第三者点検
7	39	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 （1）住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理、具体的な管理方法	・住民記録システムを利用する必要がある職員を特定し、 <u>ユーザID又はICカードによる識別、パスワードによる認証を実施する</u> 。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネットパソコン上で利用する必要がある職員を指定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、 <u>ユーザID又はICカードによる識別とパスワード、顔認証等を組み合わせた多要素による認証を実施する</u> 。また、そのユーザがファイルサーバ上で利用可能なフォルダを制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請機能及びイントラネットにおいて、なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとの <u>ユーザID、ICカードを割り当て、共用ID、ICカードの利用を禁止している。</u>	・住民記録システムを利用する必要がある職員を特定し、 <u>ユーザIDによる識別とパスワード、による認証を実施する</u> 。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・サービス検索・電子申請機能をイントラネットパソコン上で利用する必要がある職員を指定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・イントラネットパソコンのログイン時に、 <u>ユーザIDによる識別とパスワード及び顔認証等の多要素による認証を実施する</u> 。また、そのユーザがファイルサーバ上で利用可能なフォルダを制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・住民記録システム、サービス検索・電子申請機能及びイントラネットにおいて、なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとの <u>ユーザIDを割り当て、共用IDの利用を禁止している。</u>	内容整理	パブリックコメント

移行後の住民情報等

1. 住民基本台帳 管理項目

1.氏名 2.旧氏 3.生年月日(和暦) 4.性別 5.世帯主の氏名及び世帯主との続柄 6.世帯主である旨(世帯主である場合) 7.戸籍の表示(本籍・筆頭者) 8.住民となった年月日 9.住所(方書を含む) 10.住所を定めた年月日 11.届出の年月日 12.転入前住所(国外を含む) 13.個人番号 14.選挙人名簿への登録の有無 15.国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 16.後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 17.介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 18.国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、種別の変更があった年月日、資格取得・喪失年月日 19.児童手当の受給開始・終了年月 20.住民票コード 21.消除事由 22.転出先住所(予定) 23.事由の生じた年月日 24.宛名番号 25.世帯番号 26.世帯員の並び順 27.異動履歴として管理する各項目(異動者・異動事由として管理する項目(記載の事由・消除の事由・修正の事由))・異動日・処理日・届出日・申出日・通知日・請求日・入力場所・入力端末名・留意事項) 28.住民状態 29.住民種別 30.証明書の交付履歴(交付年月日時・交付場所・交付対象者・証明書の種別・交付区分・記載事項・枚数・発行番号・発行端末名、操作者ID・処分情報) 31.抑止フラグ 32.備考 33.メモ 34.氏名のフリガナ 35.氏名のフリガナ確認フラグ 36.旧氏のフリガナ 37.旧氏のフリガナ確認フラグ 38.住所コード 39.住所の郵便番号 40.転入前住所の住所コード及びその郵便番号 41.最終登録住所地 42.個人番号カードの発行状況 43.成年被後見人の該当有無 44.成年被後見人の審判確定日 45.成年被後見人の登記日 46.成年被後見人である旨を知った日 47.改製記載年月日 48.再製記載年月日 49.カード用署名用電子証明書シリアル番号 50.カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号 51.転出先住所(確定) 52.届出の年月日 53.転入通知年月日 54.転出年月日(確定) 55.改製消除年月日 56.転出先住所(予定)の住所コード及びその郵便番号 57.転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号 58.旧世帯主 59.氏名(ローマ字) 60.氏名(漢字) 61.通称 62.通称を記載した年月日 63.通称を記載した市区町村 64.通称を削除した年月日 65.通称を削除した市区町村 66.生年月日(西暦) 67.外国人住民となった年月日 68.国籍・地域 69.法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項(中長期在留者である旨・在留資格・在留期間・在留期間の満了の日・在留カードの番号・特別永住者である旨・特別永住者証明書の番号・一時庇護許可者である旨・上陸期間・仮滞在者である旨・仮滞在期間・出生又は国籍喪失による経過滞在者である旨) 70.通称のフリガナ 71.通称のフリガナ確認フラグ 72.通称を記載した市区町村コード 73.通称を削除した市区町村コード 74.氏名のカタカナ表記 75.住居地の届出の有無 76.法第30条の46転入である旨 77.法第30条の47届出である旨 78.氏名優先区分 79.特別永住者証明書交付年月日 80.特別永住者証明書有効期限 81.支援措置申出者情報(申出者に関する項目(氏名・生年月日・住所(支援措置対象住所)・連絡先(電話番号・携帯電話番号・メールアドレス等)・申出者の状況・支援を求める事務及び住所等・転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務)(加害者に関する項目(氏名・生年月日・住所・その他))(併せて支援を求める者に関する項目(氏名・生年月日・申出者との関係・支援を求める事務及び住所等)) 82.支援措置に関するその他項目(申出者に関する項目(氏名のフリガナ・通称及び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・支援措置対象住所の住所種別))(加害者に関する項目(性別・その他))(併せて支援を求める者に関する項目(氏名のフリガナ・通称及び通称のフリガナ・旧氏及び旧氏のフリガナ・宛名番号・性別・その他・支援を求める事務・支援措置対象住所の住所種別)) 83.転送情報(転送先市区町村・転送年月日・支援措置申出書の受付年月日・申出者への連絡年月日・当初受付市区町村) 84.支援措置の期間(支援措置の開始年月日・終了年月日) 85.仮支援措置(仮支援措置の有無・仮支援措置の開始年月日・終了年月日) 86.送付先住所 87.送付先氏名

2. 印鑑登録 管理項目

1.印影 2.登録番号 3.登録年月日 4.氏名 5.旧氏 6.生年月日(和暦) 7.性別 8.住所(方書含む)
9.印鑑登録状態 10.宛名番号 11.世帯番号 12.氏名のフリガナ 13.旧氏のフリガナ 14.異動履歴として管理する各項目(異動者・異動事由として管理する項目(登録の事由・抹消の事由・修正の事由・印鑑登録証等引換交付の事由・照会の事由・登録の事由(保証人登録))) 15.印鑑登録証データとして管理する項目(印鑑登録証等の券種・旧登録番号) 16.住民種別 17.成年被後見人の該当有無 18.成年被後見人の審判確定日 19.成年被後見人の登記日 20.成年被後見人である旨を知った日 21.住所の郵便番号 22.転出予定年月日 23.証明書の交付履歴(交付年月日時・交付場所・交付対象者・帳票種別・枚数・発行番号・発行端末名・操作者ID・処分情報) 24.抑止・一時停止フラグ 25.カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号 26.メモ 27.改製記載年月日 28.改製消除年月日 29.印影の氏名区分 30.保証人の氏名 31.保証人の住所 32.保証人の生年月日 33.保証人の性別 34.保証人の登録番号 35.世帯員の並び順 36.氏名(ローマ字) 37.氏名(漢字) 38.通称 39.生年月日(西暦) 40.氏名のカタカナ表記 41.通称のフリガナ 42.在留カード等番号 43.氏名優先区分

3. 特別区民税・都民税・森林環境税 管理項目

1.年度、2.氏名、3.住所(賦課住所)、4.年税額、5.特別区民税・都民税の所得割額・均等割額、6.課税標準額、7.所得金額の内訳、8.合計所得金額、9.総所得金額、10.総所得金額等、11.総所得金額課税標準の基となる収入・所得等の内訳、12.所得控除の内訳、13.控除額合計、14.扶養控除の内訳、15.扶養の合計人数、16.普通徴収・特別徴収・年金特徴の税額・納税額・未納額、17 備考(非課税証明根拠、均等割軽減根拠、減免根拠、家屋・事業所課税根拠、租税条約該当有無、不能欠損額)

「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」(素案) の
パブリック・コメントの実施結果について (概要)

1 実施期間

令和 6 年 1 0 月 1 0 日から令和 6 年 1 1 月 8 日まで

2 意見提出者数及び提出方法

意見提出者 2 名・団体

ホームページ	0 名・0 団体
持参	1 名・0 団体
ファックス	1 名・0 団体
郵送	0 名・0 団体
合計	2 名・0 団体

3 意見数及び意見の評価書への反映等

意見数 7 3 件

マイナンバー制度に関すること	7 2 件
個人情報保護に関すること	1 件

意見の評価書への反映等

A 意見の趣旨を評価書に反映する	2 件
B 意見の趣旨は区の方向性と同じ	1 件
C 意見の趣旨に沿って事務を推進する	0 件
D 今後の取組の参考とする	0 件
E 意見として伺う	3 7 件
F 質問に回答する	3 3 件
合計	7 3 件

4 パブリック・コメント意見要旨と区の考え方

別紙のとおり

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
1	・意見募集概要を読んでパブコメの目的を理解するのは、個人番号法、特定個人情報保護評価に関して理解していないと、かなり難しい。 ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）のTop頁（p1）に、特定個人情報保護評価の目的「個人のプライバシー等の権利利益の保護」が宣言されていた。 新宿区は、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 ・しかし、「・・・に関する事務 全項目評価書」は新宿区の内部評価に利用されたもので、区民には解りづらい。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。
2	・区の内部評価は個人情報委員会が行政機関等のみを対象に行っているようだが、委員会構成員と評価結果を素案に付録として付ける必要がある。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価の実施にあたっては「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」に基づき、パブリックコメントの意見及び第三者点検の結果を反映した評価書を新宿区個人情報保護管理運営会議において審議しています。 素案の公表時には新宿区個人情報保護管理運営会議における審議前であるため、審議結果を素案につけることはできません。 なお、新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容や委員構成及び同会議の承認を受けた評価書は、区公式ホームページにて公表しています。
3	・さらに、Vの①自己点検、②監査：内部監査、外部監査の結果、予定も付録として付けて欲しい。	E	ご意見として伺います。 自己点検については、具体的な実施時期を定めていません。また、点検結果を公表する考えはありません。 内部監査については、実施日時、結果ともに非公表です。外部監査については、実施した場合、原則として結果を公表する予定です。
4	・特定個人情報保護評価書に区民が関心を示し、理解を深め、「個人のプライバシー等の権利利益の保護」を目指し、パブコメに応募させたいのであれば、説明会用スライドのような資料が必要である。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。
5	・情報公開制度は区民には請求書の作成、区は公開の事務作業が必要になるが、新たな文書は作成されないで、解かりやすい資料を作成し、パブコメに誘導する工夫が必要である。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
6	・個人番号カードの普及、申請のキャンペーンが本庁舎 1 階で継続しているが、スーパー、量販店での販売促進のようで、個人のプライバシー等の権利利益の保護には役立っていない。	E	ご意見として伺います。 区は、これまでマイナンバーカードの利便性や安全性について様々な機会を捉えて周知し、区民の皆様のご理解をいただきながら普及に努めてきました。引き続き普及促進に努めます。
7	1.国民健康保険に関する事務 特定個人情報保護評価書（素案）の主な変更内容 ・1 滞納整理の一元化に伴う変更は個人番号の導入当初より予定されたこと。	E	ご意見として伺います。 滞納整理業務の一元化に係る区の考え方は、「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
8	・2 その他の変更内容は突然出された個人番号カードと健康保険証の一体化に伴うドタバタ対応。 ・20240925 東京新聞記事「保険証廃止」一体誰がどう決めたのか「記録はない」と判明・・・首相報告や閣僚間のやりとり 経緯は闇の中へ」 ・保険証廃止について誰がどう決めたのかを情報公開請求したり関係者に取材したところ、記録が残っていない。残っていたのはすでにウェブサイトで公表されている関係省庁連絡会議の議事概要。しかし議事概要の中には廃止時期などの言及がない。 ・デジタル担当大臣と厚生労働大臣の相手に協議をしていたことは両省庁とも認めているものの、記録はない。総理大臣に報告もしていますが、それも記録がないという結果になっています。 ・東京新聞が厚生労働省とデジタル庁に確認したところ、廃止時期は大臣間で決めており、職員が同席していた場合は、協議の内容は口頭ベースで報告をしている。 ・しかし、大臣間で重要な決定をしたのであれば、その協議は、公文書管理法のガイドライン及び各省庁の行政文書管理規則で記録の作成が義務付けられる、政策立案や事務・事業実施の方針に影響を及ぼす打ち合わせ等に該当する。記録が作成されないと法令に違反。 ・全自治体（新宿区も）、忍耐強く後始末！	E	ご意見として伺います。
9	2. 素案 ・後期高齢者医療保険に関する事務に使われる端末等は新宿区庁舎内にあると思われるが、それらは新宿区の評価対象ではない？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価は、事務ごとに評価する仕組みとなります。 そのため、後期高齢者医療保険に関する事務に使用する端末等については、後期高齢者医療保険に関する事務の特定個人情報保護評価の対象となります。
10	I 基本情報 ・（別添 1）事務の内容は現在とガバメントクラウド導入後の対応が解かる。ただ、図の解像度が悪く、文字が読み難い／読めない。	E	ご意見として伺います。 図中に文字の読みづらい箇所があり、申し訳ございません。 全項目評価書の内容についてご不明の点がございましたら、担当課よりご説明させていただきますので、お問い合わせください。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
11	・ガバメントクラウドの導入前後で、 ・入力作業に要する人数は変わらない？ ・計算機システムの運用費（メンテ費、リース料）は変わらない／減少？	F	ご質問にお答えします。 ガバメントクラウドは、デジタル庁が共通的な機能・基盤を提供するクラウドサービスの利用環境です。ガバメントクラウドに移行しても、区の業務量には変更がないため、入力作業等に要する人数にも基本的に変更はありません。 ガバメントクラウドに移行することにより、区が独自にサーバを調達するための経費等は大きく削減されますが、一方でガバメントクラウドの利用料や通信料等の経費負担が新たに発生します。 導入前後でのシステム運用経費の増減は、制度改正に伴う運用変更などのガバメントクラウド導入以外の要因も含まれるほか、評価する期間、範囲、国庫補助の有無等により結果が異なるため、現時点で評価は難しいと考えています。
12	・地方税ポータルシステムeLTAXのことを地方税に関する事務 全項目評価書で初めて知った。国税電子申告・納税システムe-Taxの地方税版と理解する。 ・個人で住民税だけを申告するのにeLTAXを利用することができるか？ ・個人番号を取得していない場合、e-Taxの「ID・パスワード方式」のような方法で、eLTAXを利用することができるか？	F	ご質問にお答えします。 地方税ポータルシステム（eLTAX）には現時点で、個人の方が住民税を電子申告する機能はありません。 また、個人番号がなくても利用者IDを取得することにより利用することができます。
13	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 ・4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託で、委託先名の⑤確認方法が異なるのは何故？ ・情報公開請求等にて公開となっている（税 p14、15）。 ・情報公開請求等にて公開となっている（国保 p39）、委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開となっている（国保 p40）。	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いの委託先名を確認するには、当該事務に関する情報公開請求等の手続きをとっていただく必要があります。 「国民健康保険に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いの委託先名の確認については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
14	・税 p15：再委託⑧、⑨が黒塗りにになっているのは何故？	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務 全項目評価書」（素案）に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
15	・税 p16：委託事項 5 ④にシステム直接入力とあるが、被委託取扱者は税務課内で入力作業をするのか？	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
16	・区職員と被委託取扱者は混在／エリア分け？、セキュリティ対策と労働環境の差はないのか？	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
17	・区職員で全ての作業をしていた時と較べて、区職員＋被委託取扱者の人数は増減は？	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
18	税 p18：特定個人情報の提供先に特別徴収義務者（給与支払者）があるが、小規模な事業者個人番号を提供することに不安を感じる。事業規模の大小によらず、同じセキュリティ対策を実施しているのか？	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
19	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ・標準的、通常のセキュリティ対策が行われている。したがって、統計的に特定個人情報も漏洩すると考えるのが常識。	E	ご意見として伺います。 「Ⅳ その他のリスク対策」に記載のとおり、特定個人情報保護評価書の記載内容は、毎年見直しを行って修正の有無を確認し、安全性の確保を図っています。
20	・国民健康保険と住民基本台帳に関する事務では生体認証（顔認証、静脈認証）を行っているが、私の見落としがあるかもしれないが、地方税に関する事務では生体認証を行っていない。（生体認証にアレルギーがある私は税務課で働きたい。）	A	ご意見の趣旨を評価書に反映します。 住民基本台帳に関する事務においては、ユーザー認証の管理についてICカードによる認証を追記しました。 「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」におけるユーザ認証の管理については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
21	・国民健康保険に関する事務では共通KEY（住民番号）が使われているが、地方税と住民基本台帳に関する事務では共通KEY（住民番号）は使われていない。	E	ご意見として伺います。 住民基本台帳に関する事務においても、個人を識別するための情報として住民番号を使用しています。 「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」における住民番号の使用状況については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
22	・新宿区が安全対策に関与できるシステムについてだけが評価対象になっているのは理解できるが、新宿区のシステムに接続している回線、システムに関してもお任せではなく、同程度、評価に関心をもつ必要がある。接続している回線、国・自治体のシステムの評価書入手し、査読する必要がある。	E	ご意見として伺います。 関係するシステム等の評価書は公開されており、必要に応じて参照したうえで特定個人情報保護評価を実施しています。
23	・新宿区の特定個人情報を扱うシステムと特定個人情報以外を扱うシステムとは分離し、独立しているのか？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報を扱うシステムと扱わないシステムは、事務の単位でアクセス制御を行うことにより、分離・独立させています。
24	・新宿区職員に新宿区のシステム全体を理解できる技術職が何人いるのか？	F	ご質問にお答えします。 技術職はいませんが、情報システム部門の職員を中心に、新宿区のシステム全体を理解できる専門的な知識を有している新宿区職員は多数います。人数等は調査していないため不明です。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
25	・新宿区のシステムの発注と運用の仕様書作成、全項目評価の実施と評価書作成、Ⅳの①自己点検と②内部監査は新宿区職員だけで行っているのか？	F	ご質問にお答えします。 システムの導入に係る仕様書や全項目評価書の作成、「新宿区セキュリティ規則」に基づく自己点検や「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に基づく内部監査は、全て区職員により行っています。
26	・全項目（内部）評価を実施する新宿区長がTOPの組織の構成員名とその役職、経歴・専門資格は？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価の実施にあたっては「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」に基づき、パブリックコメントの意見及び第三者点検の結果を反映した評価書を新宿区個人情報保護管理運営会議において審議しています。 なお、新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容や委員構成及び同会議の承認を受けた評価書は、区公式ホームページにて公表しています。
27	・全項目評価は個人情報保護委員会が承認するとなっている。 ・個人情報保護委員会は区外部の委員会で個人情報（特定個人情報を含む。）の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする。 国、自治体から独立性の高い機関かもしれないが、個人情報の利活用と保護の利益相反を1つの組織の中で、「個人情報の有用性に配慮」しながら承認するので、その承認は個人情報の利活用に傾いて、その承認が行われていると思われる。 ・個人情報保護委員会は日本全体の特定個人情報保護評価に関する事務だけではなく、それ以外の個人情報に関する基本方針の策定・推進、取扱いに関する監視・監督、保護団体に関する事務、相談・苦情あっせん等に関する事務、国際協力、広報・啓発、その他を行っている。 ・個人情報保護委員会は評価を行う際の内容や手続きを定めた指針を作成し、その指針に沿って、行政機関等が作成した特定個人情報保護評価書の承認を行っている。 ・個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価書の承認は書類審査だけと思われるが、その費用はいくらか？	F	ご質問にお答えします。 個人情報保護委員会の審査・承認が必要となるのは行政機関等の場合であり、地方公共団体等については同委員会から承認を受けるものではないため、それに要する費用も生じません。
28	Ⅳ その他のリスク対策 ①自己点検 ②監査：内部監査、外部監査 Ⅴ 開示請求、問合せ ・見出しも「自己情報開示、問合せ」とした方がよい。	E	ご意見として伺います。
29	・その時、必要になる本人確認の書類として、個人番号カード非保有者の資格確認書類は資格確認書でよいのか？	F	ご質問にお答えします。 本人確認書類のうち1点として、資格確認書でも問題ありません。 なお、令和6年12月2日時点で有効な被保険者証を保有されている場合、令和7年12月1日まではその被保険者証も本人確認書類として使用することができます（有効期限内の被保険者証に限ります）。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
30	・特定個人情報ファイルも匿名化処理をすれば、ビッグデータとして開示、公開の対象となるのか？	F	ご質問にお答えします。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「個人情報保護に関する法律」に基づき、特定個人情報ファイルから個人番号と個人情報の双方が削除されない限りは、不特定多数への公開・開示はされません。
31	VI 評価実施手続 ・1. 基礎項目評価、全項目評価が素案なのか？	F	ご質問にお答えします。 「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」により、全項目評価書については素案を公示し、広く住民等の意見を求めることとしています。基礎項目評価書については、同要綱により素案の公示は必要としていません。
32	・2. 必要に応じて、何もない場合でも定期的なパブリックコメント？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価書については、毎年記載内容の見直しを行い、修正の有無を確認しています。この修正箇所が、個人情報保護委員会が指針で定める「重要な変更」に該当する場合には、原則として特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられており、パブリックコメントの実施、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検を実施し、個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書を提出する必要があります。
33	・3. 第三者点検を委託した組織の構成委員（資格、経歴等）、その点検結果をまとめた文書の公表・公開を求める。	E	ご意見として伺います。 第三者点検の委託先及び点検結果の文書公開を希望される場合は、お手数ですが公文書公開請求の手続きをお願いいたします。
34	・4. 個人情報保護委員会の勧告の公表・承認予定を示すことを求める。	E	ご意見として伺います。 個人情報保護委員会が行った勧告等については、同委員会が公表しています。
35	3. 用語解説 ・素案では触れられていない、新宿区システムの外側の解説が欲しい。 ・個人番号制度、特定個人情報保護の全般 ・デジタル政府・自治体の鳥瞰図（?）、マイナポータル、個人番号カード、各種カード（保険証、運転免許証、図書館利用者カードなど）と一体化された個人番号カード、電子証明書など。利用時の個人情報の流れ図があるとより良い。	E	ご意見として伺います。 用語解説はパブリックコメントの実施にあたり、特定個人情報保護評価書の内容をよりご理解いただけるよう、評価書で使用している用語について解説したものです。 各制度の詳細な内容等については、お手数ですが各事務を担当する課等にお問い合わせください。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方												
36	・市町村と市区町村は同じものと思われるが、混在している。 <table><thead><tr><th></th><th>市町村</th><th>市区町村</th></tr></thead><tbody><tr><td>・地方税</td><td>87</td><td>9</td></tr><tr><td>・国民健康保険</td><td>16</td><td>136</td></tr><tr><td>・住民基本台帳</td><td>132</td><td>7</td></tr></tbody></table>		市町村	市区町村	・地方税	87	9	・国民健康保険	16	136	・住民基本台帳	132	7	A	ご意見の趣旨を評価書に反映します。 住民基本台帳に関する事務においては、評価書3頁のⅠ基本情報、1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容において、「市町村（特別区を含む。以下同じ）」と記載しており、表記を「市町村」に統一しています。（住民記録システム標準仕様書等において「市区町村」と規定されている部分を除く） ただし、70頁（（別添3）変更箇所）に「区市町村」と記載があることから、「市町村」に修正いたしました。 「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」における表記については、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
	市町村	市区町村													
・地方税	87	9													
・国民健康保険	16	136													
・住民基本台帳	132	7													
37	地方税の用語解説 ・4 ガバメントクラウド ・地方自治体は現在の課内システムを使い続けることはできない／ガバメントクラウドに切り替えるしか選択肢はない？	F	ご質問にお答えします。 ガバメントクラウドへの移行は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく地方公共団体の努力義務ですが、この法律の施行により、システムベンダーのシステム供給体制に大きな変更が生じることが予想され、現行システムを安定的に使い続けることができなくなると考えています。												
38	・5 ガバメントクラウド運用管理補助者 ・管理補助者は管理者を補助する。管理者は地方公共団体（=新宿区）と思われる。 ・想定外のことが起きた場合を含めて、最終事故責任は新宿区にあるのか？	F	ご質問にお答えします。 利用環境であるガバメントクラウドの管理者は、地方公共団体ではなくデジタル庁です。事故等が発生した場合の責任は起因者となりますが、一般的に、住民に影響が生じた場合の対応等は地方公共団体が行い、これにより生じた損害等については求償するなど適切に対処していくものと考えます。												
39	・10 個人番号 ・個人番号と対比した、シリアル番号の解説が欲しい。	F	ご質問にお答えします。 シリアル番号とは、個人番号カードに格納されている電子証明書に割り当てられる固有の番号のことです。												
40	・11 コンビニ交付クラウド ・コンビニとキオスクとは違うのか？	F	ご質問にお答えします。 キオスク端末とは、用語解説に記載のとおり、タッチパネル等の簡単な操作で、必要な情報を入手したり、様々なサービスを利用することができる端末装置のことです。 全国の主要なコンビニエンスストア等に設置されており、コンビニエンスストア等で住民票等の各証明書が取得できることから、その仕組みを「コンビニ交付」と呼んでいます。												

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
41	・ 12 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット） ・ 住基ネットの上で新しい特定個人情報などを利用したデータが流れている／住基ネットとは別に新しいネットワークが作られている？ ・ （別添 1）事務の内容の説明図に住基ネットに接続する区システム（項番 13 ?）を図示してほしい。 ・ 住民基本台帳ネットワークシステムと既存住民基本台帳システムとの違い？	F	ご質問にお答えします。 住民基本台帳ネットワークシステムに記録される項目は、本人確認情報（個人番号の他に法律で定められている氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びこれらの変更情報）に限られます。 住民基本台帳ネットワークシステムは、「市町村」「都道府県ネットワーク」「全国ネットワーク」が各専用サーバを通じて繋がっており、これを総称したものととなります。 「住民基本台帳に関する事務全項目評価書」9頁、11頁の事務の内容図に記載されている「住民記録システム」が、住民基本台帳ネットワークシステムに接続する区システムとなります。 「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」において住民基本台帳ネットワークシステムに接続するシステムについては、それぞれの事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。 住民基本台帳ネットワークシステムとは、用語解説に記載のとおり、住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークシステムのことです。 既存住民基本台帳システムとは住民基本台帳をデータベース化したシステムのことです。 主な機能としては、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成する住民基本台帳の作成や転入届等に基づく住民票の記載等があります。また、団体内統合宛名等システムや住民基本台帳ネットワークシステム等との情報連携を行います。
42	・ 14 住民票コード ・ 個人番号を住民票コードとは別に作ったのは何故か？ ・ 住民票コードを変換して個人番号を作ったとすれば、無駄作業ではないか？	F	ご質問にお答えします。 住民票コードは行政機関のみが利用できる、平成14年8月より設定された、個人ごとに無作為に作成された11桁の番号です。この番号は、住民基本台帳法で規定された行政事務の申請や届け出のみに使用することができ、具体的にはパスポートの申請や年金を受給している人の現況届等が挙げられます。 個人番号は行政機関だけでなく、社会保障・税・災害対策の分野に限り、民間企業での活用もできます。 例えば、民間企業の社員証、証券口座開設、住宅ローンの契約等の際に、個人番号を利用することで、確実・簡単な本人確認が可能になります。
43	・ 18 総合行政ネットワーク（LGWAN） ・ 「そのセキュリティ能力は非常に高いとされています。」ということは、盗聴されるリスクがあると理解する。	E	ご意見として伺います。 総合行政ネットワークのセキュリティ能力は非常に高く、安全に運用できると考えています。
44	・ 19 操作ログ／アクセスログ ・ 記録（履歴）の保存期間？	F	ご質問にお答えします。 記録の保存は、対象となる情報によって1年から7年の適切な期間を定めて運用しています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
45	・ 20 団体内統合宛名等システム ・ このシステムは新宿区本庁舎内にある？ ・ 「団体内」を付ける／新宿区内としないのは何故？	F	ご質問にお答えします。 団体内統合宛名等システムは、物理的には本庁舎外に構築しています。 「団体内統合宛名」は、社会保障・税番号制度において示されている固有名詞です。
46	・ 21 団体内統合宛名番号 ・ 団体内統合宛名番号は国保p131：共通KEY（住民番号）と同じ／別？	F	ご質問にお答えします。 団体内統合宛名番号は、新宿区内で個人を一意に特定できる番号で、団体内統合宛名等システムで作成・管理されている番号であり、国保システムにおける共通KEY（住民番号）とは異なります。
47	・ 22 地方公共団体情報システム機構 ・ 機構職員の身分は公務員？	F	ご質問にお答えします。 地方公共団体情報システム機構は、国と地方公共団体が共同で管理する法人であり、職員の身分は公務員ではありません。
48	・ 27 庁内連携システム ・ （別添 1）事務の内容の説明図に住基ネットに接続する区システム（項番 13 ?）を図示してほしい。 ・ 項番 15、20との位置関係？	F	ご質問にお答えします。 「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」9頁、11頁の事務の内容図に記載されている「住民記録システム」が、住民基本台帳ネットワークに接続する区システムとなります。 地方公共団体が国及び他機関と情報提供ネットワークを介した情報連携を行うために、各自治体内に整備しているのが団体内統合宛名システムです。
49	・ 29 特定個人情報 ・ 特定個人情報から個人番号を削除、黒塗りをすれば個人情報として提供・移転が可能？	F	ご質問にお答えします。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、特定個人情報は、個人番号をその内容に含む個人情報と定義されていることから、特定個人情報の内容から個人番号を削除した場合、特定個人情報ではなくなり、通常の個人情報として取り扱われることとなります。そのため、個人情報の保護に関する法律に基づく提供等も可能になります。
50	・ 35 符号 ・ 「個人の識別子」をわざわざ付けるのは何故／個人番号があるから不要なのでは？	F	ご質問にお答えします。 個人の識別子は、セキュリティやプライバシー保護の観点からシステム設計されたものです。
51	・ 36 プライバシーマーク ・ 公共事業入札のように、レベルがある？ ・ 国内規格／国際規格 ISO ? （国民健康保険の用語解説の項番50により詳しい説明）	F	ご質問にお答えします。 プライバシーマーク制度は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、日本産業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に準拠した「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づいて、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関して使用を認める制度です。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
52	・ 39 ASP ・ GAFAM／ネット接続プロバイダー／その代理店／下請け／ソフトウェア開発会社・個人でもASP？	F	ご質問にお答えします。 ASPはアプリケーションを提供するものをさす用語であり、属性は無関係です。
53	・ 40 ISMAP ・ 項番36と関連がある／ない？ ・ レベルがある？ ・ 現在、登録済みの企業数？ ・ 新宿区の契約企業は全てISMAPの評価を受け、登録されている？ 国民健康保険の用語解説の項番56にISMAPのフル名称が書かれている。	F	ご質問にお答えします。 ISMAPは、プライバシーマークとは直接的な関係はありません。解説にある通り、クラウドサービスの評価・登録するものであり、企業を評価・登録するものではありません。新宿区が利用するクラウドサービスは、すべて評価・登録されています。
54	・ 41 NISC政府機関統一基準群 ・ 新宿区のシステムはこの基準をクリア？	F	ご質問にお答えします。 新宿区の情報システム等はこの基準を満たすように設計・運用しています。
55	・ 42 OS ・ 新宿区の計算機のOSは一般的なWindows／国産？	F	ご質問にお答えします。 オープンソースも含め、用途に応じて様々なオペレーションシステムを採用しています。
56	・ 43 SSL ・ 暗号化のレベル？	F	ご質問にお答えします。 現在の通信規格は、TLS1.2及び1.3を使用しています。
57	・ 44 VPN ・ 仮想的（ソフトによる）専用回線はどの程度安全？ ・ 項番18：LGWANはハードによる専用回線と理解するので、より安全 ・ VPNとLGWANの使い分け状況？	F	ご質問にお答えします。 通信相手、取り扱う情報の重要度、運用経費を総合的に判断して、適切な通信回線を選択し運用しています。 LGWANは接続団体を限定した閉域ネットワークであり、VPNは仮想専用回線を構築する技術であるため、比較できません。
58	国民健康保険の用語解説 ・ 2 医療保険者等向け中間サーバ ・ 「5 制度」とは何ですか？	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
59	・ 7 記号番号 ・ 国民健康保険は世帯単位、後期高齢者医療保険は個人単位、課税は世帯単位、所得があれば個人単位、給付は生計を一にする家族単位？ ・ 法の前の平等原則からいずれ全て個人単位になる？	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」及び「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
60	・ 8 擬制世帯主 ・ 世帯単位を維持するから「擬制世帯主」のパッチが必要になる？	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。

No.	ご意見の要旨	対応	区の方考え方
61	・ 11 国保総合システム ・ (別添 1) 事務の内容の図中に明示してください。 ・ 国保総合PCと同じ／別？ (国保総合PCを (別添 1) 事務の内容の図中に明示してください。	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」(素案)に係るご意見については、当該事務のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
62	・ 17 資格確認書 ・ 現在の国民健康保険証、あるいは新健康保険証の名称も可能。 個人番号カードを普及するために国民健康保険証を廃止したために考え出された名称？	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」(素案)のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
63	・ 18 資格情報通知書 ・ マイナ保険証の取得に関わらず、同じ証、書を出せば、簡単なのに、デジタル化により事務量が増えている？	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」(素案)のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
64	・ 39 統合滞納管理システム ・ (別添 1) 事務の内容の図中に明示してください。	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」(素案)に係るご意見については、当該事務のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
65	・ 45 被保険者証 ・ 「国民健康保険に加入している者に交付される保険証。」：正しい定義。 ・ 資格確認書、資格情報通知書ではなく、保険証が正しい名称。	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご意見については、当該事務に関する「全項目評価書」(素案)のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
66	4. ここからは私のパブリック・コメントの中心 (1) 前提：個人のプライバシー等の権利利益を保護するために考えなければならないこと ・新宿区の宣言「個人のプライバシー等の権利利益の保護」に書かれているように、行政が利用している情報を個人番号を利用して管理することは国民、区民のプライバシー等の権利利益に影響を与えようようなレベルではない。本人は忘れてしまっているような情報を含めて、誕生から死亡までの行政が取得した所得（フロー）・資産（ストック）、健康・病歴、仕事、家族、住宅、学校歴・成績、社会的ステータス、評判、発言などの情報の蓄積を意味する。行政が持っている全情報は個人情報により特定の個人に紐付けられている／紐付けることが可能である。 ・GAFAMなどもサービス利用者の情報を蓄積しているが、以前は匿名での利用が多かったが、現在では利用者登録が必須になっている。利用者登録を実名以外ですることは可能だが、利用者の端末情報、位置情報、作成文書の特性などから、利用者を特定することがほとんど可能になっているものと思われる。 ・携帯の取得には行政が発行した顔写真付き証明の提示が現在では必要になっている。これにより、携帯の位置情報から利用者の行動履歴が解かる。携帯で伝えられる音声は最近の音声認識により文字データに変換が可能になっているので、利用者の種々の情報の取得が可能である。まだ、現在の計算機の処理能力では全通話を監視することは不可能だが、特定の端末／個人を監視することは法律、技術としては可能になっている。全ての通話記録を保存して、防犯カメラのように必要な時には過去に遡って、視聴し解析することはいずれ可能になる。 ・GAFAMが持っている個人情報と行政が持っている情報とが統合された場合、プライバシー保護をしない限り、プライバシーは消滅すると予想される。 ・個人番号カード機能のスマホ搭載はアンドロイド端末では既に可能、iPhoneへの搭載は2023年5月に岸田総理（当時）と米Apple社CEOのティム・クック氏とのテレビ会談が行なわれ、2025年春にリリース予定であることから、行政と民間の情報が統合されつつあり、 ・特定個人情報に関しては特別法令により規制されているが、特定個人情報に当たらない個人情報は個人情報保護法で規制されているだけである。 ・介護や医療のサービスを利用する時だけでなく、ネット上のWebsiteのサービスを利用する時にもプライバシーポリシーに同意を求められることが多い。この中に、個人情報を一定条件の下に利用するが、「第三者に情報提供する場合がある」と明記されている場合があり、Websiteの裁量に委ねることになる。 ・情報公開法、条例により行政文書の開示が可能になっているが、但し書きで、非公開となる場合が列挙されている。行政は但し書きを根拠に非公開とすることも多い。さらに、情報公開法に合法的に対処するために、行政は行政文書を作らない／口頭で済ます（上の東京新聞記事：保険証の廃止時期の決定など）、文書をなるべく早く削除するなどの対応もしばしば取られている。すなわち、情報公開法を情報非公開法として行政は運用している。	E	ご意見として伺います。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
	・ 特定個人情報は特別法令により規制されているのでプライバシーは守られるが、合法的に特定個人情報の利用範囲が拡大されている。したがって、特定個人情報の特別法令は規制ではなく、利用拡大のための法令として使われている。 ・ したがって、特定個人情報の利用の規制がなくなった場合、行政が持っている個人情報で可能になるリスクを予想して、行政のデジタル化の行く末を私は考えている。そして、絶望している。 ・ 同様な手法は原子力発電所の安全対策でも取られている。原子力発電所の放射性物質（燃料）はペレットとして固められ、被覆管で覆われ、圧力容器に収容され、さらに格納容器に収められ、建屋に設置されているので、放射性物質の外部への漏れはないとされている。その結果、原子力発電所の事故が発生しても放射性物質が全量外部へ漏れることはない（これは安全神話と私は考えている）ので避難範囲はかなり狭い範囲に限定される。その結果、原子力規制委員会は住民の避難計画を安全対策の評価の対象にしていないのではないかと私は考えている。 ・ 放射性物質が全量外部へ漏れることを最大の被害と想定し、原子力発電所の建設を進める必要があると機械系のエンジニアだった私は考えている。 ・ 行政と民間の情報統合はハイリスク。行政の情報より民間の情報の方が多く、行政の情報は民間の情報の一部に過ぎない。デジタル後進国の日本はデジタル化を急ぐために規制するより利活用を優先して、国、行政が持っているビッグデータと特定個人情報の利活用に熱心である。 ・ デジタル化を推進する上での国の役割は、利便性を経験させ、プライバシーアレルギーを解消し、法的整備をし、情報流通のインフラを整備することである。 ・ ポイント付与により個人番号カードを普及させ、マイナポータルを利用させ、健康保険証の廃止により個人番号カード（マイナ保険証）の利用に代表される各種カード（運転免許証、図書館利用者カードなど）と一体化された個人番号カードの利用を半ば強制している。 ・ 政府が進めているのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化である。 ・ 一見、よさそうな目標のようだが、近い将来、国民は A I 技術にサポートされながら、ガバメントクラウドに直接データ入力し、政府はそれに基づき、サービスを提供する。自治体の役割は減少し、もしかすると、自治体は不要になり消滅しているかもしれない。国民はサービスを利用していると思っていても、政府に誘導されたサービスを選択しているだけかもしれない。 ・ 少数の人でガバメントクラウドの運営、管理が可能で、大多数はサービスを利用する側になる。その結果、ガバメントクラウドを運営、管理する少数の人は独裁者になり、運営、管理する少数の人とサービスを利用する大多数との格差が拡大する。 ・ 各個人の情報は充実していて、政策の嗜好も推定可能になっているので、選挙の必要性もなくなり、議会は消滅しているかもしれない。 ・ 人々は議論しなくなっているかもしれない。		

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
67	(2) 結論 ① 1つの個人番号で全ての個人情報と紐付けることは避けるべき。 ・1つのマスターキー、パスワードを使い回すのと同じで、1つの個人番号で個人情報を紐付けることは簡単で、効率が良いかもしれないが、漏洩、悪用されるリスクが高くなる。1つのマスターキー、パスワードを使い回すことはコンピューターリテラシーで禁止されていることを日本の行政機関で行っている。法令と運用でリスクを回避できると信じるのは日本の行政機関の特殊性か、日本の神話である。この特殊性、神話を維持するために多額の予算が使われ、多分、作業従事者は神経をすり減らし、人格までも破壊しているかもしれない。 ・行政のファイル、システムごとに検索することにより個人情報を抽出する方法は計算機負荷が大きく、効率が悪いが安全である。	E	ご意見として伺います。 マイナンバー制度では従来どおり個人情報を各行政機関等が分散して保有しています。他の機関の個人情報が必要となった場合には、法で定められるものに限って、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」の仕組みとなっています。
68	②現在の個人番号カードの取得は任意とすることを維持する。個人番号の取得に対して、行政は中立的であるべきである。	E	ご意見として伺います。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人番号カードの取得は任意とされています。
69	・現在の個人番号カード交付申請書の注意書き： 【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、☐を黒く塗りつぶしてください。 ☐ 署名用電子証明書（15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。） ☐ 利用者証明用電子証明書 【ご注意】電子証明書は、健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax 等の電子申請、マイナポータルへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。 ・☐を黒く塗りつぶすのではなく、発行を受ける／受けないの選択肢にする。	E	ご意見として伺います。 個人番号カードの取得は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、任意とされています。また、個人番号カード交付申請書の様式は総務省が定めており全国統一様式となっています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
70	・ e-Taxの電子申請は個人番号カードの電子証明書の発行を受けなくても、ネット上のe-Taxのページに紹介されている7種類の方法で利用者番号を取得すれば、電子申請が可能であることを紹介すべき。	E	ご意見として伺います。 e-Taxの利用に必要な利用者番号の取得方法等については、国税庁がホームページ等で案内しています。 また、区では毎年、区広報や公式ホームページにより確定申告期間をお知らせする際に、e-Taxの利用についても案内を掲載し、周知に努めています。
71	③電子証明書に使われているシリアル番号が個人番号よりも重要である。 a.署名用の電子証明書 ・ インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用 ・ 電子申請（e-Tax等） ・ 民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録など b.利用者証明用の電子証明書 ・ インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用 ・ 行政のサイト（マイナポータル等）へのログイン ・ 民間のサイト（オンラインバンキング等）へのログイン ・ コンビニ交付サービス利用 など ・ この2つの電子証明書にシリアル番号が使われている。 ・ 「利用者証明用電子証明書」の有効期限は5年で、「利用者証明用電子証明書」が更新されるとシリアル番号も更新されるが、新「シリアル番号」から旧「シリアル番号」を取得する仕組みがあるため、追尾が可能。 ・ シリアル番号を使って、オンラインショップやネットバンクが、個人を長期に渡りモニタリングが可能 ・ シリアル番号を使って、プラットフォーム事業者が、一人の利用者の情報を、多数の民間事業者との間で集約、発信が可能。 ・ シリアル番号は個人番号と同様に個人を誕生から死亡まで追跡が可能 ・ 民間に利用が解放されていて、民間業者間で名寄せが可能 なので、利用者は個人番号よりシリアル番号（利用者証明用の電子証明書）の利用には注意が必要。 ④以上をまとめれば、シリアル番号の利用に注意することは難しいので、 ・ 個人番号カードを作らない。 ・ 個人番号カードに「利用者証明用電子証明書」を付けない。（シリアル番号は発行されない。） のが安全なので、推奨される。 ・ ただし、2つのいずれかの対策を選択した場合、行政外部でのサービスが利用できなくなる不利益は受忍するとして、行政内部での処理に関して不利益を受けることがないことを要求する。個人番号はほとんど全ての人に発行され、それにより行政内部の処理を合理化するためのものであり、不利益を受けるとすれば、特定個人情報保護の運用に問題があるからである。	E	ご意見として伺います。 利用者証明用電子証明書は希望者のマイナンバーカードのICチップに搭載され、オンラインで利用者本人の認証を公的に行うことができるものであり、行政機関だけでなく民間事業者の各種サービスにもご利用いただけます。利用者証明用電子証明書により利用者本人の認証の事務を行う従業者等に対しては、法令により目的外利用の禁止及び秘密保持が義務付けられています。 マイナンバーカードの取得は任意であり、取得の有無によって不利益を受けることはありません。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
72	⑤今後の課題として残されたことが、特定個人情報保護評価はプライバシー影響評価とは別の日本独自の制度と捉える必要があるかどうかである。	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（PrivacyImpactAssessment:PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。
73	個人情報を守るためのチェックをしっかりと行いしてほしい。そのための職員体制も充分にしてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 特定個人情報を利用する事務の実施にあたっては、担当部署において少なくとも年1回、特定個人情報保護評価書の記載事項の見直しを行うこととしています。 また、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するために内部監査を毎年行うとともに、外部監査も適宜行うこととするなど、特定個人情報を保護するための様々な措置を講じています。